

令和2年第3回定例会

むかわ町議会会議録

令和2年 9月10日 開会

令和2年 9月11日 閉会

むかわ町議会

令和2年第3回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月10日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	8
町長の行政報告及び提出事件の概要説明	8
一般質問	13
大 松 紀美子 議員	13
野 田 省 一 議員	24
東 千 吉 議員	35
中 島 勲 議員	44
北 村 修 議員	53
散 会	66

第 2 号 (9月11日)

議事日程	67
本日の会議に付した事件	68
出席議員	68

欠席議員	6 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職指名	6 9
事務局職員出席者	7 0
開 議	7 1
議事日程の報告	7 1
報告第 9 号の上程、説明、質疑	7 1
報告第 1 0 号の上程、説明、質疑	7 2
報告第 1 1 号の上程、説明、質疑	7 3
報告第 1 2 号の上程、説明、質疑	7 4
報告第 1 3 号の上程、説明、質疑	7 5
認定第 1 号から認定第 7 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	7 7
諸般の報告	8 7
議案第 6 5 号から議案第 6 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
議案第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
議案第 6 9 号から議案第 7 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
意見書案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
意見書案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
意見書案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
意見書案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
所管事務調査報告の件	1 3 2
閉会中の特定事件等調査の件	1 3 4
議員の派遣に関する件	1 3 5
閉議及び閉会	1 3 5
署名議員	1 3 7

むかわ町告示第41号

令和2年第3回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月31日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和2年9月10日（木）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員	
3番	山	崎満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員
5番	大	松紀	美子	議員	6番	三	上純	一	議員
7番	野	田省	一	議員	8番	三	倉英	規	議員
9番	星	正	臣	議員	10番	津	川	篤	議員
11番	北	村	修	議員	12番	中	島	勲	議員
13番	小	坂利	政	議員					

不応招議員（なし）

令和2年第3回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年9月10日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	東 千吉	議員	2番	舞 良喜久	議員
3番	山 崎 満 敬	議員	4番	佐 藤 守	議員
5番	大 松 紀美子	議員	6番	三 上 純 一	議員
7番	野 田 省 一	議員	9番	星 正 臣	議員
10番	津 川 篤	議員	11番	北 村 修	議員
12番	中 島 勲	議員	13番	小 坂 利 政	議員

欠席議員（1名）

8番 三 倉 英 規 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹

総務企画課 主幹	梅津 晶	総務企画課 主幹	柴田 巨樹
総務企画課 主幹	菊池 功	町民生活課長	萬 純二郎
町民生活課 主幹	菊池 恵美	健康福祉課長	藤江 伸
健康福祉課 主幹	今井 喜代子	健康福祉課 主幹	熊谷 伸一
産業振興課長	酒巻 宏臣	産業振興課 参事	太田 剛雄
産業振興課 主幹	高木 龍一郎	産業振興課 主幹	藤田 浩樹
建設水道課長	山本 徹	建設水道課 主幹	江後 秀也
建設水道課 主幹	佐藤 琢	会計室主幹	松本 和香
地域振興課長	石川 英毅	地域振興課 主幹	長谷山 一樹
地域振興課 主幹	菅原 光博	恐竜ワールド 戦略室長	加藤 英樹
恐竜ワールド 戦略室主幹	戸嶋 英樹	恐竜ワールド 戦略室主幹	櫻井 和彦
地域経済課長	吉田 直司	地域経済課 主幹	藤野 真稔
地域経済課 主幹	西村 和将	国民健康保険 穂別診療所 事務長	西 幸宏
教育 長	長谷川 孝雄	生涯学習課長	八木 敏彦
教育振興室長	田口 博	生涯学習課 主幹	松本 洋
生涯学習課 主幹	佐々木 義弘	選挙管理委員 会事務局長	成田 忠則
農業委員会 事務局 会長	東 和博	農業委員 会 会長	藤野 真稔
監査委員	数矢 伸二		

事務局職員出席者

事務局 長 今井 巧 主 査 長谷山 美香

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

開会に先立ちまして、平成30年9月6日に発生いたしました胆振東部地震から2年が経過をいたしました。胆振東部地震で亡くなりました多くの方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々が一日も早く安心・安全な暮らしを取り戻せることを強く願うものがあります。

ここで、議事に入ります前に、犠牲となられた多くの方々の御霊に対し、哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。御起立をお願いします。

黙禱。

黙禱を終わります。

ありがとうございました。御着席願います。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回むかわ町議会定例会を開会します。

あらかじめ申し上げておきます。

連日、むかわ町は暑さが続いております。今日も一定程度室内の温度が高くなることが予想されますので、あらかじめ服装は自由とさせていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、山崎満敬議員、4番、佐藤守議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、9月4日開催の第5回議会運営委員会での本定例会の運営に係る協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、9月4日に開催しました第5回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第3回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は21件で、その内訳は、報告5件、認定7件、議案9件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括として議題とする案件は、認定第1号から認定第7号までの7件、議案第65号から議案第67号までの3件、議案第69号から議案73号までの5件で、会期日程表に記載のとおりであります。

なお、認定第1号から認定第7号までの各会計歳入歳出決算に関する決算審査については、議長及び監査委員を除く全議員で構成する令和元年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は7件であり、その内訳は、意見書案4件、報告1件、その他2件であります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については3件であり、8月31日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号5番から受理番号7番は全て所管の委員会構成委員で意見書案第5号から意見書案第7号として提出されております。

また、陳情文書表の2件については、6月定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

8月31日に開催された所管の各常任委員会協議会で協議の結果、受理番号12番は意見書案第8号として所管の委員会構成委員で提出されております。受理番号13番については、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会から調査終了または調査継続に伴う報告書が、恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から中間報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか4名から11項目の通告があり、その取扱

いは通告どおりといたします。

今回の一般質問につきましては、特別養護老人施設に対する施設の在り方、新型コロナウイルス感染症対策に関わるPCR検査関係で提出されております質問に類似する内容が想定されますことから、質問される方は質問事項が重複しないよう配慮願います。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から11日までの2日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議場内ではマスク着用とするほか、引き続き各種対策を講じることとしたことから、一般傍聴の制限、議席配置の一定間隔の確保、一般質問及び提案等における自席での発言など各種対策を講じることとします。

次に、本会議場における服装ですが、クールビズの励行によりネクタイの着用は自由とし、上着については議長の判断によることとさせていただきます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきましては、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和2年第5回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から11日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日までの2日間に決定いたしました。

また、議会運営委員長からの報告のとおり、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議場内でのマスク着用、一般傍聴の制限、一般質問及び議案提案等における自席での発言など各種対策を講じることといたします。

なお、説明員の出入りも、議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だよりの第107号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長からの行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに令和2年第3回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には何かとお忙しい中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

初めにですが、町の発展に多大な御貢献をいただいた旧鶴川町長の大内良一様が、去る6月23日に御逝去されました。数々の御功績等に敬意を表しますとともに、心からお悔やみを申し上げまして、ここに謹んで御報告を申し上げます。

さて、提出事件の概要説明の前に、5点について行政報告を申し上げます。

まず1点目は、北海道胆振東部地震の対応についてであります。

地震発生から2年が経過しました。この地震で犠牲となられました方々に対し、改めて哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

震災以降、むかわ町では全国各地の多くの皆様から多大な御支援と御協力をいただき、また、議員各位をはじめ、町民の皆様から力強い御支援、御協力をいただきながら、昨年7月に策定したむかわ町復興計画を基に、被災された方々の住まいの再建を最優先課題として復旧・復興に全力で取り組んできております。

8月末現在、災害復旧工事における状況は、土木施設や建築施設、上下水道施設災害にお

ける工事件数は209件、完了分は202件、発注分は6件、未発注は1件となっており、順調に復旧をしているところでもあります。

このほか、住まいの確保として末広団地18戸、文京ハイツ12戸の整備における8月末現在の進捗率は約50%となっております。居住棟部分の完成を10月末に予定をしているところでもあります。2棟の住宅に対し、仮設住宅やみなし仮設住宅から入居を希望されている方々は、末広団地で16世帯、文京ハイツでは9世帯ありましたが、選考の結果、8月末には全ての世帯、希望どおり入居が決定したところでございます。なお、10月末使用期限を迎える大原仮設住宅につきましては11月末まで使用継続を行い、住宅に引っ越しをする期間を設けることとしました。現在建設中の鶴川高校生徒寮も年内には完成予定であり、これにより、被災した方々の住まいの確保が全て可能となる見込みとなったところでございます。

また、被災した鶴川、穂別両地区の市街地の再生につきましても、今後、まちなか再生検討会の議論などを受け、事業の具現化に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目として、新型コロナウイルス感染症における6月11日開催の第2回定例会以降の町の対応状況について御報告を申し上げます。

国内における感染者は9月9日現在7万3,241人となり、東京都をはじめ、全国的に都市部での感染というのが目立っております。政府は7月3日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置しております。この分科会での内容を受け、北海道は、8月25日、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、分科会の提言に準ずることを基本としながら、5,000人規模のイベントの緩和というのを当初8月末としておりましたが、9月末までに延長し、分科会が示した4段階の感染状況を5段階とし細分化する考えを決定したところでございます。

なお、現行の警戒ステージは警戒レベルが最低の1とされ、新北海道スタイルの実践と徹底、注意喚起に努める段階に位置づけされております。9月9日現在、道内におきましては1,827人の感染が確認され、胆振振興局管内ではこれまで26人が確認されておりますが、8月14日以降、新たな感染者の発生が確認されていない状況でございます。

なお、現在、道内の患者数は74人、死亡者105人、陰性確認済み累計1,648人と小康状態が続いているところでもございます。

町の対応につきましては、これまで同様、国や北海道の動きと連動し、町全体として連携を図り、適時適切な情報提供と感染症拡大防止対策を講じながら、国や北海道と連携した緊

急支援対策にも引き続き取り組んでまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

3点目は、J R 日高線における日高管内臨時町長会議の経過について御報告を申し上げます。

本件につきましては、第2回定例会で、6月4日開催の日高7町臨時町長会議の概要について御報告をしたところでもございます。その後、むかわ町には参加要請はありませんが、7月16日、8月12日に開催されましたので、その概要につき御報告を申し上げます。

7月16日の会議では、日高7町の最終合意には至らなかったところではありますが、8月12日の会議では、報道にありましたとおり、来年3月末で鷓川から様似間116キロメートルを廃止し、4月から代替バスを運行することで、今月中にもJ R 北海道と最終合意する方針が決定されております。

全会一致による決定ではありませんが、不通から5年半以上が経過し、これ以上先延ばしはできないとして、日高7町としての苦渋の決断をしたものであり、本町としましては、これまでの日高7町における協議の意向を尊重するとともに、鉄道が存続する町として、鉄道がバスに転換されても、一本の路線として日高線の積極的な利用促進、維持、存続に向け、関係自治体、関係機関と連携を強化してまいります。

なお、鷓川駅から汐見駅までの区間につきましては、J R 北海道からバス転換に向けた個別協議の申出があり、現在、事務レベルでの課題整理等を進めているところであり、今後の動向につきましても随時御報告をさせていただきますので、御理解を願いたいと思います。

次に、4点目は旧生田小学校の利活用の件について御報告を申し上げます。

旧生田小学校は廃校後の利活用が定まっていなかったことから、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトに登録し貸与先や売却先を公募してきたところですが、昨年1月に札幌市のふれあい事業協同組合から介護職種、病院福祉施設と給食製造職種で就労する外国人技能実習生研修施設としての活用のため、本町に照会、使用貸借の申出があり、昨年12月にむかわ町議会全員協議会におきまして、その経過や使用貸借の条件等につきまして御説明を申し上げたところでございます。この申出により、生田、旭岡、キキンニ、有明自治会を対象として、今年1月20日、2月23日に、施設利用について事業者同席による地域説明会を開催し、理解を求めてきたところです。

その後、3月以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止により協議を延期していたところですが、7月12日に最終の地域説明会を開催後、8月下旬まで周辺4自治会の同意が得られたこ

とから、活用について許可する運びとなりましたので、御報告を申し上げます。

次に、5点目でございます。

今年の農作物の生育販売状況について御報告申し上げます。

まず、今年の気象概況は、4月から5月下旬までは気温が平年よりも低めで降水量が少なく経過しましたが、6月に入ってから8月下旬までは降水量は少ない傾向が続きながらも、平均気温が高く推移し、日照時間は平年並みとなっております。

農作物の生育状況についてでございますが、9月1日現在の胆振農業改良普及センター東胆振支所公表によりますと、水稻は3日早く、大豆、小豆は5日、トウモロコシは3日早い状況であります。バレイシヨの収穫は順調に進んでおり、全般的に生育はやや早めとなっております。

水稻の作柄につきましては、農林水産省北海道事務所発表の8月15日現在での胆振は「やや良」で、対平年比105から102%が見込まれております。農協調査による稔実歩合は、鶴川地区88.7%、穂別地区94.3%でありました。天候により登熟が順調であることから、良品質な豊作年になることをぜひ期待しているところでございます。

畑作物は、5月下旬の低い気温と降水量不足で生育に遅れを生じました。秋まき小麦につきましては既に収穫を終えておりますが、生育はやや早く進み、穂数が平年より少ないものの、収穫量は平年並みでありました。これから収穫される大豆、小豆は、着莢数が小豆は平年並みであり、大豆がやや多くなっており、生育が順調であることから、平年並みの収穫量になると予測されております。

次に、直近の各農協の農産物の取扱いについて、特徴的な事項を報告いたします。

鶴川地区は、春レタスにつきましては小玉傾向でありましたが、出荷数量が多く、平均単価が高かったことで、計画対比103%で約2億7,500万円の販売実績となっております。

トマトにつきましては、7月17日から共選が始まり、気温が高い影響もあり、出荷最盛期が平年よりも早くなっております。単価は平年並みですが、出荷数量が多いことから、計画販売額を大きく上回ると見込まれております。

花卉につきましては、新型コロナウイルス感染症による花卉需要低下の影響で、6月までは単価が低迷していましたが、7月より一部品種によっては回復の兆しが出始めているものの、計画販売額より低くなる見込みとなっております。

穂別地区は、生育期間中の天候に恵まれ、全般的に品質や収量がよい傾向となっております。

メロンにつきましては、糖度が高い大玉傾向で出荷数量が多く、平均単価も平年並みであること、さらに、加工用メロンも順調に出荷されたことから、計画販売額どおりになると見込まれております。

カンロにつきましては、出荷数量が少ないものの平均単価が出荷初めから高く推移していることで、計画販売額を達成できると見込まれています。

カボチャにつきましては、収穫作業は順調で、平均単価が低く推移してきていますが、反収が平年より高いことから、計画販売額を達成できることを期待しているところでもございます。

以上のことから、本町における農作物の生育状況につきましては、現時点、総じて順調であることを御報告いたします。

以上を申し上げまして、第3回定例会に当たりまして、5件の行政報告に代えさせていただきます。

さて、本定例会で御審議いただく事件についてでございます。報告が5件、認定7件、議案9件でございます。

報告第9号 令和元年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書の一部訂正の件につきましては、令和2年第2回むかわ町議会定例会において報告しました繰越明許費繰越計算書につきまして、一部を訂正し報告をするものでございます。

報告第10号 放棄した債権の報告に関する件につきましては、令和元年度に放棄した債権の内容につきまして、むかわ町債権管理に関する条例の規定により報告するものでございます。

報告第11号 令和元年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきましては、令和元年度各会計決算に基づく健全化判断比率等につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

報告第12号 専決処分報告に関する件につきましては、その他林道春日旭岡線（第2号箇所）災害復旧工事の契約金額の変更を令和2年8月7日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

報告第13号 専決処分報告に関する件につきましては、町道栄豊田線災害復旧工事第2工区の契約金額及び工期の変更を令和2年8月19日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

認定第1号から認定第7号につきましては、令和元年度むかわ町各会計決算につきまして、

地方自治法及び地方公営企業法の規定により関係書類を提出し、議会の認定に付するものでございます。

議案第65号から議案第67号、北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件につきましては、いずれも組合規約の一部変更につきまして、議会の議決を得るものでございます。

議案第68号 むかわ町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例案につきましては、個別受信機の整備及び基地局の追加等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第69号から議案第73号、令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）、令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）、令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、いずれも事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長の行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） まず、5番、大松紀美子議員。

○5番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

町民の安心・安全対策について伺います。新型コロナに関わる問題です。

少し前になりますが、町内で新型コロナウイルスの感染者が出たのですかと問合せがありました。その後も、PCR検査を待っている人がいるのですかと聞かれたこともあります。行政が感染状況に関する情報開示を行うことで、町民は正しい状況、実態を共有でき、感染対策として一人一人が何を行うべきかがより明らかになると考えています。

1つ目にですが、町民の感染者はいますか。また、PCR検査数は何人か伺います。

2つ目に、現在、感染防止を促す防災無線によるアナウンスは行っていませんが、継続した感染防止対策の啓発を行うことが重要と考えますが、見解を伺います。

3つ目に、新型コロナ感染症とインフルエンザは症状の見分けがつきにくいとされ、この冬、同時に流行した場合に備えた対策が必要と考えます。インフルエンザ予防ワクチン接種の推奨について、また、16歳から64歳までの町民のワクチン接種についても助成を行う考えはないか伺います。

4つ目に、この間、全国で病院や診療所、介護施設などで集団感染が発生し、感染急増の要因となっています。医療機関や施設を利用する高齢者や有病者などの感染は、命の危険につながります。東京都では、コロナ感染で6月末までに亡くなった325人のうち51.7%は院内感染、施設内感染によるものだったことが判明しています。集団感染を未然に防ぎ、重症化、死亡のリスクを回避するために、医療や介護、教育従事者など出入り業者を含む関係者全員に、定期的なPCR検査を行うことが必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） それでは、1番と2番に関しまして、私のほうから答弁させていただきますと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染者は、本町では現在のところ、おりません。

PCR検査につきましては、一般的に発熱をし、病院にかかり、エックス線などで肺炎像が写った場合など肺炎の疑いがあった場合、PCR検査を行うことになっておりまして、保健所から検査に進んだ旨の報告があります。

また、苫小牧保健所に確認したところ、濃厚接触者の方がPCR検査を行った場合については、町への報告はされないこととなっていますので、本町におけるPCR検査数全体については把握できませんので、御理解を願いたいと思います。

また、感染予防を促すアナウンスにつきましては、2月14日から、小まめな手洗い、人混みでのマスク着用をはじめ感染予防について、町ホームページ、防災行政無線、情報端末、新聞折り込み、またフェイスブックなどを通じて、胆振総合振興局管内の注意報が解除となった7月6日までの間、行ってきました。町民皆さんの個々の感染予防や事業所などが実施する北海道スタイルの定着については、一定の効果があったと考えております。今後も、北海道内や胆振総合振興局管内の感染者の動向や状況の変化に応じ、適時適切に広報を行ってまいりますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私のほうから、③と④について御答弁をさせていただきたいと思えます。

インフルエンザの予防接種についてでございますが、今年の冬は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されているところでございます。インフルエンザの予防接種につきましては、発病の予防、そして重症化予防に一定の効果があるとされており、国では、重症化リスクの高い65歳以上と、60歳から64歳で免疫機能障害を有する方々を定期予防接種として位置づけ、今年度は重症化リスクの高い方々から順に接種をするよう呼びかける方針を出しております。

本町では、この定期予防接種対象者に加え、任意の接種のうち1歳から15歳の方々に対しても、1,000円の自己負担で接種を受けることができるよう、対象範囲を拡大して助成に努めてきているところでもございます。

本町の65歳以上の接種率の現状でございますが、45%とされているところでもございます。重症化予防を図っていくためには、重症化リスクの高い方々、この方々がまず確実に接種できるよう接種の勧奨を行いながら、国や北海道の動向を注視していきたいと考えているところでございます。

PCR検査の実施の拡大についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、8月28日付で今後の取組について提示が行われているところでもございます。その中で検査体制の抜本的な拡充として、国が都道府県に対して指針を示し、新たな検査体制整備計画を策定するとしておりますので、北海道の対応というのをしっかりと注意しながら、保健所等と連携を図り、調査、研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 1つの質問で4項目出していますので、ちょっと後先になるかもしれませんが、例えば、感染者がないということで、住民の皆さんが本当に努力されている結果だなというふうに思っているんですけども、PCR検査についてなんです、把握ができないということなんです、胆振管内の近くといえば近くなんですけど、そこでは議会のほうには、PCR検査は何人行っていますということをはっきりしているんですよ。その町村では、ちょっと前ですが、37名ほど受けているというふうなことがありますので、この把握できないというのがなぜなのかというのがありまして、分かるのであれば、町とし

てきちんとかつむ必要があるのではないかというふうに思うんです。

なぜこのような質問を出したかといいましたら、それから、全部関連するんですけども、アナウンスにしても、2月14日から7月6日まで防災無線等で聞いていました。でも、町長は今、行政報告の中で、適宜行っていますというふうなことをおっしゃっていたんですけども、確かに各いろんな施設に対して、そういう感染対策として、いろいろ備品の整備の費用とか、やっていますよね。だけれども、一般の町民が、いつもテレビを見て、ニュースでコロナのことを見ている人ばかりではなくて、最近では、8月14日から胆振管内は発生していないということで、何となくもう大丈夫なのかみたいな気分になっているのではないかなと。それで、例えば、私はもう生協に買物がほとんどなのでですけども、従業員の方に聞いても、マスクをしてこない方が増えてきているような気がするとか、やっぱり言われるんです。ですから、国や道の状況を見るのではなくて、町として、これから冬に向かって、インフルエンザがはやってきて、ましてやワクチンもまだ副作用が出てどうのこうのという世界、外国で輸入を決めた、まだちゃんとなっていないとかというのがありますよね。だから、注意に注意を払って、町として、もう本当に感染者を絶対出さないぐらいの強い決意で、そういう啓蒙もやっぱり続けてほしいんです。その辺で、防止するために、町民にもっとこうしてほしいというのが弱い気がする。

それで、長々としゃべりますけれども、町で来店おもてなしスタイル普及事業支援金というのをやっていますよね。私、町内全体が何となく、もう大丈夫みたいな、ほんわかしていることが、こういう事業に応募する、実際に150件見込んで、2,100万の予算を組んでいますよね。私も知り合いのところに行ったら、もう言っているんです、やってください、やってくださいと。でも、実績を聞いたら、A、Bで鶴川地区で15件、穂別地区で19件、A、B、Cまでやった方は鶴川地区では3件、穂別地区では6件、全部で34件、A、B、C、まあA、Bやった方も34件なんです。町はこの事業を組んだときにもう、やっていただける方は150件だと見込んだと思うんです。でも、実際に34件なんです。私は、やっぱり何となくみんな安心して、大丈夫でないかと思っているんだと思うんです。そういうことに、私たちの、私も含めて、気持ちの中に何となく大丈夫じゃないかなみたいな気持ちがあるのではないかと思うんです。でも、今はもう誰がなってもおかしくないし、冬に目がけて、きっとまた第3波が来るんだろうというふうに思わずにはいられないので、町の対策が、ごめんなさい、生ぬるいんじゃないかというふうに思っているんですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） まず、PCR検査の関係でございますが、PCR検査とい
いますか、現在、いろんな検査がありますので、一般的に行政検査というふうに言われてお
ります。この行政検査の対象としましては、新型コロナウイルス感染症の患者、当該感染症
の無症状病原体保有者、当該感染症の疑似症患者、それと、当該感染症にかかっていると疑
うに足りる正当な理由のある者というふうに対象が絞られております。この4番目の当該感
染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者というのが、濃厚接触者というふう
に当たるんですけども、この濃厚接触者に関しましては、単純に感染症にかかった方と濃
厚に接触した方なので、一旦はPCR検査に回るそうです。その後、陽性であればすぐ報告
が来ると言うんですけども、陰性の場合、健康観察という形で2週間ほど保健所から毎
日電話がいて健康観察をして、何ともなければそのまま終わりなので、この数字について
は、北海道として町にお知らせする数字には入れていないそうです。ですから、PCR検査
にかかった方が町の中にどれぐらいいるかといいますと、報告した数は分かっていますけれ
ども、濃厚接触者に関しては、どれぐらいいるのかというのは全然把握できない数字なので、
PCR検査数についてはちょっと御報告ができないのかなというふうに思っています。

あとは、アナウンスの関係ですけれども、おっしゃるとおり、現在、やめていますけれど
も、町のほうにはいろいろなことで、手洗いとか、マスクをなさいとかがという部分でいう
と、防災無線を流すことによってうるさいということも、一方で言われているんです。です
から、皆さんに定着している部分をどれだけ数多く言うかというよりも、感染者が近づいて
きたといったら変ですけども、北海道内に増えたとか、胆振総合振興局管内で出てきたと
いうような状況になったときに再度やるほうが、町としては効果的だろうという判断もあり
まして、注意報が終わった段階で、一旦終わらせていただいているような状況でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） PCR検査なんですけれども、今、大塚さんがつかまえられないと。
ただ、ということは、濃厚接触者はむかわ町内には誰もいないというふうな捉え方ではない
ですよね。だから、町として、PCR検査を受けた人がこれだけいるというのを把握したい
と思いませんか。私は、それをちゃんと押さえていたほうが、町民だって……あのいや、電
話がかかってくるんですから、何かいるんだってとか、どうなのとかとくるんです。私は全
然情報がないですから、いやいや、聞いていません、大丈夫だと思いますと言うしかないん
です。けれども、ほかの町で、きちんと議会のほうにも何人受けていますということを教
えてもらったところがあるんですから、それが何で分からないというふうに、捉えられませ

んとか、把握できないということになるのか、私にはちょっと分からないんですけども。濃厚接触者がいないということじゃないということですよ。苫小牧でトヨタの会社の人が感染して、むかわから住宅があつて通っていてどうのこうのと、もう町の中でそういう話になるんですから。それというのは不安ですよ。だから、PCR検査を受けたけれども、陽性者はいなくて、皆さん心配ありませんとちゃんと言ったほうが私はいいと思うので、その辺もうちょっと考えてください。今、答弁もらおうかな。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） PCR検査に関しましては、実際問題、PCR検査に回ったとしても、陽性反応が出ているのは、全国的な数字を見ても5%程度しかありません。この5%が陽性反応という形になりますので、そういった意味では、何ともなかったということになるんです。今、保健所から報告をいただいている数でいうと、2名の方が3回PCR検査を受けています。ただ、先ほども言いましたけれども、濃厚接触者が町の中にどれぐらいいるかというのは、全く未知数です。これはどの町も同じで、濃厚接触者の数は捉えようがないというふうに考えていただいたほうがいいと思います。ですから、その方がPCR検査を受けたという数字は、どの町も押さえ切れていないというふうに考えています。ですから、うちが積極的に言ったところで、それは道のほうから報告が来ませんので、濃厚接触者については御報告ができないというふうに捉えていただければなと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今、濃厚接触者がどれほどいるか捉えられないとおっしゃいましたよね。そうなんです。ですから、例えば、アナウンスにしても、先ほど、うるさいと言われたと。それは前から、ほかのこともうるさいという住民がいました。でも、今、2年前に地震の災害を受けて、今度はコロナの災害を受けているんです。これは災害ですと研究者は言っているんです。そうしたら、今、また10月になったら、高齢者は大変だからインフルエンザ予防接種を打ちましようと推奨しているときにも続いているんです。幾ら8月14日から感染者が出ていないといっても、この災害は続いているんです。秋に、もう9月、10月になったら、インフルエンザがはやってどうのこうのとなるんです。だから、その間に、うるさいという人はうるさいと言わせておいたらいいんじゃないですか。どうしてアナウンスをやめたのという町民だって、私のところに言ってくるんですから。それは町側の考え方次第じゃないですか。それを毎日流すか、1週間に1回流すか、みんながいる日曜日に流すかは別として、やっぱりきちんと注意してください、注意してくださいと。言われなくても注意し

ていますよ。だけれども、もう長く続いたら、町民だってふっと気を抜くことだってあるんですから、やはり時々注意喚起を促すアナウンスをしていくという、こういうときにこそ必要じゃないですか。町長のアナウンスがとってもいいという人だっているんですから、町長がさっと言ってくれたって。笑い話じゃないんですから、本当に。

〔「笑っていませんよ」と言う人あり〕

○5番（大松紀美子君） 後ろが笑っているから。だから、そういう、やっぱり町としてどうするかということを、町長は考えてくれないと駄目なんです。

それから、インフルエンザの、さっき推奨していくと言っていましたけれども、確かにそうなんです。保健福祉計画の中で、これ去年の9月ですけれども、65歳以上の人口は3,176人で、全体の人口の38.6%が65歳以上の町民なんです。特定疾患の患者さんも88人ぐらいいると。そして、要介護認定者も489人もいる。そして、インフルエンザの予防接種は、3,176人に対して45.1%の人が受けています。

でも、この新型コロナのことを考えると、私も今まで打ちませんでした、副作用とかをすぐ感じるほうなので。でも、打たないと駄目だなというふうに思っています。だから、きっといっぱいいると思うんです。確かに1,000円で受けられますけれども、推奨していくというのであれば、ぜひそういうこともやっていただきたいというのと、普通に一般町民の方も心配な方は、インフルエンザの予防接種を受けたいと思っていると思うんです。先日、聞きましたら、単価が今年3,000円近くかかると……書いてくるのを忘れちゃったかな。2,000…ちょっと後で教えてください。そういう3,000円近くかかるんです。ですから、1人の感染者も出さない、死亡者も出さないということを考えたら、そういう一般に打つ方も含め、そういう助成をしていくだとか、それから、1,000円かかるのを今年は無料にして、皆さん受けてくださいというふうにするとか、そういう積極的な対策を打ってもいいというふうに私は思って、これを出しているんです。あまり、何というんだろう、大したことがないみたいに思わないで、そういうこともやっていくということが必要と言っていますけれども、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、新型コロナの感染予防に対してのアナウンスの関係でございます。

議員のほうから、いま一度引き締めながらということで。決して行政としてもコロナ感染、まだまだ先ははっきりと見通しもついていない。今、やれることを精いっぱいやって、そし

て、その先につなげていくんだ、絶対回復するんだという意気込みで、これまでも取り組んでいますし、今後も侮らず、油断せず、ひるまず、しっかりと向き合っていければなと思っていますところでございます。

それと、アナウンスのタイミングというんでしょうか。先ほど担当のほうから、一部にうるさいよという方もいるよということでございます。これはこれとしての、声は声としながら、町としましては、必要に応じて、いま一度、議員の提案もありましたので、気を引き締めながら、新たな角度からアナウンス等々の徹底をしていければなと。注意喚起はこれからも努めていきたいと思っています。御了解いただきたい。

それと、インフルエンザの関係でございます。あまり私も大きな声では言えませんが、私事ですけども、去年はインフルエンザに、かなり町の中でも早めにかかりましたので。私も65歳過ぎております。重症化リスクが高いということなので、ここはもう接種率を高めるためにも、自分自身も積極的に対応していければなと思っています。

そこで、議員も御承知かと思うんですけども、今年の、とりわけ年明けのインフルエンザの流行者数というのは、コロナと並行しながら、コロナでのうがいだとか、手洗いの励行が徹底されることによって、基本的な予防対策が徹底されることによって、かなり罹患者が減っているということもございます。今、現時点でのむかわ町からインフルエンザに対しての助成をする方針というのはありませんけれども、今日時点はございませんけれども、今年の年明けからの、先ほど言ったうがいだとか、手洗いの基本的な、まず予防対策を徹底しながら、これらの励行の予防の徹底と、より一層の感染予防、感染拡大の防止も図りながら、先ほど申しあげました予防接種の効果、それから変遷、それと国の動向、それと他の自治体でもかなり特徴的な取組というのもございますので、それをしっかりと注視しながら、適切に判断していきたいと思っています。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 地域創生のコロナに関わる特別交付金の事業申請というのは、今月末ですよ。コロナに関わる、例えばインフルエンザの費用の助成なんかも、そういう事業として組み込んでいくことができると思うんです。ですから、本気で町内から感染者を出さない、そして、高齢者も含めて命を守るということであれば、やはりこのことを臨時交付金の事業内容に組み込んでいって、そういうところにお金を使っていくということが、今、こういうときだからこそ必要だというふうに私は考えているんです。今、町長から、そういう含みもある御答弁がありましたので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、4つ目の医療機関ちよつとごちゃごちゃになりますけれども、すみません。

4つ目の問題なんですけれども、全国の知事会の代表と厚労省がウェブ会議をしたという報道があったんです。そのときに、感染者が確認されていない場合でも、国が費用を負担するPCR検査を、自治体が高齢者施設などで積極的に行えるとしたという報道があったんです。ですから、確かに感染者は出ていませんし、心配ないといえば心配ないと思っているのかもしれませんが、やはり施設の高齢者はもちろん、従業員、それから教育関係者もそうですけれども、すごい注意していると思います。だけれども、人の往来というのはもうどこでもあるわけですし、私の近所で、実は東京に行ってきたのでお土産をとと言われて、もう何かびっくりした、最近のことですけれどもね。誰がどこへ仕事でどう行っているかなんていうのは一々把握できませんから、そういうところで検査をしていくということは、とても大事なことだと思うんです。費用のことも、厚労省はこう言っているわけですから、積極的にやっていっていいと思うんですけれども、この辺は、やるお気持ちはないんですか。

○議長（小坂利政君） 藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江 伸君） PCR検査について、ほかの部分までというところなんですけれども、まず、話がございました要望というのが、全国市長会、また全国町村会から、9月4日付で緊急要望ということで出されているところは押さえてございます。また、今後についてでございますが、先ほども申し上げました……。

〔「違う、それ、ワクチンのこと」と言う人あり〕

○健康福祉課長（藤江 伸君） ワクチンのことですね。失礼しました。ワクチンのほうのところで要望が上がっているということです。

また、8月28日の通知というのが先ほどお話ししたところですが、この中の項目で、先ほど議員が言われたところの項目がございまして。ただ、この通知が、まだ詳細な部分が来ていないものですから、先ほど申し上げました、注視をしていきながら、具体の部分について今後進めていきたい、検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） それから、インフルエンザの予防接種にちよつと戻っちゃうんですけれども、足りなくなるということがありましたよね。今回、厚労省もインフルエンザの予防接種を推奨するというので、足りなくなるだろうというふうなことを言っているんですけれども、例えば、65歳以上だけでも45%の方が受けていると。それを増やしていくとい

うことになると、実際にワクチンが足りるのかどうかということもありますし、それから、両方の厚生病院と穂別診療所で当然増えていくわけですね。その場合の対応とかを、今、既にもう議論しているんじゃないかと思うんですけれども、どのようにになりますか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、現在、厚生労働省のほうにおきましては、今、言われたように、同時流行というのを見据えているよということで、65歳以上の高齢者、さらには医療従事者に優先的な接種というのを呼びかける、これは決められております。そこで、彼らに接種機会というのを逃がさないように、体制整備を進めていくよと、段階的にです。そして、今回の新型コロナの流行というのがさらに懸念されているということから、今、言われたように、インフルエンザの需要がさらに高まるんじゃないのかなと。そのことから、はっきり申し上げまして、今の段階で、希望者全ての量というのを10月上旬に確保するのは難しい状況にありますということでございまして、これについて、しっかりと国として、国民に接種を持つこと等への理解を深めていかなければならないんじゃないかなというのが国の見解。

それと、これも言わずもがなでございまして、態勢に向けての全医療機関というんでしょうか、これらが全力で対応しなければならないということで、厚生労働省につきましては、かかりつけ医等の地域での身近な医療機関において、必要な感染予防対策、先ほど申し上げました、これを講じた上で、相談だとか、あるいは外来診療、そして、検査を行う態勢というのを10月中に整備をしたいという旨を伺っているところでもございます。

そこで戻りますけれども、あくまでこれにつきましては、それぞれの地域の実情というんでしょうか、こういったところに応じて、多くの医療機関で発熱患者というのを診療できる態勢というのが柱となっているところでもございます。

そこで、今現在のむかわ町内の厚生病院、それと医療機関であります穂別診療所、これの、これからに向けての現段階の対応について、ちょっと御説明を申し上げたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうから、むかわ厚生病院におきます今後のインフルエンザの流行時期に向けての対応について、お答えいたします。

インフルエンザの流行時期に向けまして、やはり発熱した患者さんの見分けがつきづらいということで、発熱外来のところにつきまして動線確保のほうを徹底していきたいということを考えております。それで、今の建物の中で動線を完全に分けることは難しいという

ころがありますので、簡易の建物、プレハブの建物のほうを2棟ほど用意して、外の駐車場のほうに設置をした中で、そちらのほうで待合の部屋と、それから診察用の部屋ということで分けながら対応していくというところを、今、厚生連のほうで検討しているところです。今、厚生連本部のほうと検討しながら申請のほうを出しているところですので、ちょっと一つの段階でこれが設置されるかというところはまだ不透明ではありますけれども、今後、そのようなところは協議されているというところです。

○議長（小坂利政君） 西国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（西 幸宏君） 私のほうから、穂別診療所の対応につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

穂別診療所におきますインフルエンザ等の対応につきましては、まず厚生病院と同じように、やはり発熱外来の場合については、一般のお客様との動線を分ける必要があるということで、現在も取り組んでおりますが、そういった方が来た場合は、救急の出入口が裏にございます。そちらのほうから臨時的に設けました診察室のほうへ御案内をしまして、そちらで診察を行うというような対応を取ってございます。

また、やはりインフルエンザの流行期に入った段階で、ある程度、数がかなり多くなったということも考えられますので、そういった場合は、診療所の横にあります健康センターの一部を利用させていただいて、そちらで診察を行うということも現在考えてございます。

それと、あとインフルエンザのワクチンの状況ということで、昨日、いただいた数字だったんですけども、ワクチンについては、メーカー側においては、例年よりは2割ほど多く製造しているというような情報はいただいております。ただ、じゃ、この部分、その部分が増えた状況で町のほうに入ってくるかということ、そうはなかなかいっていないというような状況でもございます。現段階では、昨年よりちょっと多いぐらいのワクチン数が入ってくるというような情報は押さえているというような状況ですので、こちらについては御理解いただきたいと思います。

また、PCR検査の関係も御説明させていただきたいと思います。

診療所のほうでも、やはり今回の国の通知等を受けてというところもあるんですが、インフルエンザがはやってくると、そういった症状が似ているというところで判断がしづらいというところもございます。それで、診療所内においても簡易キットを使った形でPCR検査ができないかということで、現在、道のほうにも問合せをしております。そうすることによって、高齢者の方でありますとか、入院されている方でありますとか、そういった方に対

しても検査を実施できるというような態勢が整いますので、こちらについては引き続き内部でも検討しておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 地元の厚生病院と診療所でPCR検査まで受けられることになれば、本当に地元の住民は安心だというふうに思うんです。だから、ぜひそのようなことも進めていただきたいというふうに思っています。本当に、これから先、何年かかって、この新型コロナウイルス感染症と闘っていかなければならないのかというのは分からないですよ。ワクチンもまだできていないし。だから、たとえむかわ町では出ていないしとか、管内もしばらく出ないしなどと安心するのではなくて、やはり住民の命を守るということで、本当にいろんな課題もあって大変でしょうけれども、今はコロナと闘わなきゃならないというのが一番だと思うので、ぜひ力を合わせて乗り越えていきたいと思っていますので、対策のほうをよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画についてお伺いをいたします。

まず、この計画の重点的な取組の中で高齢者居住環境の整備については、7期の住民アンケートの中でも、施設の充実、特に特別養護老人施設に対する切実な要望が見受けられておりました。また、計画の中では、7期は行政と事業者が施設等の在り方を協議することになっておりましたけれども、これまでの協議結果、今後の展望をどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江 伸君） 私のほうから答弁させていただきたいと思います。

本町は、高齢独居者や夫婦世帯の割合が全道、全国と比較して高くなっております。高齢者の居住環境整備について、本町の将来像を考える上で、重要な項目となっていると認識をさせていただきます。

また、本町は、全国に比べ介護認定率は低くなっております。最近の介護認定者の状況としては、要介護3から5の重度者が減少しておりまして、人口減や介護認定者の動向を踏ま

えた上で、施設の種類や収容人数などの今後の施設の在り方について協議が必要となっております。

そのため、介護保険事業第7期計画の中で施設整備の協議を位置づけまして、町内で高齢者施設を有する2つの社会福祉法人と、現状や今後についての協議を進めてまいっておるところでございます。

また、町内の医療機関や介護事業所職員による地域ケア推進会議におきましても、現状の介護サービスの課題を出し合いながら、今後の施設サービスや在宅サービスの在り方について、意見交換を実施しております。

今後、介護保険事業第8期計画策定に向けて、介護認定者数やサービス利用の将来推計を示しながら、先ほど申し上げました地域ケア推進会議において協議を進めてまいります。さらに町内2つの社会福祉法人とは、個別協議を重ねながら具体的な方向性を決めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 7期ではそういうところまでと。今後の、今の話では、要は続いて個別協議をしていくということですか。それと、推計に関しては、ちょっと漏れ聞いているところによると、推計に差異があるから前に進めないのかなというふうにも受け取れる部分があるんですけども、3年間かけてやってきたわけですけども、次の計画には、もう既に動いて計画を立てる時期だと思いますけれども、その辺、具体的なものを今後書いていこうとしているのか、ちょっとそこまでお伺いしたかった。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 現段階で、8期計画に向けまして、人口推計であるとか、あと介護認定の今後の推計について、今、出している段階です。今まで出してきた数字についても、あるんですけども、その差異があるというのが、過去に出した数字と今の現状が違っているという意味なのかと……事業者がそのように思っているということですね。

○7番（野田省一君） 思っているかと、行政が思っているかと違うんじゃないですか。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） そうなんです。その辺につきましては、また今後事業所のほうとも、具体的なところについては、こちらはその辺は確認しておりませんでしたので、確認しながら進めていくことになるかとは思いますが、ただ、うちのほうで出しております推計の部分であったりとか、今の現状というところを踏まえながら、今後どのような種類の施設が必要なのかというところを考えながら、2つの法人とは進めていきたいと思ってお

ります。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 推計に差異があるというのはそういう意味でなくて、思っているそれぞれの、要は、はっきり言えば、ベッド数をどういうふうにつけよかなのかというところの考えに差異があるというふうに申し上げたところですので、勘違いをなさらないようにしていただければと思っております。

もう一つ、先のことについて、なかなかお話が出てこないんですけども、特に穂別地区については、介護事業者が持っている意義というものは、皆さんがどう捉えるかで、私は大きく3つあると思っています。1つは言うまでもなく、町が介護保険事業を進めていく中で、これは町が設置して事業を行っていくという大きな役割を、この事業者は行っているということが、これは当然だと思っております。

もう一つ言えば、穂別地区において、地域経済に対する非常に大きなものを持っています。家族や利用者あるいは職員、そこまで入れたらおよそ300人前後の方が穂別地区に住まわれているということは、もう穂別地区で言えば、1割を超える人口がこの関係者であるということになってくるわけです。それを考えると、交付税措置を考えると、言うまでもなく、やはり大きなものが交付税措置されてきているわけでもありますし、さらに言えば、経済的にもこれに関係する人たちというのは、大きな影響をもたらしているところであります。

これ、先ほど3つと言ったんですけども、もう一つは、これ合併時のまちづくり計画の中にも社会福祉施設建設償還金助成事業と、こう明記されてきた経過があります。これは地域が長年培ってきた地域の特性でもあります。これらのこと、先日のまちづくり委員会の中で道の、道というか、何でしたか、略して道総研、北海道立総合研究所、道総研、道総研と言っている。この方がまちづくり委員会の中で、今の事業所が地域において非常に重要な役割を果たしているというお話をされたということも、私は間接的にお聞きしました。町長も出席されていたと思われまますので、その前のときにも、ちょっとお伺いしたときに、道総研さんのほうの話の中で、やはりそういったような関連のお話がありました。こういうことから考えても、そこで、町長の見解をお伺いしたいんですけども、社会福祉施設の建設償還助成事業という、これにこういったものを含めて、今後計画の中に書いていくところまで踏み込めるのか、この点についてお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 社会福祉施設のこれまでの議会でのやり取り、これは地区は別にして、

平成30年でしたか、2つの施設から社会福祉施設の今後に向けてという陳情も上がってきて、これは議会にも上げられていたかと思えます。そのときには、それぞれこれからに向けての施設概要をどうするのかと、現状はこうですよというところに終始していたのかなということで、今後に向けて、先ほど担当のほうからも申し上げたように、現状から、一体具体的にどういうふうな概要を示していけばいいのかといったところを、随時、事務方というんでしょうか、実務の中で意見交換を図り、そして、地域包括ケア会議というんでしょうか、そういったところでも情報共有、共通認識を図り、この間に来ているところでもございます。

そこで、例えば、一つの、今、野田議員から言われた愛誠園の今後に向けての概要について、さきの6月末に概要が町のほうに提示をされたよということで、今現在、その概要に基づいて、今後に向けて具体的なサービスの必要量だとか、それから、精査しなければならない事項だとかというのをさらに再確認、そして意向確認しながら、次に展開していこうということで、今、進めているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） それを計画に、計画書の中にまで盛り込んでいただけるのか。これやっぱり3年間の計画ですから、これに盛り込まないということは、3年以内にはそういうことが起きてくる、例えば、設計の段階まで送るとか、そこまで踏み込めるのかどうか、その部分はどのように考えますか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 繰り返しますけれども、6月末に概要を提示されましたよということで、今、実務の中で、実際に展望も含めたこれからの在り方、それと、野田議員もお分かりのとおり、これまでの取り巻く情勢、例えば、2つの施設はありますけれども、設置の経緯だとか、それから、役割等々について若干の差異はあるかもしれませんが、共通する部分も多いところがあります。地域福祉の要としての、技術としての、ここの認識は一つ持っていたいただければなと思うところでございます。

そこで、愛誠会のほうでございませうけれども、重ねますが、必要なサービス量等の意見交換、こういったところを再確認していくよといって、突き合わせますよ。その段階で、今後、例えばですけれども、耐震補強の在り方だとか、道の補助、それと具体的に事業費を精査。これから、現段階では補助対象外事業計画というのも明らかにしていかなければならないでしょうといったような、これからの次のステップに向けての精査を図りながら、支援について、その計画書の中では明らかにしていかなければならないと考えております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 計画書の中で明らかにしていくということですので、期待をしています。3年後に建てるという話じゃなくて、計画に入ることによって、少し3年先のことが見えてくるので、これは穂別地区においても念願でもありましたことですし、いずれ鶴川地区の施設にだって、やはりこういった情勢の中から、次に、順番的には引き続き同じような計画、同じようなことが起こってくるのではないかなというふうに思っていますので、早めに計画をしていただければというふうに思います。

次に、2点目についてお伺いをいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いをいたします。

1点目でありますけれども、K P I の状況についてお伺いをいたします。

むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略で設定した目標、K P I の達成状況、見込みをどのように判断しているかお伺いいたします。

K P I の達成率により、今後の事業にどのような影響があるものか、お伺いをしたい。

2つ目に、観光事業による交流人口、関係人口を創出、拡大についてであります。

観光事業として、今年、近隣で「ウポポイ」の開業がありましたが、施設の立地場所と離れたまちなかの活性化には厳しい状況が見受けられ、「ウポポイ」の開業を、これ調査研究すべきではないか、今後の予定をお伺いいたします。

2つ目として、今回の新型コロナウイルスの影響で戦略の修正をどのように考えているか。ピンチをチャンスにするよい機会ではないかと思いますが、例えば、今、コロナ禍の中でネット利用は増大し、学校にもタブレットが生徒全員に配備される時代、ネット修学旅行だとか、研修授業専用の、学習専用ウェブの開発を特化して、全国の学校に利用を呼びかけ、認知度を上げ、今後の観光に結びつけるチャンスではないかと思いますが、見解があればお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） むかわ町の総合戦略は、本年3月に現行の総合戦略の計画期間を1年延長しまして、新たな施策や新たなK P I を加えまして改定を行ったところであります。また、改定に併せて、現行計画の検証もまちづくり委員会を中心に行っております。

本町の総合戦略は4つの基本目標に9つの数値目標、施策ごとに23のK P I を設定し、進捗管理に努めてまいりました。北海道の検証方法も参考に点検を行い、数値目標では9項目中5項目が進捗率90%以上、K P I につきましては23項目中15項目が進捗率90%以上となり

ましたけれども、人口減少と少子高齢化は依然として厳しい状況にありますことから、次期の総合戦略では新たな展開を図っていく必要があるものというふうに考えているところであります。

次に、K P I の達成率が今後の事業に与える影響につきましては、P D C A サイクルにより施策事業の効果が十分に発揮されているかを確認し、都度、情報修正と見直しを行ってきております。計画期間中は胆振東部地震等の影響もございまして、目標を下回った項目というものもありますけれども、引き続き目的達成に向けて課題の整理を行い、国や北海道の方針を参考にしながら、新たな視点を加え取組を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、交流人口、関係人口の創出拡大につきましては、国や北海道においても第2期総合戦略の柱にしており、地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくることを推進しております。観光分野にとどまらず、町内における人の流れ、町外からの人の流れというものをどうつくり出していくのか、「ウポポイ」などの先行事例も参考にしながら、次の展開を考えてまいります。

2つ目に、現在、国のまち・ひと・しごと総合基本方針2020や第2期北海道総合戦略を参考にしながら、第2期総合戦略と一体となった第2次のむかわ町まちづくり計画の策定作業を進めております。国や北海道では、新型コロナウイルス感染症により地域の経済、生活に影響を生じ、また、デジタル化の遅れなども顕在化している状況において経済活動の回復を図るとともに、感染症克服と経済活性化の両立の視点も取り入れ、特に、地方におけます社会全体の未来技術の実相を推進することを通じて、デジタルトランスフォーメーションというものを強力に支援するとしているところであります。本町としましても、国の地方創生臨時交付金を活用しながら、感染拡大の防止や事業継続を後押しするとともに、リモート対応やデジタル技術の活用など、コロナに強い環境の整備や新たな暮らしのスタイルの確立、地域の未来志向を意識した取組について検討を進めてまいります。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） まち・ひと・しごとに関連しますけれども、K P I に関しては、常任委員会のほうでも、中間になるのかな、恐竜のほうは既に一定程度の報告を聞いておりましたけれども、残る部分、先ほどちょっとお話もありましたけれども、評価指標として「未来を担う子育て環境の充実」に関する件で、婚活事業だとか、未婚率だとか、認定こども園の入園率だとか、放課後子どもセンターの利用率、穂別高校の入学者数、鷗川高校の間口確保

などについて、もしお持ちであれば、事前に言っているもので、これK P Iの数値を、今の段階で結構ですけれども、教えていただきたいと思います。

それと、そのK P Iの評価について、これは内部だけで、外部的には評価値を出していかないものなんですか。内部評価だけで終わって、それをまた繰り返していくという形だけなんですか。今回、には聞いたら、まちづくり委員会の中で出たということだったんですけれども、ちょっとその点について、まずお伺いを1点ずつしていきます。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず初めに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中のK P I、そのうち基本目標の2でございます「未来を担う子育て環境の充実」という部分につきましては、まず、数値目標が2つございます。1つ目に合計特殊出生率、こちらにつきましては、指標としましては1.59、2つ目に住民の子育て満足度、こちらは指標としまして30.0です。次に、K P Iでございます。1つ目に婚活関連事業による成婚者数、こちらにつきましては5組。続きまして、未婚率、男性でございますが、こちらは指標としまして50%。次に未婚率、女性でございます、こちらは22%。続いて、認定こども園の入園率、こちらにつきましては90%。次に、放課後子どもセンター利用率につきましては70%。穂別高校入学者数でございますが、こちらは20名。最後でございますが、鶴川高校の間口確保、こちら2間口。以上でございます。

それと、検証の体制でございます。こちらにつきましては、行政内部におきますまちづくり計画策定本部、それとまちづくり委員会の委員のほか産学官金労言各分野から、町のほうで選出いたしました委員さんを含め、むかわ町まち・ひと・しごと創生有識者会議、こちらの中で検証を行って確認をしていただいております。

こちらを含め、今年3月27日の臨時会の後の全員協議会のほうでも、総合戦略の検証の件につきましては御報告をさせていただいているところがございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 3月末の時点の数字は私も理解していたので、その後、まちづくり委員会があったという、先ほどの話もございましたので、じゃ、そこで出た数字というのは、今、私も持っている数字だったんですけれども、その数字で判断していったということなんです。最終的にもっと細かい数字を持っているのかなと思ってお聞きしたところなんですけれども、そこまでの数値は持っていないということですね。分かりました。それから、幾らか

でも動いたのかなど。今年の3月時点から、やはりいろいろと情勢が変わったので、さらにあまりいい数字じゃなくなったのかなという心配がありましたけれども、これちょっと私も大変認識不足で教えてもらいたいという部分、単純に教えていただきたいと思うんですけれども、②の話になりますけれども、内部的にK P Iを達成したほうが、例えば、今後のまち・ひと・しごと創生総合戦略について、何か特典とは言いませんけれども、優位に立てる、国にこの数値を示していくということは、そういう義務はないんですかね。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） こちら国への、何ですか、その特典というか、報告に対する義務というのはございませんが、この中で、特に恐竜を活かしたまちづくりのほうにつきましては、国の地方創生推進交付金というものを活用はしてございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 分かりました。もう少し、国にちゃんと報告するものをして、そこで、一応報告はしていくものなのかなど。その数値のよし悪しによって多少の何か、ペナルティーとは言いませんけれども、優位に立つものがあるのかなというふうにも思っておりましたので、優位性が何もないからいいというものではないんですけれども、それぞれの委員さんの中で評価をされていけばいいかなど。また、議会にも、こうやって関わることによって、また、このことについて一生懸命やっていただければなと思っています。

2つ目に、2の2に入りますけれども、同じく創生総合戦略の観光事業ですけれども、2の1番でこの「ウポポイ」について、ここにはちょっと書かせていただきましたけれども、「ウポポイ」の施設自体には、コロナウイルスの関係があって、今朝の新聞だか開業してから6万人ぐらいとかと言っていましたけれども、施設とまちなかが離れているんですよ。私も行っていませんけれども、地図上からと、それまでの地理的なものから想像というか、推計できますので。そうやって考えていくと、あそこに何か「ウポポイ」の場合はシャトルバスを駅まで1日に十何往復だか、全部で10前後だったと思いますけれども、往復させているけれども、実際には1日に十数名しか乗らない、ほとんど空気を運んでいるような状況だというような報道が見受けられます。こういった部分、前から私は言わせてもらっていますが、この施設とまちなかが離れることによって、今、仮にバスをどれだけ走らせても、やはりなかなか町の中には寄ってもらえないと。特に北海道は車社会で成り立っていますから、施設から次のところの近くのまちなかに移動するということは非常に難しいということが明らかになったんじゃないかなと私はそう思っています。

そういった部分も含めて、もちろん観光事業でどうやって、修学旅行とかも誘致しているようですけども、そういったことを含めて、「ウポポイ」の町としての、今の時点で研修させていただけるような、研究させてもらえるような機会をつくっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 「ウポポイ」ということで、国が総力を上げてといたしますか、力を入れて造った施設で、先ほどもありましたけれども、コロナの関係でなかなか開業も相当遅れたという状況でございます。その後もコロナの影響というのがずっと続いているわけでありましてけれども、相当の方が入場されているというふうにお聞きをしております。

ただ、今、言われたシャトルバス等の連絡等につきましては、今、こういったコロナの状況の中で、来られている方については、特にそういった密集するようなところには近づかないとか、離れていくということで、今は特にマイカーで来られて、目的だけ達したら、またマイカーで帰っていくということで、とりわけこういった公共交通機関を遠慮する人が非常に多いんじゃないのかなというふうに思っております。この辺が、もう少し落ち着いた段階でどういった状況になるのかはちょっと分かりませんが、近くにこういった参考事例もございますので、いろいろと状況をお聞きしながら、どういったことが我が町の在り方としてまた参考になるのかということ、研究材料とか、にしていければなというふうに思っております。ただ、今の段階でどうこうというのはなかなか、白老の町としても押さえ切れていないでしょうし、恐らく市街地だけではなくて、虎杖浜とか、大きいレベルで周遊していくようなことも考えているんだろうというふうに思っております。今後、大きな事業をやられているところですから、ぜひ私どもも関与をしていければというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 何でこの話をしたかという、まちなかの再生というのを今、まさに、これから町長もおっしゃっていますけれども考えていかなければならない、災害復旧は一定程度進んできたから、次のステップはまちなかの再生をどうするかというところに移りつつあると思うんですが、その中で、まちなか再生ということを考えたとき、鶴川地区、穂別地区においても、イベントとは言いませんけれども、何らかの形にするものをしようとしたときに、やはり町のなかにこういう施設があるということが大切だということをぜひ、その時期まで研修をしていただければと。ちょっと状況が今、副町長がおっしゃったように、コロ

ナとか、非常に大きな問題を抱えてスタートしているので、参考になるのかどうか分かりませんが、今後、そういうような考えでまちなか再生について参考にさせていただければと思うんですが、再度考えがあればお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 「ウポポイ」を例にして、一つのコア施設というんでしょうか、そういったところと市街地との回遊を提起しているのかなと思うところですが、先ほど副町長のほうから答弁ありましたように、「ウポポイ」が7月12日の開業した中で、一定の入館来場制限、そして規制を持った中での開業で、これを短期間で、今、どういうふうに検証をとっているのは、今の段階ではいかがかなと私は捉えている、限界があるのではないかなと。しかし、随時、そういった中での人と物の流れというんでしょうか、これらも含めた中で、拠点施設とまちなかとの動線というんでしょうか、これらについては、こういった動きがこれから見られていくのかなというのをしっかりと注視していきたいなと思っています。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） まさしくコロナウイルスの影響がどう出るか、それと、コロナウイルス後、コロナ後もどうなっていくかということも見据えなければならぬので、ぜひ研究をしていただければと思っています。

2の2番に入りますけれども、ちょっとこれは相当絵に描いた餅の話にもなりかねないんですけれども、ただ、いろいろと調べていくと、コロナ禍というか、コロナ後の観光とかをどうしようかということも、もう皆さん考えています。この質問を出した後に、ネットとかで見てみたんですけれども、やはり次はどうする、コロナ後のことを見据えたまちづくりということも相当考えているところが出てきています。実際に、いつも言うんですけれども、早めにやろうと。多少的を外れているときもあるかもしれないけれども、最初に手を挙げた、声を上げたところが注目されるというのはこれ世の中の常ですから、これを見据えた事業というのを、国のほうも、随分とICT技術を活用したことをこれからやっていくような風潮、方向にありますから、何としても、この情報通信技術を利用したまちづくり、これがキーワードになってくるんじゃないかなというふうに思いますが、先ほど少しありましたけれども、国の施策でそういうことがあって、挑戦してみたいようなことがあればと思うんですけれども、現時点での何か考えをもう少し具体的にお話しいただければと思うんですが。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） まさに今、コロナウイルスという中で様々な生活様式といいますが、

働き方を含めて変わってきている状況にあります。

今回の、明日の補正にも出ささせていただくわけですが、臨時交付金を活用した高度無線環境整備推進事業というのがあるわけでありまして、穂別地区を中心としながら、むかわ全域の通信環境網の整備ということで予定をしております。この整備をしたことによって、通信環境というのは、環境自体はもう都会とそう遜色がなくなるというような状況になる予定となっております。そういったものの有効的な活用ということも含めて、今、働き方も変わってきている中で、例えば、リモートワークですとか、あと観光地で仕事をするワーケーションというような新しい言葉も出てはいますが、そういったものに対応していただける受皿となれるような、例えばWi-Fiの整備とか、そういったことも、ぜひまた取り組んでいきたいなというふうに思っているところであります。

また、地域の学びということで、むかわ学というのをやっているんですが、そのユーチューブの配信というのも今年度かなり力を入れていて、もう70タイトル以上出しているということでございますので、いろいろなメディアというか、ICTを活用したようなPRの仕方、そういったものを今後とも進めていければというふうに思っているところであります。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 具体的にといってもなかなかあれですけども、ここに今回書かせていただいたバーチャルというか、ICT技術を使って遠隔地からいろいろと修学旅行的なことができる。今、コロナでできない状況になっていますから、そういった技術を使って、例えば、博物館内を解説するような、お互いに双方向でできるような形を取ってあげると。例えば、そういうことをやることによって、その後、コロナが明けた後に、興味を持って、子どもさんたち、生徒さんたちが、いや、行ってみたいなと、どんなところなんだろうと、あるいは化石を掘っているところを見せてあげたり、双方向でこういうところなんですよみたいところを見せていくという、修学旅行、見学旅行みたいなことまで踏み込んでいったらどうだろうという提案でございますので、ぜひそういう機会があれば、何か考えがあればお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 具体的なものについては、これから新たなまちづくり計画というのが、今年度見直されるというところで、そういった分野も含めて、そして、視点的には、これまでも言われているように、現在、間違いなくうちは震災を受けて、そして、今、コロナ禍と

ということで厄災も受けている町という被災地でございます。被災地は被災地として、ここは次にいく段階において、どういった中で、今、逆境をプラスに転じていかなければならないのかというふうな視点のことを御提起されているかと思えます。ですから、今しかできないリモート下でしかできないものを、その先につなげていく。災害により強いまちづくりをどう進めていくのかということにつきましては、野田議員は今をピンチに、そして、チャンスに置き換えろということでございますけれども、重ねてですけれども、逆境というのをプラスに置き換え、そして、今しかできないものをどう捉えながら、今をまさに体得の機会というんでしょうか。生かしながら、利活しながら、その先につなげるぞといったことで、僕の場合はちょっとピンチをいきなりチャンスにはできませんので、私の場合はピンチをヒントにして、ヒントをチャンスにどういうふうな順番立てていくかというふうな形で段階的に、それこそ加速化、復興も含め、地方創生の創生も含め、それから、コロナの回復も含め、前向きに進めていきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○7番（野田省一君） 終わります。

○議長（小坂利政君） 昼食のため、しばらく休憩します。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 千 吉 議員

○議長（小坂利政君） 次に、1番、東 千吉議員。

○1番（東 千吉君） 令和2年第3回むかわ町議会定例会において一般質問をさせていただきたいと思えますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、1番目、愛誠会への町行政支援の方向についてお伺いをいたします。

この法人については、単に社会福祉法人としての位置づけにとどまらず、穂別地区の経済に大きな影響を与えていると言わざるを得ず、鶴川地区における慶寿会との大きな違いがあ

り、一くくりとして捉えていることに違和感があります。

新たな見地から、いわゆる穂別地区の経済産業としての視点から検討していく必要があるのではないかと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御質問の愛誠会への行政支援の方向性についてでございますが、社会福祉法人愛誠会につきましては、これまでも議会での何度となくやり取りの中でも御報告しておりますが、地域の介護サービス並びに生涯福祉サービス等を含めて、町内の福祉事業を担う大変重要な法人であり、加えて雇用の創出、商工業とのつながりなど、地域への貢献は多大であると認識しているところでございます。

町としましては、保険者の立場から法人の安定的な経営の確保、施設の存続というのを図りつつ、町民の皆さんが安心して地域に住み続けることができる切れ目のない介護サービスの確立が最優先であると認識しているところでございます。

支援の方向性につきましては、引き続き課題の共有、そして行政と法人、それぞれがお互いの役割というのを認識しながら、今後においても十分に協議を重ねて対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） ただいまの町長の答弁承りました。

私の前回、出前議会で愛誠会の理事者方のお話、説明をお伺いをいたしました。その中の一番冒頭、理事者がおっしゃっていたことは、地域での貢献度等をお話ししていたし、資料にもそれが前面に出ていたと思います。今の愛誠会、11事業における定員は350名程度ということで、現時点では270名程度というふうになっているという介護等の実態ありますけれども、雇用の創出等につきましては、町内在住の約138名の職員から4億強の給与の支払いがされているということでございます。

この穂別地区においては、非常に産業というものの位置づけの少ない地区であることは御承知のとおりだと思いますけれども、本町の基幹産業であります第1次産業の農業、これの約5年間平均していきますとですけども、農畜産物の総生産額は政策補助金を除いて約13億程度というふうに把握をしております。これが税務署で言うみなし所得率30%でございますけれども、これを掛けますと、4億ちょっとぐらいということでございますから、愛誠会が職員を持って、そして給与として支払いをしている額に同じぐらいの形ということでございますから、第1次産業、経済産業としては農業とほぼ同金額等のいわゆる地域経済に影響を

及ぼす額というふうに捉えてよろしいのではないかというふうに思っております。

実際に職員、町内在住140名程度、町外も何人かいるようですけれども、その人たちがこの施設、事業体で生活をしっかりとしていく、地域に根差して穂別地区に住んでいただく町民としての位置づけは、これは行政としてしっかりと支援をしながら継続をしていく必要があるのではないかと、そういう観点から新たな介護関係の施設だけにとどまらず、地域の経済産業としての位置づけをしながら、町の総合計画等を考えていく必要があるのではないかと、このように思っておりましたので、その点について、ちょっとさらにお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 愛誠会のこれまでの位置づけということにつきましては、先ほど7番の野田議員の中でも触れさせていただきましたが、平成30年2月に愛誠会と慶寿会が共同で、これからの社会福祉施設の在り方についての陳情書が出されたときに、時はたっていますけれども、今、東議員が触れられた関係で、昭和の時代からの位置づけとしてはまちづくり、例えば一つの特徴的なのは、地域福祉の要とともに、まちづくりにおいては福祉部門と福祉産業と、こういった中核だという位置づけの確認も、その段階でも自分自身でもしてきているところでもございます。

あえて申しますけれども、愛誠会に限らず、慶寿会も含めて、町内での一定量の施設介護というのは、これまでも申し上げていますように、生活関連の社会資本として必需であるということは重ねて申し上げておきたいかと思っております。

役割の認識、これについては、私は変わっておりません。町を取り巻く状況というのは、東議員分かっているように、変わっているかと思っております。生き残りをかけての合併から14年、これまでに約2,800人、かなりかなり速いテンポでの人口減少、人口減少は言わずもがな、経済の縮小にもつながるものでもございます。とりわけこの間、一昨年の震災では、震災の発生から500人が減少する、そして現在の新たな困難とされるコロナ禍、重ねて申し上げますけれども、むかわ町もこれまで経験したことのない事態に直面しているといったような時代背景というのをお押ししてほしい。それと、改めて設立の背景、歴史的な経過、これはそれぞれに果たしてきている役割というのは大きいものがあると思っております。両地区の社会福祉法人の位置づけを今の段階で、私は区分化することは適当でないかと判断しております。

この間も、先ほど申し上げましたように、2つの法人から共同で社会福祉施設整備費の支援に関する要請というのが来ていることは事実でございます。1つの法人から、先ほども申

し上げましたように、愛誠会でございますけれども、6月末にこれからに向けての事業の概要というのが出されたところでもございます。

今後、必要な地域としてのサービス量等の精査すべき事項についてしっかりと意見交換を図りながら、具体的な支援について協議を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 町長の答弁は、ここ何回か、福祉施設については私の質問だけにとどまらず、答えをいただいているところでございます。

先般の出前議会において、愛誠会並びに慶寿会の事業等についての説明をお受けいたしました。その中で、両法人の違いが私は見えたというふうに思っております。この違いをそれぞれの理事者が説明いたしておりましたけれども、その理事者、いわゆる運営する側がその理念、方針、そして実施等の計画について違いがあるというふうに思いました。基本的なところの違いも見えました。その中で、愛誠会はこういう気持ちで、こういう方向性で事業を展開するんだという理事長、あるいはまた理事、監事来ておりましたけれども、その役員の中の一一致した考え方に見えました。そういう部分では、その地域で地域における地域の経済産業としての位置づけも担って行って、頑張って継続をしてやっていきたいという、こういう思いを愛誠会の意見交換で受けたというふうに理解をしております。

そういった中で、先ほどからお話ありますように、介護、町長は介護サービスの部分を重点的に考えて、今後の町行政との兼ね合い、支援も含めてですけれども、進めてまいりたいという答弁でございましたけれども、この穂別地区において、先ほど言った数字を見てみますと、産業として、あるいはまた愛誠会が事業を継続する、あるいはしないということで、大きく経済の環境が穂別地区においては変わるだろうというふうに言わざるを得ない、そういう状況にあることも私は事実と思っております。

そういう観点も含めながら今問題も、それぞれの法人から課題もいただきましたけれども、その課題の解決に向けて、あるいは地区経済の産業としての位置づけから、いろんな国、あるいは関係団体の支援を得ることも町行政の負担を軽減する、そういう部分では、方法としてはあるのではないかというふうな、僕分かりませんが、思いました。そういった部分で、そういう位置づけを計画の中に盛り込みながら、最後の実施計画まで持っていくという形がどうなんだろうという伺いについては、答弁はどのような感じになるでしょうか。

〔「ちょっと入り過ぎていない」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 入り過ぎているので、先ほどの町長の答弁の中で、おおむね私は答弁されているというふうに理解いたしておりますので、以外の部分について、出前議会、行政入っておりませんので、その議会だけの対応の中で、今の議論を進めていくということにはちょっと無理があります。したがって、以外のことで町長のほうで答弁があれば、この際、答弁をお願いしたいと思います。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどもお話しさせていただいたかと思うんですけども、愛誠会そのものの果たす役割、福祉関係プラス雇用の創出、地域経済の活性というのは否定するものではないということは何度も申し上げています。これからの事業化というんでしょうか、具体的な支援の在り方というのも、これも何度も申し上げていますが、6月末に愛誠会のほうから今後に向けての概要書というのが上がってきて、検討素材が出されたものでございますので、しっかりとそれに向き合って、そして先ほど申し上げました時代的推移、時代的置かれている状況というのも見定めながら、今後に向けての対応について検討をさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） ちょっと入り過ぎたようで申し訳ございません。穂別地区の住民の思いとしては、地区の経済に何とか歯止めが、うまく回ることの歯止めのかからないような形をぜひともよろしくお願ひしたいという思いの質問でございました。よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、漁業の振興についてでございます。

漁業者支援はししゃもふ化場とともに重要と思われるが、現在ホッキガイの単価安により漁業者経営が難しいようですが、ホッキガイの漁獲制限と単価助成、販路拡大支援はどのように考えているのかをお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 鵜川地区のホッキガイにつきましては、今漁期の漁業者の1人当たりの漁獲許容量は5トンとなっております。

ホッキガイの単価安に対する漁業者への経営支援としては、今回の補正予算におきまして、鵜川地区の漁業者45名に対し、計450万円の補助金を計上しております。

販路拡大支援につきましては、7月21日の経済文教常任委員会でも説明いたしましたが、鵜川漁協が行う道外市場等への直接出荷の取組に対し、平成30年及び令和元年度に出荷経費

への補助を実施しております。今年度におきましても、コロナウイルス対策の一環として同様の補助に加え、漁協が行うホッキガイ等のインターネット販売につきまして、販売手数料や出荷資材に対し、補助を行っているところであります。

水産物の単価対策につきましては、鵜川漁協としても最重要課題の一つとしておりますので、町といたしましても、適宜漁協と連携した取組を実施していく考えでございます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 大変にありがとうございます。

今回の定例会での一般の会計事業の中でも、この単価助成については出ておりました。5トンと書いてございましたので、ああ、5トンだと、10万だしなというふうに思っておりましたが、今の説明ですと、正組合員が45件ですから、450万、5トンマックスで1件当たり10万という単純計算になると思うので、大変にいい形で出ているのかなというふうに思います。

平成4年が鵜川漁協の漁獲量、漁獲高がピークであったと記憶をしております。そのときの漁獲量は3,000トンを超えておりました。現在は1,000トンを大きく下回っているということでございますし、漁獲額についても、その当時12億を超えていたということでございますけれども、現在は4億を切っていると。組合数が60人で15人が厚真町の漁師の方ですから、むかわ町の漁師の方は45名ということで、この45名をいわゆる3億8,000万の総漁獲額で単純計算しますと、1漁師当たりが850万前後にしかないという現状になってございます。こうした中で、今説明のほうがありましたいろんな支援を、漁協を通して町の支援、ひいては国までの支援を取り付けてございますけれども、今、この数年のとき、特にコロナが出た今年は非常に漁師の生活が逼迫しているというふうに思います。

先般、コンビニで朝5時に行きましたら、漁師の人にお会いをしたら、あれっ、今日、漁休みなのと聞いたら、行って帰ってきたんだと。いっぱい捕っても売れないし、経費ばかりかかって駄目なんだよということございました。これはなかなか家族もいることございますから、何とか漁師の方の所得の確保、それもなるべく喫緊できちっと収入の確保できるような、そういう方策が必要でないだろうかということで、今回の質問させていただいております。

いろんな支援あるんですが、いろんな大きなお金も出しております。何とか近い段階で喫緊の所得の確保できるような方策がないのかということで、考えていることがございましたら伺いたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） なかなか収入の確保と直結するかどうか分かりませんが、先ほど言いました販路拡大につきましては、今現在の漁協のスペースではちょっと狭いと。また、活魚水槽ももうちょっと必要だということで、状況が整えば、今回の国の地方創生臨時交付金を活用して、町から漁協に補助を行って整備する方向でちょっと検討しております。

それと、収入の確保といいますと、漁獲額、漁獲量の増が直結するかと思うんですけども、漁協のほうでホタテの稚貝の放流をちょっと検討しております。ただ、かつて大規模にやり過ぎて、被害が出た場合に大きな負担になったという経緯がありますので、被害が出て大きな借金を背負うようなことのない範囲で放流を行って収入を上げたいと、そういった漁協の取組も聞いておりますので、場合によったら町の支援も、ちょっとまだはっきり分かりませんが、あろうかなと思っております。

漁協、昨年体制、組合長も専務も替わりまして、かなり積極的に動いておりますので、組合員の収入向上にもつながるような動き活発にしておりますので、町としても支援できることはしていくというスタンスかなと思っております。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 今の答弁、大変承りました。よろしくお願いをしたいというふうに思います。

漁協の役員も、役員というのはぐっと下がるという役員体制があると思いますけれども、今回、このたびはそういう形で役員体制が替わったようでございます。それに伴って理屈じゃなくて、現実的にしっかりと自分たちの足元を見ながら行動すると、若い人たちがしっかりとアクションを起こすという体制が私にも見えております。こういう中で、何とか所得、若い人たちが自分の家族を守るために頑張っていくようなことに対して支援を何とかよろしくお願いをしたいというふうに思います。そういった意味でよろしくお願いしたいと思います。

次の質問にいきたいと思います。

3番目、道南バスと町営バスの運行についてでございます。

バス利用者から利用形態についてもっと利便性をよくと聞くが、予約受付時間帯、運行タイムスケジュールと運行回数、土日の関連サービスなどの実態はどのようになっているのか。

また、ハイヤー補助も含めて地域交通の利便性確保に向けて検討されていることはないか伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、道南バスと町営バスの運行についてお答えさせていただきます。

町営バスの運行事業者は、道南バス、むかわハイヤー、穂別ハイヤーの3者で運行状況等を含め、連絡を取り合いながら事業を進めていただいております。

道南バスは、穂別市街と鶴川市街を結ぶ穂別鶴川線を通年定時路線で9便運行しております。また、穂別市街と新千歳空港を結ぶ新千歳空港直行便を通年の予約路線で4便を運行して、合わせて2系統の運行を行っていただいております。

むかわハイヤーは、予約の必要な系統としまして、鶴川地区の通学時間以外を運行する鶴川川西線と鶴川川東線、そして予約不要のスクールバス混乗路線として二宮田浦線、春日花岡線、有明線、汐見線の合わせて6系統で平日20便、土日、祝祭日で12便の運行と鶴川地区の予約センター業務を行っていただいております。

また、穂別ハイヤーは、予約の必要な系統としまして、穂別稲里線、穂別富内線、穂別栄線、キウス隆農線は平日43便、土日、祝祭日は26便の4系統の運行と新千歳直行便を含む穂別地区の予約センター業務を行っていただいております。

鶴川地区の予約センターは、月曜から金曜まで午前9時から午後5時まで、利用前日までに電話かファクスで予約を行っていただいております。穂別地区の予約センターは、お正月の2日間を除きまして、通年で午前9時から午後4時までで、利用前日までに電話、または情報端末で予約を行っていただいております。両地区とも当日の予約につきましては、配車が可能な一定時間前までの予約を受けているところでございます。

これまでもJRのダイヤ改正や地域からの要望を受け、むかわ町地域公共交通活性化協議会での協議を行い、運行や予約方法等の改善を重ねてきております。地域交通の利便性の向上は、やはり路線本数、運行ルート、運行ダイヤになると考えております。今後も地域公共交通活性化協議会の中で、利便性の確保を図っていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 穂別地区の関係でございますけれども、聞くところによりますと、予約にちょっと支障がありそうだというふうに感じました。というのは、朝、例えば仁和からですけれども、バスに乗って穂別の診療所へ行くといったします。通常であれば、きちっと予約をしながら、帰りのバスに乗り遅れないできちっと乗ることができるようでございますけ

れども、例えば整形の先生が来る、定期的に来る日だとか、あるいは何かの関係で患者さんが増えたとき、診療時間が大幅にずれ込んで間に合わないときがあるようなんですよね。そういうときにバスが行っちゃうということで、次のバスをどういう形だかちょっとそこまでは掌握しておりませんが、待ちたいということですが、予約制のバスだと、その予約の弊害があって、次のバスが、例えば乗りたいというバスが来ても乗れないというんですよ。予約していないから乗れないというふうに運転手さんか誰かに言われたという経過があったようでございます。これは大分前の話ですけれども、そういうことはなかなか利便性に欠ける部分なので、臨機応変にやっていただく必要があるのではないかとというのが1点です。

それから、そんな診療所の混み具合とかというのはなかなか掌握はできないと思います。そういった中で、例えば安平町なんかはハイヤーの助成をしておりますけれども、そのバスに乗り遅れた人が夏ならいいと言っていました。冬だと、ああいう地域ですから、待つ場所がないということで、タクシーで帰ってくるようです。穂別から仁和まで約4,000円ちょっとかかるようですけれども、それでも帰ってくるということでございますけれども、このバス利用によって、例えば遅れてしまった人に対して、バスに乗った回数の例えばポイント制とかにして、そしてそのポイントによってバスで帰ってくるときは少し助成をしてあげるとか、そういう方向性もあるいはあっているのかな。何か利便性を上手に使えるような、できるような工夫が必要ではないかなんていうことを感じるんですが、どうでしょうか。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まず、予約の診療所の部分なんですけれども、それはもう四、五年も前等からあった話で、それについてはもう解消しているというふうに私たちは聞いていたんですけれども、もちろん個別の中で時間が長くなったときに、思っていたやつに乗れる乗れないの問題はあるかと思えます。それで、最初の頃については予約していないとバスはというのはありましたけれども、今は運行していれば、その本人が予約していなくても、それは普通に乗るような形でこれまでも改善を図っているところでございます。

また、今の便の部分でいいますと、仁和の部分につきましては、帰り4便とか5便の形で出ております。もちろん、診療によっては思っている時間に乗れない部分はあるかと思うんですけれども、診療時間の中で少しは待つこともあろうかとは思いますが、対応できる範囲の中かと思っております。

ただ、今の形が全ていいというふうに言っているわけではなくて、少しでもいい形に今後も改善していければと、現行の体制の中で改善していければいいかと考えているところでご

ざいます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） ぜひ利便性確保に小まめな対応でお願いしたいというふうに思います。

先ほどのバスに乗れない、予約がなければ乗れないというやつ、最近もそうかどうか確認を私しておりませんので、今、課長の言った内容がちょっと利用者に確認をしていきたいというふうに思っておりますので、いい形の工夫をしていただきたいというふうに思います。

それから、町の負担関係についてもですけれども、やはりどんどん負担が増えていくような運行体制はあまりよろしくないという観点から、なるべく上手な運行の方法を考えていただければというふうに思います。

しかしながら、その中で土曜日、日曜日、いわゆる町外に苦小牧とか札幌とか行きたい方がいるようでございますけれども、この土日の町内で何とか利便性を確保したいという思いはありますけれども、町外に土曜、日曜日行きたい人がいるようでございます。この便数が非常に少なくてなかなかつながりが、時間帯で今降りたらまた時間がかかるとかということが随分あるようです。そういった中で、違う方法を取りながら、やむなくどこか行くという人がいるようでございますから、その辺もちょっと上手に工夫をしていただけるような現場対応をよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

私の質問は以上です。よろしくお願いいたします。

◇ 中 島 勲 議員

○議長（小坂利政君） 次に、12番、中島 勲議員。

○12番（中島 勲君） 通告に基づきまして、2つの項目について質問をさせていただきます。

1つ目は、非常に残念な事件のことですけれども、しかし財政に大きな影響を与えるという観点から質問をいたします。

具体的に申し上げますと、穂別診療所の調整交付金過少申請についてでございます。

この制度につきまして、私は僻地診療所の赤字の一部を僻地直営診療所運営補助費という形で、国から交付金として診療所が受領するものというふうに理解、認識しております。この件につきましては、2月に概要説明がありましたんですが、それから約半年経過しております。その半年の間に、この問題解決にどのように事の対応に当たってこられたのかという

ことをお伺いします。

具体的に申し上げますと、過少申告の発端は何だったのかと。

それから、2つ目は、過少申告の経過。

それから、最後ですけれども、これが一番、私聞きたいところなんですけれども、過少申告で生じた交付金額への対処についてどのようなことになって現在に至っているのか、これについてまずお伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私のほうから大枠で説明をさせていただきたいかと思えます。

まず、過少申請の発端、経過ですけれども、今、12番議員が触れられましたように、本年の3月11日に開催しております令和2年第3回のむかわ町議会全員協議会におきまして、調整交付金の算定方法の改定により、北海道内14の自治体、15の診療所全てが過少申請となる事態が判明について、それを示しているところでもございます。それ以降の、まず私のほうからは経過、対応について説明をさせていただきたいかと思えます。

その後、3月の上旬に厚生労働省の、本来ですと国保担当課長というのが来道し、その折に北海道の事情を伝える予定でいたところですが、例の新型コロナウイルス感染症への対応等々により来道することが不可能になり、この実現はなかったところでもございます。

4月に入りまして、北海道から各都府県、全国の都府県に対して、このような実態というのはどうだったのかというふうな調査を実施し、取りまとめしているところでもございます。診療実日数に関する対応については、大方の都府県が平成26年度からこの対象扱いなんですけれども、土日というのを含めており、過少申請となったのは北海道の15診療所と他県の1診療所のみという結果でございました。この調査結果を踏まえ、北海道は厚生労働省への要望書というのを提出しているところですが、他の保険者との兼ね合いから、追加交付というのは認められないというふうな回答があったと、これは国と北海道のやり取りです、あったとのことでございます。

本町におきましては、関係自治体、先ほど申し上げました15の自治体ですか、におきまして連携しながら、移動制限解除後の7月末に北海道国保担当局長と面談を実施しており、再度、今後の対応及び交付金の補填について協議を行ったところでもございますが、交付金に関しましては、決定権者が国であるといったようなことから、北海道としては補填することができないと回答を受けたところでもございます。

このたびの過少申告につきましては、関係自治体からの照会がきっかけとなったところで

ございます。北海道各市町村とも、北海道、そしてそれぞれの関係市町村とも理解不足と、そして連携、説明不足等々が招いたものであると認識をしているところでもございます。今後に向けましては、再発防止に向け、北海道各市町村ともに共通認識の下で、さらに緊張感も持って対応すると確認がされたところでもございます。

以上が第3回の町議会全員協議会以降の経過でございます。

改めて、過少申告の発端等について触れますか。

○議長（小坂利政君） 西国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（西 幸宏君） 私のほうから改めまして、今回の過少申告の発端につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

こちらの調整交付金につきましては、平成26年度に制度の内容が改正をされたというところでございます。内容につきましては、単価等の見直しというところもあったんですが、大きいところでいけば、その診療日数のカウントの仕方、そちらについて大きく変わったというところがございます。ただ、こちらの変更部分の表記がかなり捉えにくいというようなところもございまして、それまで北海道内の各自治体においては、同じようなカウントの仕方をしていたというようなところがございます。

これが本年、令和元年になりまして、ある一つの関係自治体のほうから、その日数について疑義があるということで、北海道に対しまして照会をしたというような流れでございます。その段階で、北海道においては厚生労働省のほうへ内容の確認をして、その問題となる日数に関して該当する各市町村へ連絡をいたしまして、さらに調べた結果、その日数のカウントの仕方に間違いがあるという、そういったことが判明したというのが事の発端となっております。

今回、道のほうにもそういった協議の中で、やはりその補填というところはかなり大きいというふうに考えておりますので、その要請と申しますか、協議、要望という形で今回も、7月においても実施してきたというような流れでございます。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 今までの説明で分かったことなんですけれども、そもそもこの案件を発見できなかったというのは、担当を含めてですよ、町独自では発見し得なかったと。たまたまどこかの道ですかね、そういうところからどうなんだと言われて分かったということよろしいですか。

それともう一つは、数字は全然出てこないんですけれども、数字でいいますと、私はこの

一連の事案によって町が、まだ決定ではありませんから損害とは言いません、補助の不足額、これは9,600万というふうに捉えております。この金額に対して、今、町長のほうから答弁あったわけですが、どうも国、あるいは道のほうからは難しいようだというふうに私は受け取ったんですけれども、これは最終決定なんでしょうか、それともこれからまだ交渉の余地というか、お願いする余地があるというふうにとったらいいんでしょうか、どちらのほうに解釈すればよろしいんでしょうか、伺います。

○議長（小坂利政君） 西国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（西 幸宏君） 私のほうから今回のは町独自で、町のほうで要は分からなかったのかというような、そちらに関してはちょっとお答えさせていただきたいと思います。

今回の調整交付金自体につきましては、こちらは先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、国が決定権者ということでございます。調査自体は、国のほうで行っているというようなものでございます。

それで、事務の流れをちょっとお話しさせていただきたいんですが、国のほうから、要はこの調整交付金の調査を行うということで、北海道を通じて各市町村のほうへ下ろされます。各市町村においては関係する数値等をまとめて、一旦北海道へ報告をする流れになります。北海道においては、この調査票の数値を、要はまとめて国に進達をするというような流れなんです。北海道の段階において、例えば今回の数字の基となる基礎の数値というものは、把握できないというような流れであるというのが実は北海道のほうからお話がありました。北海道のほうについてはいただいた数字を、これを入力するソフトというものがあるんですけれども、その入力段階では、基数の判断がつかないと。なので、北海道としては、そのエラーがなければ、そのまま国に進達をするというような調査になっているということでございまして、なかなか調査要項も含めてなんですが、各市町村の担当においても、やはりそこは非常に捉えにくいというような調査であったというふうに認識しているところでございます。

それと、あと影響額のところでございますが、先ほど議員、9,500万円というふうにおっしゃっていたかなと思います。こちらについては、平成30年度分につきましては、過誤調整としまして、差額の8割が交付をされておりましたので、影響額としては約8,500万円というような数値となっているところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 分かりました。

今の数字の面でいいますと、八千何百万でしたっけという返事をいただいたんですけども、私は9,670万と捉えております。この根拠はというと、この過少申告によって町の財源にどれだけ影響を与えたんだという捉え方、途中で過少申告どんどんでいろいろ説明ありましたけれども、その時点で26年から30年ですか、その間に幾らこの財務に影響を与えたんだというふうに私取っております。これ以上数字については、また監査機能もありますから触れませんが、私はそういうふうにとっております。

それからもう一つは、今説明あったんですけども、ちょっと分かりづらいんですけども、今後の交渉というか、説明というか、道・国に対して、これはもう言っても聞く耳を持ち得ないと、道・国は。だけれども、こちらとしてはまだ言うていくというふうにとっているのか。ちょっと説明が、要旨がつかめないの、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 繰り返しになるかと思いますが、当初北海道としても、それと我々各自自治体においても、とりわけ北海道においては対象の自治体が全てだということで、これを何とか国のほうにということで調査したのが、道としてでございますけれども、全国調査をした。しかし、全国調査の結果が北海道だけだったということで、国としてもその調整不足というのは北海道も含めて、そして理解不足の各自自治体ということも含めて、国としては調整交付金を新たにというものの取扱いはできないということで、北海道としても財源確保の視点という点については我がほうと同じ立場でございますけれども、姿勢として、今回道内だけと、もう一つの他県で1つありますけれども、道内がほとんどだと、全てだといったところにおいては、今後これを教訓にしながら、二度とこのようなことがないようにということで、ここでの打ち切りかと、今の段階、思っています。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） つまり、打ち切りというふうにとってよろしいのでしょうか。分かりました。

それで、この件は打ち切りだと。けれども、9,600万というような大きな数字ですから、これを何だか違うメニューといいますか、政策的に、そういう面をお願いをしていくという考えはあるのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 現時点でそれぞれの対象自治体があるわけですがけれども、今後もうこういった形がないようにという、道との連携もそうですけれども、これらに対しての補填の新たなメニューという考えについては、現時点では持ち合わせておりません。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 分かりました、非常に残念なんですけれども。

もう一つ、今道内と、あと1県ですか、こういう過少申告だったと聞いたんですけれども、府県はいいとしても、道内での今までこれ同じに連絡は取ってきたと思うんですけれども、この横の連絡ももうないと、なしと、しないというふうにとってよろしいんでしょうか、もし取っているとすれば。それは道なり国にお願いするときに、むかわ町ならむかわ町だけではなくて、6件でしたっけ、同じ過少申告があると。そこと横の連絡を取りながら進めるというこの前の話だったんですけれども、その連絡ももう今回で終わるというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回発生した事案での調整交付金の関係についての連携の在り方については、今後はまだ不確定要素というか、ほとんど考えておりません。ただ、診療所を所在地とする中での医療の充実等々に向けての連携というのは、これからも進めていくことだと思います。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 大体浮き彫りになったんですけれども、できれば町長においては、何らかの形でやはりこの見通しというものを立てていただきたいと。当然ですけれども、お願いしたいと思いますし、また、まだこの数字、過少申告の段階ですから、双方で確認したわけでもなく何でもありませんから、損害とか被害という言葉は該当しませんけれども、大体それに近くなったなというふうに私は取りました。これについては非常に財務に与える影響も大きいものですから、何とか、繰り返しますけれども、町長には、この件についていろいろ形を変え品を変えて違う政策面での資金導入をしていただきたいと、こういうふうに思います。

以上で終わります。

〔「もう一つは」と言う人あり〕

○12番（中島 勲君） いや、やりますよ。

それでは、1番目につきましては、この辺で終わりたいと思いますが、2番目についまし

ては、これも想定していたんですけれども、旧布施旅館の保存経過についてお伺いします。

これにつきましては、皆さん御承知のとおり、公営住宅であるとか、あるいは高校野球部の寮であるとか、あるいは民間によるマンション等々の復興作業が進んでいます。これは目に見えております。ただ、今問題にしようとしている旧布施旅館の保存作業はどのように進んでいるのか、その進捗状況をお伺いします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 旧布施旅館についてでございますが、昨年6月の第2回定例会におきまして一般質問がなされております。具体的な計画については生活の再建と公共施設、そしてインフラの復旧というのを優先させ、今後策定します復興計画の中で優先順位も見極めながら判断したいというふうな答弁をさせていただいたかと思えます。

そして、震災から2年が経過したところでございます。本町におきましては、御存じのとおり、いまだ復旧・復興の途上という段階でございます。建設資材の活用の計画でございますが、昨年7月策定の復興計画の中でもお示しをしており、現段階のところは、活用計画については未定ということでございますけれども、何らかの今後の活用の在り方ということでの項目の頭出しはさせていただいているところでもございます。

今後の具体的な継承の在り方、あるいは保存の在り方、活用策につきましては、今両地区に組織がございますけれども、まちなか再生検討委員会において、これらの活用方策というのも議論をいただきながら判断をしていきたいと考えております。御理解をお願いいたします。

なお、旧布施旅館の建物の資材関係につきましては、現在も旧生田小学校体育館において保存を継続している状況でございます。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 旧生田小学校に保存しているということは薄々聞いておったんですけれども、この旧布施旅館のどの部分をどれだけのボリュームで保存しているのか、それを伺います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私から布施旅館の関係についてお答えをしたいと思います。

保存されている建築資材の関係でございます。明治期の建築資材ということで保存をしているところでございまして、旧布施旅館の当時建っている建物の向かって右手のほうが古い建物ということでございましたので、その部分についての資材を保存させていただいている

というところでございます。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） そうすると、結局ほんの一部というふうにとってよろしいのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 布施旅館建物は、当時建っている状況を思い浮かべていただくと分かると思うんですけども、正面に玄関がありまして、左手のほうはどちらかという新しい建物ということで増築をされた部分でございます。

明治期に建てられたとする部分については、先ほど申し上げたとおり、玄関から右手のほうということになります。玄関から右手のほうと、向かってですね。この部分について、やはり明治期で貴重な部材ということでございましたので、この部分について保存をしているという状況でございます。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） その右側の手すりというんですかね、そういうものを含めているのか、あるいはもっと特徴的な古風なものだけを保存しているのか、もうその辺一帯をずっと材料を解体して、積んで保存しているのか、その辺はどうなんですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 当時の資材については、梁ですとか、柱だとか、そういったところはやはり貴重な資材だということで、布施旅館のその当時建っている部分で北側になりますけれども、明治期に作られた建具だとか、そういったものは非常に珍しいものであるということから、こういった資材を保存をしているという状況でございます。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 保存の状況は大体分かりました。

それで、私からは言うまでもないんですけども、この布施旅館というのは、今壊れた建物ですけども、これはもうおじさんに当たるんですかね、今の。その方がやっぱり大きな希望を持って、新潟から大工を呼んで、そして本州の杉等々の高級な材を購入して造ったという記録があるんです。

その裏には、駅通ですから旅の人と、それからその旅は馬で来るわけですから馬小屋、これは御承知かと思えますけれども、旅館の向かって右側の後ろに小屋といっても大きなものですけども、いわゆる馬小屋があったわけです。そういう由緒ある建物でありましたし、

またこの旅館単独の価値といいますか、文化価値も100年以上経過していますからありますけれども、私はそれ以上にこの布施旅館、いわゆる前の駅通なんですけれども、の果たした機能、役割、これ地域におけるその貢献度、これは苫小牧から浦河へ行く海岸線、非常に山川あってひどかったというものをこの馬で海岸沿いに伝えていく、その馬を交代するところが布施旅館だったと、駅通であったというふうに私は認識しております。

そういう非常に大事な、これはもうむかわの文化財、無形文化財といいますか、ではなくて、この日高、胆振、苫小牧を含めた一帯のこれは文化財であるというふうに私は理解をしております。それだけこの旅館、単なる旅館というとなんか民間の旅館を思い出しますけれども、そうでなくて、機能を果たしてきたその旅館の役目というのは非常に大事にしなきゃならんというふうに思っております。

これの歴史については、今ここでくどくど述べませんけれども、たしか3年前ですから平成29年ですかね、教育委員会を出している文化クラブといたしましたか、あれに非常に細かく道の図書館といいますか、埋蔵品のところまで行って調べて本当に感心しました。御礼申し上げます。私もあそこまでは調査していなかったんですけれども、あれを見ると、ますますむかわだけの財産ではなくて、ちょっと大きく言うと道の財産になるということですから、それであれば道の文化財に指定してもらって、それでこれから一からでも始めてもいいんじゃないかと。もう何十年も前に壊れたんなら分かりますけれども、不意の災害、地震によって崩壊したわけですから、それは写真もありますし、いろんな文献もあります。だから、これからでも道のほうに行って、道の無形文化財、有形でもいいんですけれども、その辺よく分かりませんが、そういう方法であの旅館を復活させていただきたいというふうに思います。

私もこういう信念なものですから、あの地震以来、いろいろな方に説明をしております。また、聞かれるんです、どうなったの。ただ、こういう意見もあります。この地震の真っ最中にそんな旅館を何で手かけるんだと。結構多数の人がいるんですね。あの頃はまだ地震直後ですから気も立っているし、いろいろ感情的なものもあったと思います。でも、私はこういう説明しているんですよ。いいかいと。人間生きていくために三度の御飯を食べる、食事を食べる。365日、御飯とみそ汁だけでやっていけるかいと。これはやっていけないです。やはりそこに御飯、みそ汁のほかに漬物だとか、あるいはたまには刺身だとか煮物だとかいろいろあるでしょうと。それで、栄養のバランスを取って感覚も満たしていると。言ってみれば、この布施旅館というのはたくあんか刺身みたいなものだ。なくてもいいとはいかない

んだということであると、二、三回言うと、うん、そうかなという納得してもらった方もいます。ただ、逆に、何で今さらこんなことを議論しているのと。あれだけ町長と教育長は今の場所へ保存するか、移転するかという話だったんじゃないのというふうに言われます。それは私の責任範囲だからちょっとはっきり言えませんが、とにかく保存に向けて努力します、私はそういうふうに出てきております。今も出ております。

そういうことを含めて、例の3年前に出された教育委員会の資料をもう一回読んでいただいて、この資料を基にして、今までの布施旅館、あるいはその前の駅通の機能、役割、文化的使命をもう一回確認してほしい。そして、道のほうに働きかけてほしい。当然お金のかかることです。町独自では無理だと思います、私は。ですから、やっぱりそれは道に行く、あるいは今はやりのクラウドファンディングですか、そういうものでもしても何としても保存していただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

〔「答弁は要らないの」と言う人あり〕

○12番（中島 勲君） あれば、町長。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御意見の部分は、貴重な今後についての参考にさせていただきたいと思えます。

この旧布施旅館につきましては、中島議員御案内のとおり、今は震災からの再生というのは、復興というの兼ねていきますけれども、地方創生の時代の一つの保全、あるいは継承、そして今後に向けてといったような地方創生の中においても歴史的建築物の保全活用というのは、重要な要諦の一つとも捉えられているところでもございます。そして、先ほど申し上げました震災からの復興、まちなかの再生、こういったところにどういった形で包括的に、そして回遊できるのか、動線的にどうなのかといったことも含めながら、今後みんなでその地域の財産をどう継承していくか、議論していきたいと思えます。よろしく申し上げます。

◇ 北 村 修 議員

○議長（小坂利政君） 次に、11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 第3回定例会に当たって、通告に基づいて質問をさせていただきます。

私は、今回は今災害で早朝黙禱したように、2年を迎えるわけでありまして、しかしまだ多くの町民の皆さんの中にあっては様々な不安があり、そしてまた住まいがやっと新たに

つかるといふ状況の中にある人であっても、いろいろな職業がなくなったりとか、いろいろな不安があるわけでございます。そうした中で、今、次に何をやっていくべきかということを考えてときに、今出しておりますまちなか再生に当たってという形での議論をさせていただきたいというふうに思ったところでございます。

この問題については議会特別委員会でも説明を受けておりますし、この2年にわたってということで、いろいろなマスコミの中に町長が登場して、その中にも触れられております。1つだけ言えば、町長は被災前の町並みに戻すだけではなく、子育て支援や高齢者福祉など、幅広い分野の施設と連動させて、将来の絵を描いていきますというふうにも述べているところでございます。

私は、やはりこの問題については一刻も早くといいますか、復興の中心的な課題としてやっていく、そのことが様々なものに影響していくというように思っているんです。例えば、仮店舗の皆さん方の次のステップにもこのところが大きく関わっているだろうというふうに思っております。そういう意味で質問をさせていただきたいと思っております。

質問6点ほど出しておりますが、これは中には、これまで触れられてきたものもありますが、改めて伺うものであります。

第1には、まちなか再生とした取組の中でどのような狙い、目指すところというところは何なんでしょうか。

2つ目に、地震災害で損壊した商店などが失われた地域でなるんですが、もういわゆる商店街再開発のような再整備ということにはならないだろうというふうに思っているんですが、それらについての改めて現状と考え方を伺っておくものであります。

3つ目には、既に再生検討会がつけられて論議が進められているというふうに伺っておりますが、それらについて説明も受けておりますが、それらを受けた中で、行政としてどのような方向を今考えておられるか伺っておくものであります。

また、先行して同時に新まちづくり計画の委員会が進められておりますが、その整合性をどのように図っていくのか。フロー図によりますと、いろいろな順番で関わっていくことになっているようでございますけれども、屋上屋にならないのかというようなこともありますので、改めて伺っておくものであります。

5つ目に、まちなか再生は、復興事業の象徴的なものになると思われまして。そうした中での位置づけというものはどのようにあるのか伺っておきたい。

6つ目には、多大な被害、損壊から再生事業となる。行政が思い切った投資を図りながら、

民間が参加する道筋を示すことではないか。

そのためには、核となる施設を整備し、その流れに、私もとした事業者などが配置される仕組みづくりが必要ではないかというふうに思いますが、その施設はコミュニティ施設的であり、高齢者の寄り合い所であったり、子育て世代の交流、子育て支援の場であったりとか、町民が気軽に利用できるものが必要かというふうに思われますが、これらについての見解を伺いたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御質問の（１）と（５）、（６）、（２）から（４）については担当のほうで御答弁をさせていただければと思います。

（１）の部分でございます。まちなか再生事業に関する御質問についてですが、基本的な考え方というのを私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まちなかでございますけれども、これも町の顔ですと。地域経済をはじめ、町民生活、町の文化面といった中心的な役割を有しているかと思っております。その再生は、様々な世代の方々がこの町で引き続き安心して暮らすことができ、そして町内外の人々が集い、にぎわいを感じられるものにしていくことを目指しているところでもございます。このため、再生につきましては、商業の部分の地域経済の復興はもとより、町民生活や利便性の向上、それと地域のコミュニティづくりを促進する観点でも重要な課題であると捉えております。

現在策定中のまちづくり計画に発展的に吸収することとしております、まちづくり計画の中の復興版でもございます復興計画、この復興計画にもまちなか再生というのは位置づけをしてきているところでもございます。

なお、これからのこの道筋についてでございますが、検討会をはじめとする町民の皆さんの参画というのを得ながら、まちなか再生計画として取りまとめていくこととしており、議員からの御提案のあります核となる施設、こういったものの必要性についても、その過程過程の中で議論されることが大切であると捉えております。

まちなかの現状、さらに再生検討会の内容とまちづくり計画委員会との関係につきましては、この後、担当のほうから御説明を申し上げますが、町の顔、一つの表情というんでしょうか、この表情が豊かな既存の交流施設と機能、連携というのを図り、人と物の交流というのをさらに創出し、拡充していけるような議論、そして議論の中からまちなか再生の機運、まちなかでの機運というのが高まっていければと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） それでは、私のほうから2点目から4点目までの御質問についてお答えさせていただきます。

まちなかの現状につきましては、両地区の商業店舗が甚大な被害を受け、空き地が目立つようになり、町の顔としての商店街、中心市街地としての機能や景観が損なわれている現状でございます。これらの機能の低下は高齢化が進む本町において、町民の生活や環境、衛生面でも不安につながるものと考えているところでございます。このような状況から、まちなかの再生につきましては、商業のみならず、町民生活の観点からの議論が必要と考え、町民皆さんの参画をいただきながら進めることとしているところでございます。

そこで、鶴川、穂別両地区にそれぞれまちなか再生検討会を設置し、鶴川地区が7月、穂別地区が8月に第1回目の会合を開催したところでございまして、この中では委員の委嘱と今後の議論が活発に行われるよう本検討会のアドバイザーから話題提供をいただき、2回目を以降から本格的にワークショップ形式により議論を行う予定となっているところでございます。

さきの復興調査特別委員会でも御報告させていただきましたが、このアドバイザーからいただいているいろいろ情報提供として、空洞化したまちなかを商業のみで再生することは困難であること、またまちなかへの居住推進、子育て支援や高齢者などの多世代の人々が集う場所、中高生の居場所づくりなどの多岐にわたる提言をいただいているところでございます。こういった提言いただいた事例を参考にしながら、今後、まちなか検討会の中でも議論を進めてまいりたいと考えてございます。

この検討会で議論された御意見などを役場内に設置する政策企画会議にて取りまとめ、それで取りまとめたものを諮問機関でもございますまちづくり委員会などで諮問する流れとしております。

今回、コロナ禍の影響を受けたスタートとなりましたが、今年度においては、この再生計画の基本となる構想段階までをまとめていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

今、幾つか答弁をいただきました。私は、まずこの点でまちなか再生という取組、これまでの説明や説明資料を見させていただいた中で、改めて何かやる事業のような感じがするんですけども、私は何よりも今回この事業を取り組むに当たって、とりわけ鶴川地域でいえ

ば、やっぱり今災害でまちなかの商店を中心として損壊し、空き地が広がる、そこに皆さんが非常に寂しい思いをしている、もうこれでは我が町、駄目でないのかという思いがそこから出てくる、こういう事態の中であって、そしてまたこの商店の人も仮設店舗で営業されているわけですが、この方たちもいろいろ聞いてみますと、新たな投資をしてまでということではなかなかないというのが実態だと。できれば、このままここで営業ができたらなというふうな思いが強いというふうに言われます。じゃ、次のステップへどんなことになれば向かえるんですかということになれば、何らかやっぱり物が見えるような形ならないといけないよねということでもあります。

つまり、このまちなか再生というのは、そういう商工業者の皆さんであれば、本当にここで営業をやっているのかどうか、そしてまたやっという意欲につながるのかどうか、それから多くの町民の皆さんに、いや、この町で頑張ろうというふうになっていけるのかどうか、ここが問われているんだというふうに思うんです。

そういう点でいえば、改めて伺いますけれども、町長がこの間の新聞の記者の中に寄せた人では、今年度中に構想を発表したいということでありました。説明の中でも、3月までに基本構想ということなんですが、しかし同時にあの説明の中に事業としては3年なりということもございました。そこで、それらについてどのぐらいの期間を、それらを含めてお持ちなのかということも改めて伺っておきたいと思いますが、私が今申し上げたように、これはやはり一刻を争うといいますか、早めにその方向性を出していかないと、仮設店舗で暮らしている皆さんや、そうした人たちが展望が見えないという状況になっているんじゃないかと思うんです。そこら辺のところを改めてどのように考えて進めていかれるか伺いたい。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 議員御指摘のとおり、この東部地震、とりわけ鶴川地区における課題といたしまして、現在、仮設店舗において営業を再開されている3事業者の方々の今後の部分というのは大変大きな課題でもございまして、じゃ、このまちなかの検討の中においても、こういった議論を重ねると同時に、3事業者さんともこの検討会と歩調を合わせたような形での今後をやりたい。既に第1回の後を受けて、その内容の報告、そして今後に向けての部分での、この検討会への意見反映という形も今後必要ということでございまして、そういった段階を踏みながら、あるべき方向について議論を重ねていくと。そこには、当然3事業者さんの思い、そしてこの検討会の中から、議論の中から、様々町民の方からいただく御提言、御意見というものも折り合わせながらという段階を考えてございます。

今の段階で私のほうから具体的に、次は例えばハード面ではこういうものというのは、今の段階でまだお示しできる状況にはございませんけれども、そういったものも当然重要な課題、そして御指摘のあったように、早急にいろいろ方向を示していかなきゃならないものというものは我々十分認識しておりますので、そういったところを十分に丁寧に、丁寧さの中の今後住宅のほうの解決というものも今めどが立っている状況でございますので、次には、こういったなりわいの部分の再建に向けた部分、そういった部分についてもスピード感、そういったものを高めていきたいというふうに考えてございますので、御理解願えればと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりました。

次に、質問したいと思いますが、改めて伺いますが、検討会を立ち上げて、検討会に各団体から推薦の方々、それから一般公募の方々含めて熱心な御議論をされているんだろうというふうに思っておりますが、たまたまそういう皆さんとお話しする機会があった中に、私なるほどなという思いが一つありました。それについてお伺いしたいと思うんですが、それは検討会の皆さんが、我々がいろいろ出すアイデア等々というのはどんなふうに扱われるんだろうか。つまり、我々が検討会に参加して何をいろいろ言っても、結局は最後は行政が絵を描くのかな。それで、こういう大事な大きな仕事、皆さんには大変失礼なことを言っていますが、そういうことで本当に進むんだろうか。そういうことであれば、私たちの役割というのは何なんだろうというふうな御意見もございました。私、やっぱりなるほどなというふうに思ったんですが、これまでは我が町のやり方としては、ほぼそういうふうな形でいろんな会議をつくり、そこに御意見を伺ってという形でやってきました。今回も実際問題はそういうことになっているんだろうと思います。

例えば、説明されましたこのまちなか再生のフロー図を見ると、最後は諮問をしますよ、答申しますよというのはまちづくり委員会なり、地域協議会ということになっておりますが、そこは庁舎内会議、検討会議からということで、そこには経て、計画を作成するというふうなことになっております。こうしたことでいうと、その中で出されている御意見というのはそのとおりのかなというふうに思います。

その皆さんからすれば、本当に俺たちのことがどれだけになっていくんだろう、どんな絵になるんだろうかと、こういう不安になるわけです。ここら辺のところ、本当に検討会の皆さんの御意見を十分に酌み上げながらやっていくという、そういう手だて、段取り、そうい

う進め方というのはどんなふうにしていこうと考えておられるか、改めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 少し実態も含めてでございますけれども、もう御承知のとおり、このまちなか再生、降って沸いたものじゃございません。今回の復興をきっかけにどうここに住んでいる方たちが住み続けるか、その住み続けるにはどういうふうな手だてが出てくるのかというところから、実体的な数字を申し上げますと、鶴川地区の例えば中心商店街と言っているのでしょうか、街路整備等々したところの沿線、ここで58戸の建物が解体されております。このうち、商業系というのでしょうか、店舗等の営業系の建物が33戸、空き地でございます。穂別地区では市街地、これはエリアが違うかと思っておりますけれども、25戸の建物解体、そのうち店舗等の営業系建物が7戸とされております。今回のまちなか再生、商のみではございませんが、商業の活性化というのを包んだ一定のゾーンという表現がいいのか、エリアという表現がいいのかはこれからになりますが、そういったむかわ町の表情を包んだ、私の今の思いでは商と住というのでしょうか、こういったところのまちなかの再生、再建をどのように事業化に向けていくのか。

先ほど担当課長のほうからも言いましたが、今住まいの再建が優先されております。むかわ町としても、これも新聞紙上でも私も申し上げておりますが、第2段階のセコンド・ワンについては、間違いなくまちなかの再建ということでございます。それを絵姿は何とか年度内に示して、これは構想でございます。構想の部分のできるものは、期間はロングスパン、エリアとしてのまちなか再建は、まだ期間がどのぐらいかかるか分かりませんが、構想をはじいてみないと、構想の中で上げられる施策の体系等々が出てくるかと思っております。ソフト面の事業も含めて、その構想の段階の一つ一つについて取り上げられるものは、先行で取り組んでいくものも出てくるのかなということでも考えているところでもございます。

店舗の在り方も一つでございますけれども、既存の施設、それぞれにあるかと思っております。穂別にしても、鶴川地区においても既存施設、鶴川地区でいえば四季の館、穂別でいえば穂別の博物館、これからにもあるかと思っておりますけれども、こういったものとの動線というのでしょうか、つなぎというか、まちなかをつなぐといった視点というのも大切にしていかなければならないのかなと思っております。

その中で、議員から提案のあった、どのような形になるか分かりませんが、核的な施設、ターゲットを絞っての核的な施設の要素というのは、先ほどの12番議員の中島議員の古民家もありますけれども、こういった形でどう機能を果たしていくかということも含めて

の事業化に向けての補助メニューの選択、扱いというのも出てくるのかなど。

それと、併せてでございますけれども、議員から提案されております、先ほど検討会のメンバーも自分たちの意見はどうなるのかなというふうなことが言われておりますけれども、議員が抱くそのようなことにならない議論形態というんでしょうか、今始まったばかりでございます。それと、議員が言っている私もという表現でございます。今回の被害を受けた被害住民が全てだと私は受け止めておりますので、この私もという視点を大事にしたい。このまちなか再生をこの際、私もというか、自分事としてどのように捉えて、そしてこの検討会のメンバーが今のメンバーだけでなく、より多くの方々がその中に参加、参入して、そして検討会の議論、冒頭で申し上げましたように、まちなかの再生もしかるにですけれども、まちなかを再生するためのまちなかの議論、まちなかの機運というのをさらに盛り上げていければなと思っています。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 次にいこうというのが、先に町長のほうから少し触れていただきました。

私は、やはりそういう中で6番目に提言的に質疑をさせていただいているのは、やっぱりそういう私は災害で、今こんなに壊れちゃった、このところを何とかしていこうという思いに皆さんがなっている、そのときに、本当にそこにどうやって点火をしながら火をつけていくかという形になるんだろうというふうに思っています。そういう点では、今言われたように、私の核なる施設を造ってという提案でございますけれども、今言われたとおりなんです、私はやっぱりそういうものを1つ造って、そしてその周りに、よし、じゃ、そういう中に私も何らかの事業なり、サービスなりで参加してみようという、そういうつながりになっていくんだろうなというふうに思っているんです。

私がいろいろ町の中で、この間、少ない中ですがけれども、幾つか聞いた、これは行政のほうにも当然伝わっている話だというふうに思っておりますけれども、例えば今町の教育委員会がやっている、このタブレットを活用したこういう事業をやっておりますが、これらについて指導助言をいただいておりますIT会社、ここの方々と話をしますと、私たちが今そういうことで協力をさせてもらっているけれども、もっとやっぱりまちなかのそういう状況を見たときに、この我々の会社がそこに出ていってもいいんだよということを言っていただきます。こういう人たちですとか、あるいは二宮のほうの地域でトマト等々をやりながら、この会社と連携してやっている、そういう若い世代の皆さんの中には、自分もこの事業を町

の中にも持ち込んでいきたい、そういう夢を持っているということをおっしゃいます。こういう方々というのはもっともっておられるんですね。

そして、幸い我が町には、1次産業、農業で、特に農業の話ししますけれども、そういう状況に今なってきている。ですから、ぜひそういう方々がそこに私もとして参加できるような、そういう道を開いて、その中心となるのは、やはり町長も言っておられますけれども、高齢者の皆さんが町へ出てきて、病院に出てきて、四季の館へ行った、その帰りに本当にお茶を飲みながら、茶飲みの、そういう状況をつくれるような、あるいは子育て世代が子育ての相談ができ、あるいは子どもとの交流ができる、こういうふうなようなところをつくりながら、その周りにそういうことを通じていろんな事業所、あるいは事業をやりたいという方々が集まってくる、そういう仕組みづくりをぜひお願いしたいなというふうに思っている。改めてこの点で、今相当、町長も述べられましたから、もう改めてはないとは、そのとおりかというふうに思っておりますが、改めて伺って、次の質問に入りたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 基本的なことは、先ほども申し上げたとおりでございます。これからまちなか再生も含めての検討議論、かなりスピード感と、それとプラス丁寧さというのが問われてくるかと思えます。

それと、当初、議員も御存じだったかと思うんですけれども、商の部分、商いの部分については3町で何とか今回、グループ補助金的で共同化の店舗再生とかいろいろ狙ったんですけれども、それは今回の被害対象にならないでございまして、それはそれとして、引き出しは引き出しの事業メニューをどうしていくのか、事業手法をどうしていくのかというのは、これはもう多面的に国だとか北海道、さらには関係機関団体の皆さんの技術的な助言というのを多く、それと先ほどから言っている町内の方たちの自分事としての取組姿勢、そして過程過程での機運の醸成、まちなかに生かしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解お願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

財源的な点で見れば、今の状況の中でいけば地方創生の関わりでも、これはかなり活用できる内容もあるんだろうなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたい。

ということで、2つ目の問題に入りたいというふうに思っています。

2つ目は、コロナ対策で私もお伺いしておきたいと思いますが、さきの同僚議員がかなり触れておりますので、私からは重複しないようにだけ質問させていただきたいと思いますが、私がここでPCR検査等の実施ということを出しているわけなんです、町としても今回、明日の一般会計補正の中で医療従事者、介護施設等々の従業員の慰労金をはじめとして、さらにそこで取り組む事業への支援ということも行っておるようではありますが、ここで私は改めてまず第1点伺っておきたいのは、やはり新型コロナウイルスを感染を広げない、これを防止していく、そういうためには、何よりもPCR検査、やはり最も確立されていると言われてこの事態を発見する、あるいはそれを防止していくための対策となり得る、これをどのように広げていくかというのが今問われているんだろうというふうに思います。ここで、町行政としてどのように考えておられるか、改めて伺っておきたいというふうに思います。

あわせて、時間の関係もありますので、つい先日の厚労省からの発表という中に、これまでコロナのそういうものに対しては、いわゆる保健所等々を通しながらというのがございました。それが今度は、10月からは、10月に入った段階からというふうな状況になっておるようでありますけれども、一般病院でも、そういうところも通じたというような状況になってきております。そうした事態を踏まえながら、どのように捉えておるのか、改めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ほとんどの項目については、5番議員の質問で回答したとおりでございます。これはあくまでも質問要旨ということで捉えさせていただきたいかと思っております。

北海道、国の動向を見据えながら、これからにおいても調査、そして研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 先ほども道の関わりを見ながらということで答弁がされているところなんですけれども、先ほど言いましたように、私のほうから触れましたように、厚労省もこれからやって、一般病院等々でもというふうな形になってきております。道の流れというのを見てというのは分からないわけでもないんですが、やはりこれ本当に今私たちは、このコロナの感染の実態というのが我が町は出ておりませんからいいと思うんですけれども、万が一これがクラスター的なものがどこかで出たりというようなことがあり得るというふうなことも想定しておかなければならないと思うんですね。ですから、その場合なども踏まえながら、やはり我が町としてそれを感染予防に対する対策どうしておくのか、そういう点をき

ちっとやっぱり方向性がある程度持っている必要があるんじゃないかと思っっているんです。

必ず言ってくるのは、今出されてくるだろうなというふうに予測されるのは、それぞれ北海道でも2次医療圏ごとにどういう対応をするのかというのが出てくると思っっているんです。そうすると、我が町のほうでいえば、この苫小牧圏ですよ。ですから、こういう中で、それがどのぐらいできるのか、あるいは入院施設等々を含めて、それから無症状の人たちの行く場所、これらをどう確保できていくのか。これらについて北海道が道という前に、やはりこの2次医療圏という形の中で、直近の問題として私たちは考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っっているんですが、改めてその点の見解を伺います。

○議長（小坂利政君） どっち先ですか、こっち現場先。

今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 先ほども答弁させていただいた中にも触れられておりましたけれども、8月28日付で新型コロナウイルス感染症対策本部のほうから、今後のコロナ対策について新たな方向性というものが出されております。その中で、検査体制の抜本的な拡充というものが出されておまして、その中に4点ほどの項目が出されております。

1点目が新たな検査体制の整備計画を都道府県のほうでつくるようにということで付されておまして、これから道のほうでそちらのほうで審議されることになるかと思っいます。その中に抗原簡易キットによる検査の拡充というものが含まれているところです。

2点目として、感染者が多数発生しているところ、あとクラスターが発生している地域には、一斉、または定期的な検査を実施するよにということで、医療機関とか高齢者施設等に勤務する方、あと入院、入所者全員にPCR検査を実施していくよな、そういう体制についても今後検討されていくよになっていきます。

あと、一定の高齢者とか基礎疾患がある方について、本人が希望される場合には、市町村において国のほうで支援していくよな体制づくりというものとか、あと本人希望の検査ニーズに対応できるよな環境整備をしていくよところが今後の取組として出されております。

それらを合わせて、今後道のほうでいろんな体制がつくられていく方向になっていく予定になっておりますので、そちらの動向を見ながら町としても今後の体制については考えていきたいよふうに思っっているところです。

○議長（小坂利政君） 竹中町長、政治判断も含めて、あれば答弁してください。

○町長（竹中喜之君） これは情報ということで聞いていただければと思っいます。

コロナ対策に限定するものではございませんが、近々、東胆振1市4町というんでしょうか、苫小牧医師会とそれぞれの各自治体とが災害協定の連携というのが行われます。その中においても、当然、厄災というんでしょうか、今のコロナについてどう向き合っていくのかというの、こういった整理の仕方をすればいいのかというのもありまして、これは苫小牧医師会のほうから提示されている情報でございます。近々です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 8月末の国から出たやつ、これでもPCR検査を飛躍的に拡大させるという立場で出されてきて、それを受けてと、道の動向を見てということなんだけれども、私、何で、さきにも質問者もあってやられたのに、あえてこれを言っているかということ、あの6月議会のときにどうもPCR検査に対する認識が、国がPCR検査を制御する、抑え込むという形であったんですね、その頃はずっと。やっと今8月末になって厚労省からそういうのが出てきて、拡大するというようなことになった。その国が制御するというのを行政側は本当によくまともに受けているなという感じをして非常に不安だった。今度はそれを出てきて、それを受けてということなんだけれども、これも道任せでというだけではなくて、この町のことを考えると、やっぱりこの町としてどうするのか。

今、町長が答弁されたように、この我が町を取り巻く2次医療圏の中でも苫小牧医師会なんかはそういう積極性を持ったものもあるんです。やはりこれらと一緒に連携をして、早期にそういうものを拡大し、そして病院や施設や学校現場など、本当にそういう触れ合いが大きいところなんかを中心に、やっぱりそういうものが起きた場合、それをできるだけ最小限に抑え込んでいくという、そういうふうな取組にしていくためにも、やっぱり行政がもっと努力をすべきだというふうに私は思います。そのことを強くして、次の最後に質問に入りたいというふうに思います。

最後は、核ごみ調査についての問題であります。

この間、新聞報道でもいろいろ報道されておりますし、また、そのことについてそれぞれの町、首長さんたちがどういう姿勢を取っておられるのかという報道もあります。いわゆる北海道寿都町における町長さんが突然、この核のごみの受入れということをやってみたいということを出し出して、直ちにそれが近隣の自治体の皆さんをはじめ、とりわけ直接影響を受ける漁業関係者の皆さん、こうした方々がそれはとても許されないということになって、北海道知事も道の流れにも逆行するぞということと言わざるを得ない、こういう状況になってきているわけでありまして、我が町としてもこれは許し難いという立場を新聞報道で

は見ましたけれども、改めて町長の見解をこの際伺っておきたいというものでございます。
よろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） お尋ねの核のごみ調査についてでございますが、報道機関が8月19日に実施しました核ごみに関するアンケート調査というのがございます。寿都町が核のごみの受入れについて文献調査への応募を検討していると、これについてどう考えるのかなという問いに対して3択でございます。賛成、反対、答えられないの選択項目に私は反対として回答をしたものでございます。また、反対を選んだ理由としては、個別の地域だけではなくて、北海道全体で議論すべきだと回答をしたところでもございます。

北海道は、御存じのとおり、日本を代表する食料基地でもございます。広く我が町もそうです。農畜産物、水産物、北海道ブランド、むかわブランドとして供給しており、全国における重要な役割をしてくれているところでもございます。むかわ町の基幹産業であります農林水産業におきましても、生産される製品のむかわししゃもや穂別メロンをはじめ、農産物や水産物が全国から間違いなく高い評価を得られておるところです。北海道全体が風評被害を受けるようなことがあってはならないと考えております。行政の使命として住んでいる方々の、町民の皆さんの命と暮らしを脅かすものについては、これはもう言わずもがな、対立せざるを得ないのではないかなと考えているところでもございますし、したがって核のごみを受け入れることには賛同できない姿勢を示すこととして、反対ですけれども、断固反対として回答したものでございます。

以上。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

ぜひその立場を共に貫いて頑張りたいというふうに思いますが、改めて私は、この核ごみの問題というのはそもそも論からやっぱり日本は検討していかなきゃならない問題だろうというふうに思っております。

電力問題でいえば北海道は2年前、あれだけのブラックアウトがありました。しかし、その後、泊がなくても電力の心配はありません。そういう中で、再稼働をしようなんていうのはとんでもない話だと思っております。そういうことがやっぱり日本全国に流れとなっているはずなのに、日本はこの原発を正しく処理することはなく、続けようとし、こうした出るごみの問題について、緩くない市町村、人口減や過疎が進む市町村にお金をあげるからやれ、

とんでもない話で押しつけようとしている、こういう事態そのものが私は変わらなければならぬと思っています。

寿都町の事態も分からないわけでもありません、私も。漁業のまちとして魚が捕れても売れない、魚も捕れなくなってきた、産業が大変になってどうしようかというんですから、本当に大変だろうな。私たちはそうならないように、私たちの主産業である農業を守るために頑張ってきました。しかし、そういうふうなところを無視してやっている……

○議長（小坂利政君） 北村議員、簡潔にお願いします。

○11番（北村 修君） まだですね。

○議長（小坂利政君） 時間前で簡潔に。

○11番（北村 修君） そういうふうなことを苦勞も分かりますし、我々もそういう中で頑張ってきているということを申し上げながら、やはりこれらの問題についてはそもそも論からやっぱり解決していかなくやならない、そういう立場でも町長によろしくお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時27分

令和2年第3回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年9月11日（金）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 報告第 9号 令和元年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越金計算書一部訂正の件
- 第 2 報告第10号 放棄した債権の報告に関する件
- 第 3 報告第11号 令和元年度むかわ町健全化判断比率等に関する件
- 第 4 報告第12号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)
- 第 5 報告第13号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)
- 第 6 認定第 1号 令和元年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第 7 認定第 2号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 8 認定第 3号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 9 認定第 4号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第10 認定第 5号 令和元年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第11 認定第 6号 令和元年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第12 認定第 7号 令和元年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第13 諸般の報告
- 第14 議案第65号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件
- 第15 議案第66号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件
- 第16 議案第67号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件
- 第17 議案第68号 むかわ町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第69号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）
- 第19 議案第70号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第71号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第72号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）

第22 議案第73号 令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）

議員等提出事件

第23 意見書案第5号 林業・木材産業の持続可能な施策の充実・強化を求める意見書
（案）

第24 意見書案第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）

第25 意見書案第7号 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書（案）

第26 意見書案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

第27 所管事務等調査報告の件

（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）

（恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会）

第28 閉会中の特定事件等調査の件

（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）

（議会運営委員会及び議会広報委員会）

（恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会）

第29 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員		
3番	山	崎満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員	
5番	大	松	紀美子	議員	6番	三	上	純	一	議員
7番	野	田	省	一	議員	9番	星	正	臣	議員
10番	津	川	篤	議員	11番	北	村	修	議員	
12番	中	島	勲	議員	13番	小	坂	利	政	議員

欠席議員（1名）

8番 三倉英規議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	上田光男
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課主幹	梅津晶	総務企画課主幹	柴田巨樹
総務企画課主幹	菊池功	町民生活課長	萬純二郎
町民生活課主幹	菊池恵美	健康福祉課長	藤江伸
健康福祉課主幹	今井喜代子	健康福祉課主幹	熊谷伸一
産業振興課長	酒巻宏臣	産業振興課参事	太田剛雄
産業振興課主幹	高木龍一郎	産業振興課主幹	藤田浩樹
建設水道課長	山本徹	建設水道課主幹	江後秀也
建設水道課主幹	佐藤琢	会計室主幹	松本和香
地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	長谷山一樹
地域振興課主幹	菅原光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	戸嶋英樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
地域経済課長	吉田直司	地域経済課主幹	藤野真稔
地域経済課主幹	西村和将	国民健康保険穂別診療所事務長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	八木敏彦
教育振興室長	田口博	生涯学習課主幹	松本洋
生涯学習課主幹	佐々木義弘	選挙管理委員会事務局長	成田忠則

農業委員会
事務局 長

東 和 博

農業委員会
支 局 長

藤 野 真 稔

監 査 委 員

数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長

今 井 巧

主

査

長谷山 美 香

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

昨日に引き続き、議場内の温度が高くなることが予想されますので、あらかじめ上着の着用は自由とさせていただきます。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第1、報告第9号 令和元年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書一部訂正の件を議題とします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第9号 令和元年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書一部訂正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本件は、令和元年度むかわ町一般会計歳出予算の経費のうち支出の終わらない一部を令和2年度に繰越しするため、地方自治法施行令第146条の2項の規定に基づき、令和2年第2回むかわ町議会定例会において報告第6号で報告したところですが、内容に一部訂正があったことから、再調製したため報告するものでございます。

議案書2ページから4ページは訂正後の計算書となっておりますが、別冊配付しております議案説明資料1ページにより御説明申し上げます。

翌年度繰越額を訂正する事業は2事業ございまして、1つ目は、表の中段、5款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備事業でございまして、報告した繰越額1,618万3,000円を1,318万3,000円に、未収入特定財源1,111万4,000円を846万9,000円に、一般財源506万9,000円を471万4,000円に訂正するもので、2つ目は、表の下段、10款災害復旧費、4項教育施設

災害復旧費、鷓川地区教育施設災害復旧事業で報告した繰越額3,606万1,000円を3,506万1,000円に、一般財源を420万5,000円から320万5,000円に訂正するもので、併せて関連する款、項の合計額の訂正をし、繰越明許費総額につきましては8億8,275万4,000円から400万円減額となる8億7,875万4,000円に訂正するものでございます。

なお、今回の訂正は、ともに平成30年度から繰り越した予算と併せて執行、令和2年度に繰り越し、執行が必要となる事業費の精査により再調製が必要となりましたことから訂正するものでございます。

以上で報告第9号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで報告第9号 令和元年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書一部訂正の件は報告済みといたします。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第2、報告第10号 放棄した債権の報告に関する件を議題とします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第10号 放棄した債権の報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

従来より、回収が極めて困難な私債権の事案につきまして、滞納繰越を重ねるという債権管理上の実情課題があり、この課題解決と適正な債権管理を実現するため、債権管理条例の規定に基づき対応してきているところでございます。

今回の報告につきましては、債権管理条例並びに債権管理マニュアル、さらに庁内債権管理対策会議において、各債権所管課による横断的な情報交換、対応連携により債権回収に努めてきたものの、いずれも消滅時効完成により回収が見込まれないため、最終的に債権管理

対策会議に付し、令和元年度において債権放棄が妥当と判断され、むかわ町債権管理に関する条例第6条により債権放棄を決定した内容につきまして、同条第7号の規定により議会へ報告するものでございます。

議案書6ページをお開き願います。

債権の名称ごとに一覧にしておりますが、令和元年度におきましては、情報通信施設使用料から上水道事業簡易水道等料金までいずれも消滅時効完成による債権放棄で、それぞれ情報通信施設利用料が1名、公営住宅使用料が3名、国民健康保険直診勘定診療報酬が4名、同じく診療外報酬が2名、上水道事業水道料金が2名、同じく簡易水道等料金2名となっております。総計14名、6債権で148万6,568円となったところでございます。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで報告第10号 放棄した債権の報告に関する件は報告済みとします。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第3、報告第11号 令和元年度むかわ町健全化判断比率等に関する件を議題とします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第11号 令和元年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和元年度決算に基づくむかわ町健全化判断比率について監査委員の意見を付して報告するものでございます。

初めに、健全化判断比率について御説明します。

令和元年度の一般会計の実質赤字比率及び特別会計、公営企業会計を合わせました連結実

質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算となっておりますことから、赤字比率については算定されてございません。

次に、実質公債費比率につきましては、平成29年度決算から令和元年度決算までに算出された3か年平均の数字でございますが、9.6%となったところでございます。これは、前年度比率9%に比べ0.6%増加しておりますが、増加の要因といたしましては、一般会計の元利償還金、公営企業会計及び一部事務組合における地方債の財源に充てたと認められる繰入金等が増加したことによるもので、昨年度まで10%を下回っていた単年度比率では、令和元年度におきましては10.5%となったところでございます。

次に、将来負担比率につきましては、昨年度から2.8%減少の3%となったところでございます。比率減少の要因といたしましては、将来負担となる地方債の現在高、公営企業債と繰入れ見込額は増加したものの、年度内の各事務事業に係る財源確保から財政調整基金を積立てできたことなどにより、充当可能財源等が将来負担の増加を上回ったことによるものでございます。

次に、2の資金不足比率でございますが、上水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業会計のいずれも一般会計からの繰入れ等により、収支バランスを保っておりますので、資金不足は生じていないところでございます。

なお、健全化判断比率の資料といたしまして、別冊の決算関係資料、紙ファイル、オレンジの紙ファイルだと思います、の最初のページにA3版の資料をつづり込んでございますので、後ほど御参照いただければ幸いです。

以上で報告第11号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで報告第11号 令和元年度むかわ町健全化判断比率等に関する件は報告済みとします。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第4、報告第12号 専決処分報告に関する件（工事請負契約の変更に関する件）を議題とします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第12号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

本件は、令和2年3月27日開催の令和2年むかわ町議会第2回臨時会におきまして議決をいただきました、その他林道春日旭岡線（第2号箇所）災害復旧工事に係る請負契約につきまして、設計変更に伴い契約金額を変更する必要があることから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年8月7日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

設計変更の内容につきましては、法面保護仮設工の変更によるものでございます。議決いただきました契約金額の事項中1億2,571万9,000円に292万7,100円を追加いたしまして、1億2,864万6,100円に改めるものでございます。平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決事項の指定について、第4号の規定に基づき当該議決に係る契約金額の100分の5を超えない範囲の変更であるため専決処分したものでございます。

以上で報告第12号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで報告第12号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第5、報告第13号 専決処分報告に関する件（工事請負契約の変更に関する件）を議題とします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第13号 専決処分報告に関する件について御説明します。

議案書11ページをお開き願います。

本件は、令和2年3月27日開催の令和2年むかわ町議会第2回臨時会におきまして議決をいただきました町道栄豊田線災害復旧工事第2工区に係る請負契約につきまして、設計変更に伴う契約金額及び工事期間を変更する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年8月19日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

設計変更の内容につきましては、道路土工、法面工、仮設工の変更及び概数の確定、また工期期間の変更理由につきましては、特殊工事となる法面工の吹きつけ工事に係る作業員の不足が生じているためでございます。

議決をいただきました契約の金額の事項中1億5,730万円から209万円減額いたしまして、1億5,521万円に、また契約に係る工期の終期について令和2年10月30日から令和2年11月27日に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決事項の指定について第4号の規定に基づき、当該議決に係る契約金額の100分の5を超えない範囲での変更及び工期は1か月以内においての延長となるため、専決処分したものでございます。

以上で報告第13号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから、報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今の説明でいくと、工期の延長、それから工事の内容の変更、法面だとかそういうものが増えているということなんだけれども、その前段の報告12号のときには工事契約金額が増えていて、これが減額になったという理由はどういうことなの。何か工期が延びて、人手不足というので延びたということなんだけれども、そこら辺の理由はよく分からない。工事は増えたんでしょう。法面とか何とかが増えたと。工期も延長したと。だけれども、契約金額は減ったと、これはどういう関係なんですか。ちょっと整理してお願いします。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えしたいかと思えます。

報告13号に係ります町道栄豊田線の設計変更の概要につきましては、この工法が法面のの

り杵工、有明の道道沿いとかにあります十字になった、コンクリートで法面を押さえる工法でございます。工事の内容の変更としましては、災害復旧を進めていきまして、現地を改めて測量していったときに、250平米ほど法面工が小さくなったという形で、のり杵工がその分減少している形でございます。これが最終的に工事の減額という形となって今回報告させていただいております。

また、工期の延長につきましては、うちのところではのり杵工はこの方法うちだけなんですけれども、近隣の厚真町におきましては、皆さん報道とかで浄水場の裏とかああいうところでのり杵工いっぱいやっておりまして、ちょっと作業員といたしますか、工事の手配の関係でちょっと時間を要するといたしますか、手配にちょっと時間を要する形になりまして、工期がちょっと足りなくなる形で業者のほうからも申出がありましたので、工期の変更をする形で今回報告をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで報告第13号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

議案審議の都合上、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小坂利政君） 日程第6、認定第1号 令和元年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第12、認定第7号 令和元年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 認定第1号 令和元年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第7号 令和元年度むかわ町病院事業会計決算に関する件につきまして一括して御説明申し上げます。

議案書13ページ、認定第1号 令和元年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から議案書19ページ、認定第4号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出に関する件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によって、令和元年度の各会計の決算及び監査委員の意見並びに主要な施策の成果を説明する書類及び地方自治法166条第2項に定めます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして認定に付するものでございます。

議案書21ページ、令和元年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件から議案書25ページ、令和元年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までにつきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によって、令和元年度の各事業会計の決算及び監査委員の意見並びに事業報告及び地方公営企業法施行令第23条に定めます書類につきまして認定に付するものでございます。

まず、認定第1号から第4号までにつきまして、別冊のファイルにとじ込みで配付してございます令和元年度むかわ町各会計決算の概要により御説明申し上げます。

インデックスで決算概要としておりますページをお開き願います。

決算概要の1ページ、各会計の決算収支の状況の総括を用い御説明申し上げます。

歳入歳出の形式収支あるいは実質収支のみの説明とさせていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

最初是一般会計でございます。

歳入総額は132億9,748万5,975円で、歳出総額は128億4,164万4,130円、歳入歳出差引きの形式収支では4億5,584万1,845円となったものでございます。このうち繰越明許費及び事故繰越しにより翌年度へ繰り越すべき財源4,996万円を差し引き、実質収支は4億588万1,845円となったものでございまして、ここから財政調整基金へ2億1,000万円の積立てを行い、実質繰越額を1億9,588万1,845円としたところでございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

保険事業勘定の歳入総額は12億9,101万2,533円で、歳出総額は12億7,813万5,838円、形式収支は1,287万6,695円の黒字となっております。実質収支も同額となっております、このうち事業基金へ300万円の積立てを行い、実質繰越額を987万6,695円としたところでござい

ざいます。

直診勘定の歳入総額は4億7,591万8,429円で、歳出総額は4億7,483万8,391円、形式収支は108万38円の黒字となっておりまして、実質収支も同額でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入総額1億3,788万5,577円で、歳出総額は1億3,734万9,769円、形式収支は53万5,808円の黒字となっておりまして、実質収支も同額でございます。

介護保険特別会計は歳入総額8億5,248万6,428円で、歳入歳出総額は8億1,891万9,194円、形式収支は3,356万7,234円で黒字となっております。実質収支も同額となっておりまして、このうち給付費準備基金へ600万円の積立てを行い、実質繰越額を2,756万7,234円としたところでございます。

一般会計と3特別会計の合計で、歳入総額は160億5,478万8,942円に対し、歳出総額は155億5,088万7,322円、形式収支は5億390万1,620円、翌年度へ繰り越すべき財源4,996万円を差し引いた4億5,394万1,620円が実質収支となったところでございます。

次の2ページから7ページまでは、各会計の款別決算状況となっておりますが、説明は省略させていただきたいと存じますので、御了承願います。

次に、8ページをお開きください。

令和元年度において、むかわ町債権管理に関する条例に基づき放棄した私債権につきましては、先ほど報告で御説明申し上げましたが、地方税法等に基づいて不納欠損とした町税ほか、使用料などの放棄した私債権につきましても、それぞれの区分で記載してございます。

なお、債権につきましては、公法上の原因に基づいて発生する債権、公債権を「公」、私法上の原因に基づいて発生する債権を私債権として「私」と区分して表記してございます。

令和元年度一般会計で1億4,636万8,285円の不納欠損処分を行っておりまして、これは法人解散のために即時消滅としたゴルフ場経営法人関連に係る固定資産税分を含み、町税全体で1億4,515万6,575円、前年度より増加した公営住宅使用料を含む使用料が121万1,710円となっております。

表中一部字が切れているところがございます。こちらの表記につきましては、令和元年度の不納欠損がございます、30年度分として記載しております社会教育負担金、児童クラブ分ということで、文字が切れておりますので、おわび申し上げます。

次に、国民健康保険特別会計につきまして、事業勘定の国民健康保険税の滞納繰越分、409万440円、表の右上段に記載する直診勘定においては診療収入で1万1,270円、診療外収

入で3万9,828円の合計5万1,098円の不納欠損処分を行ったところでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、保険料滞納繰越分で2万8,600円。また、介護保険特別会計につきましても、保険料の滞納繰越分で8,800円の不納欠損処分を行ったところでございます。

なお、参考として記載しております公営企業会計につきましては、上水道事業において水道料金で22万3,760円、下水道事業使用料で8万5,990円、合計で30万9,750円の不納欠損処分を行ったところでございます。

次に、9ページの上段、過誤納金還付未済額の内訳について御説明申し上げます。

一般会計につきましては、町税で18万613円、情報通信施設使用料で9,000円の合わせて18万9,613円の還付未済が生じております。

国民健康保険特別会計につきましては、保険事業勘定の保険税で18万8,000円の還付未済が生じておりますが、直診勘定においては生じてございません。

後期高齢者医療特別会計につきましては10万3,500円、介護保険特別会計につきましては8万6,000円、それぞれの保険料で還付未済が生じておりますが、胆振東部地震による減免及び過年度更正の影響に多額に発生した平成30年度決算に比べ大きく減少し、各会計ともほぼ減で平年ベースに戻ったところでございます。

次に、9ページ下段から11ページまでは、各会計の収入未済額の内訳について記載しております。御説明申し上げます。

一般会計につきましては、多額の不納欠損処分を行ったことから、町税の収入未済額は前年度から大きく減少し、7,142万7,888円、負担金では52万2,840円、使用料で2,081万1,455円、財産収入で18万4,320円、諸収入で6,018万3,154円、合計1億5,312万9,657円となっております。前年度から1億3,967万4,931円の減少となったところでございます。

国民健康保険特別会計の収入未済額につきましては、事業勘定で前年度から57万7,811円減少の9,506万7,120円、直診勘定で前年度から13万5,288円減少の8万5,501円となったところでございます。

後期高齢者医療保険特別会計につきましては、前年度から35万2,592円増加の174万8,905円、介護保険特別会計につきましては、前年度から53万4,730円増加の537万9,627円となったところでございます。

なお、参考として記載しております公営企業会計につきましては、2月分及び3月分の料金の納期限が翌年度となることから、現年未収分の数字が大きくなっているところござい

ます。

次に、地方債借入別現在高の状況について御説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

こちらの表記の単位は1,000円となっておりますので、御留意いただきたいと思えます。一般会計債の現在高につきましては、償還額より新たな借入れの額が増加したことに伴いまして、前年度から増額の96億8,739万4,000円、国民健康保険特別会計直診勘定につきましては、診療所の建設に係る償還の終了に伴いまして、前年度から減額の2,464万3,000円となっております。

参考として記載しております上水道事業債は、前年度から増額の3億6,599万円、下水道事業会計債は16億1,149万5,000円、病院事業債は8億8,498万7,000円で、それぞれ前年度から減額となっております。

同じく12ページの下段の表は、債務負担行為の額の状況でございます。

債務負担行為は一般会計のみとなっておりますが、前年度から大きく増額し、14億4,638万3,000円となっておりますが、これは物件購入等に係るもののうち構造物の購入に係るものが大きくなっているところでございます。なお、構造物等の購入につきましては、令和元年度に北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し整備した2台の公用車及び鶴川中央小学校、鶴川中学校のコンピューターに係る後年度の負担分の額が確定になったことによるものでございまして、製造工事の請負に係るものにつきましては令和2年度に予算措置しているものの、早期着工及び協定書締結を行うため、令和元年中に債務負担行為を設定した文京ハイツ、末広団地C棟の整備費、胆振東部消防組合消防署鶴川支署移転に係る基本設計費及び鶴川高校生徒寮取得費によるものであり、決算上における一時的なものであることを申し添えます。

次に、13ページ、基金積立ての状況でございます。

財政調整基金につきましては、令和元年度末現在高で8億8,752万2,298円となっております。年度中に平成30年度決算剰余金のうち8,000万円を積立て、利子として206万2,555円積立てしたほか、当初予算では4億円の取崩しを予定しておりましたが、各事務事業に係る特定財源の確保などにより、逆に1億2,000万円の原資を積み立てたことによって増額したものでございます。

次に、減債基金につきましては、年度末現在高で7億490万9,576円となっております。利子の積立てにより前年度から184万9,859円の増加となったところでございます。

その他の特定目的基金につきましては、森林環境譲与税の創設に伴い新たに本町におきまして環境譲与税の基金を創設したことから18の基金となっております、総額で33億4,128万9,915円となっております、前年度から8,835万8,378円の減少となっております。

特定目的基金では、森林環境譲与税の趣旨から年度内に活用しなかった916万5,000円を新たに積立てしたほか、合わせて10の基金で合計1億8,074万9,546円の前年度末の原資、森林環境譲与税基金を除く17の基金において902万840円の利子の積立てする一方で、10の基金で合計2億7,812万8,768円の取崩しをしております。

最も大きな積立てをしたものは、平成30年度むかわ町胆振東部地震の発生により後年度以降町の負担となる国の直轄事業に係る復旧費用に対して交付されたと見込まれる特別交付税を財源に農業基盤整備事業基金に1億2,000万円を積立てしており、このほかふるさと納税の寄附者の意向に伴い地域振興基金、生涯学習基金などに積み立てたほか立木の売払い収入や情報通信施設の基本使用料をそれぞれ基本基金、情報通信施設営繕基金にそれぞれ積立てしているところでございます。

一方、最も大きな取崩しは地域振興基金でございまして、移住定住促進事業、地域農業活性化基金事業、地元消費活性化事業などに充てるため、1億193万2,055円を取り崩しているところでございます。

また、合併特例措置以降の施設の維持補修に活用するため、平成24年度に創設した公共施設長寿命化推進基金につきましても、施設の補修施工内容は長寿命化を図るための事業に係る財源として前倒しし、8,657万7,000円を取り崩しております。

一般会計の基金の合計につきましては49億3,372万1,789円で、前年度から1億1,555万4,036円の増加をしているところでございます。

また、特別会計につきましても、国民健康保険事業基金で平成30年度決算剰余金から原資1,400万、利子16万1,619円の積立てを行い、年度末で6,158万6,415円となっております。

介護保険給付費準備基金では、平成30年度の決算剰余金から原資400万、利子25万9,960円の積立てを行い、前年度末で9,906万510円となっております。

これらの結果、全ての基金の合計額は50億9,436万8,714円となりまして、前年度から1億3,397万5,616円の増加となっております。

次に、右の主要財務指標について御説明申し上げます。

まず、標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源を示す標準財政規模につきましては52億9,964万7,000円となっております、普通交付税は減少したものの、地方税の増加

や森林環境譲与税の創設により1,872万1,000円の増加となったところでございます。

経常収支比率につきましては、歳入における経常一般財源はほぼ横ばいであったものの、歳出における経常的経費が増加したことに伴い、前年度から1.7%上昇しており、中期財政運営指針の設定値を超える91.2%となっております。

財政力指数は地方税の増加により前年度から0.009ポイント上昇の0.218、公債費負担比率は一般財源の減少により前年度から2.3%上昇し、16.6%となっております。

積立金現在高から債務負担行為の額につきましては前段で御説明申し上げましたので、省略させていただき、下段の町税の徴収率につきまして、現年度は98.6%で前年度を0.5%下回りましたが、滞納繰越分を含む全体の徴収率は前年度から0.6%上昇し、82.6%となったところでございます。

ページをめくっていただきまして、14ページには地方消費税交付金のうち社会保障財源分として交付された6,750万5,000円の使途につきまして、総務省からの技術的な助言に基づき掲載してございます。

また、巻末15ページには令和元年度の決算状況の一覧、その次に国民健康保険勘定は企業会計ではございませんが、診療所の経営状況と損益計算書様式により資料を添付してございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で認定第1号から第4号までの説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第5号 むかわ町上水道事業会計決算に関する件につきまして御説明申し上げます。

決算書のつづりの上水道としておりますインデックスのページを開いていただきまして、上水道事業会計決算の7ページをお開き願います。

こちらは上水道事業及び簡易水道事業を合算いたしました損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は8,557万2,476円となっております。その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では1,825万3,017円の黒字となったものでございます。

当年度純利益は同額で、この金額に前年度繰越利益剰余金を合わせた1億2,895万5,830円を令和元年度未処分利益剰余金として計上したところでございます。

次に、11ページをお開きください。

ページの下段でございます。むかわ町上水道事業剰余金処分の計算書の表でございます。ただいま御説明申し上げました当該年度未処分利益剰余金は、減災積立金に5万8,000円、

利益積立金に85万6,000円、合計91万4,000円を積み立て、1億2,804万1,083円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

次に、26ページをお開きください。

26ページ下段、(2) 企業債の概況でございます。

簡易水道等事業におきまして令和元年度2,986万1,772円を償還し、建設改良事業債を2,910万円、災害復旧事業債を910万円、合計3,820万円を新たに借入れしたことにより、年度末の残高は3億6,598万9,854円となったところでございます。

以上で認定第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号 令和元年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件でございます。

インデックス、下水道事業としております下水道事業決算書の7ページをお開き願います。

こちらは公共下水道事業と農業集落排水事業を合算した損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は4億1,004万6,777円となっておりまして、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では770万2,260円となったものでございます。

特別利益から災害による損失を差し引いた特別損失が319万7,895円計上されたことから、当年度純利益は450万4,365円となったものでございます。この金額に前年度の繰越利益剰余金を加え、その他未処分利益剰余金返納額を差し引いた令和元年度末未処理欠損金は198万9,681円となったところでございます。

11ページをお開き願います。

下段、むかわ町下水道事業欠損金処理計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げました当該年度未処理欠損金は、下水道事業に係る未処理欠損金729万305円から農業集落排水事業における未処分利益剰余金530万624円を差し引いた額となっておりまして、決算書に記載の減債積立金2万9,000円につきましては、農業集落排水事業の未処分利益剰余金から積立てを行っております。下水道事業積立てを行っておりまして、下水道事業の繰越欠損金として201万8,681円を計上したところでございます。

次に、26ページをお開き願います。

中段(2)の企業債の概況でございます。

まず、公共下水道事業におきましては、令和元年度1億2,869万3,223円を償還し、建設改良事業債を2,510万円、災害復旧事業債を1,540万円、資本費平準化債を5,230万円、合計

9,280万円を新たに借入れしたことにより、年度末残高は12億1,492万8,164円、農業集落排水事業におきましては、令和元年度4,944万2,973円を償還し、災害復旧事業債を2,970万円、資本費平準化債を1,810万円、合計4,780万円を新たに借入れしたことにより、年度末残高は3億9,656万7,420円となったところでございます。

以上で認定第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第7号 令和元年度むかわ町病院事業会計決算に関する件でございます。インデックスで病院としております病院事業の決算書の3ページをお開き願います。

損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます医業収益から医業費用を差し引いた医業の損失は3億1,669万1,339円となっております。これに一般会計からの補助金などの医業外収益と医業外費用の収支2億8,659万2,348円を加算した経常損失は3,009万8,991円となっており、特別利益が573万円計上されたことから、当該年度純損失は2,436万8,991円となったものでございます。

これに前年度繰越欠損金を加え、その他の未処分利益剰余金変動額を差し引いた3億41万1,697円を令和元年度未処理欠損金、5ページ記載の繰越欠損金として計上したところでございます。

欠損金につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補填したことにより、8ページに記載していますキャッシュフロー計算書、下段の資金期末残高は7,391万9,950円となったところでございます。

次に、17ページの下段に記載しております企業債の状況でございます。

令和元年度5,612万145円を償還し、災害復旧に係る1,530万円を新たに借入れしたことにより、年度末残高は8億8,498万6,587円となったものでございます。

なお、病院事業は指定管理者により事業実施されており、このページ、16ページ、17ページが事業報告となっておりますので、のちほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で認定第1号から第7号までピックアップして御説明申し上げます。

よろしく御審議、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

代表監査委員から報告はありませんか。

○監査委員（数矢伸二君） 7月3日に3企業会計の決算審査、そして7月27日、8月3日までの5日間におきまして一般会計と特別会計の決算審査を行いました。その後、8月28日に

は町長、副町長はじめ職員の皆さんをお集まりいただきまして、決算の公表も終了させていただいております。特に、皆さんにお配りしている意見書の中の追加分はございません。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） これから質疑を行います。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、9月4日開催の第5回議会運営委員会において協議の結果、議長と監査委員を除く全議員で構成する令和元年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることで協議が整っておりますので、そのように取り運びたいと思います。

したがって、本会議における質疑は大体論にとどめるよう御配慮願います。

質疑の順番は、認定番号順とします。

まず、認定第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

したがって、これで認定第2号についての質疑を終わります。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

したがって、これで認定第4号についての質疑を終わります。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

次に、認定第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第7号についての質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、9月4日開催の第5回議会運営委員会において協議したとおり、議長、監査委員を除く全議員で構成する令和元年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件については、議長、監査委員を除く全議員で構成する令和元年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

再開は13時とします。

休憩 午前 11時01分

再開 午後 1時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第13、諸般の報告を行います。

休憩中に開催された令和元年度むかわ町各会計決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に野田省一委員、副委員長に星 正臣委員が互選されましたので、議会の運営に関する基準第107条の規定により報告をいたします。

◎議案第65号から議案第67号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（小坂利政君） 日程第14、議案第65号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件から日程第16、議案第67号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件までの3件を一括議題とします。

議案第65号から議案第67号までの3件について、提案理由の説明と求めます。

梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第65号から議案第67号まで関連がございますので、一括して提案内容の御説明を申し上げます。

この規約の変更につきましては、それぞれの組合の構成団体が解散したことに伴い、規約の一部を変更する必要があることから、現行規約を変更することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第65号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件につきましては、議案書の27ページをお開きください。

なお、説明の都合上、議案説明資料集を使って説明させていただきます。資料集は3ページを御覧いただきたいと思います。

変更の内容につきましては、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合並びに札幌広域圏組合について、別表第1及び別表第2からそれぞれ削るものでございます。

議案書の28ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行とするものでございます。

次に、議案第66号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件につきましては、議案書の29ページをお開きください。なお、説明につきましては、議案説明資料集を御覧いただきます。5ページをお開きください。

変更の内容につきましては、山越郡衛生処理組合並びに奈井江、浦臼町学校給食組合につきまして、別表（2）から削るものでございます。

議案集の30ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行とするものでございます。

次に、議案第67号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件につきましては、議案書の31ページをお開きください。

なお、説明の都合上、議案説明資料集で説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。

変更の内容につきましては、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合並びに札幌広域圏組合につきまして、別表第1から削るものでございます。

議案書の32ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行とするものでございます。

以上、提案の説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第65号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第65号についての質疑を終わります。

次に、議案第66号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第66号についての質疑を終わります。

次に、議案第67号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第67号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第65号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第65号についての討論を終わります。

次に、議案第66号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第66号についての討論を終わります。

次に、議案第67号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第67号についての討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第65号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第17、議案第68号 むかわ町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 議案第68号 むかわ町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例案につきまして提案内容の御説明を申し上げます。

議案書33ページ並びに議案説明資料9ページの新旧対照表をお開きください。

平成30年度事業としまして防災行政無線（移動系）デジタル化整備工事を実施し、運用を開始したところです。北海道胆振東部地震の対応の際に発電機の燃料補給のため人員を割かれたことから、隆農にありました穂別基地局を穂別総合支所庁舎に変更したこと、デジタル化したことによりまして、電波の届く範囲が狭くなったため、基地局を仁和、稲里、富内にそれぞれ増設したことによりまして、第2条の表中、基地局、勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地、むかわ町役場、勇払郡むかわ町穂別544番地に防災穂別局舎を勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地、むかわ町役場、勇払郡むかわ町穂別2番地の1、穂別総合支所、勇払郡むかわ町穂別仁和455番地の12、仁和中継所敷地内、勇払郡むかわ町穂別稲里414番地、稲里中継所敷地内、勇払郡むかわ町穂別富内81番地の15、富内銀河会館内に改め、デジタル化したことで不用となった固定局、勇払郡むかわ町穂別2番地、穂別総合支所、勇払郡むかわ町穂別544番地の2、防災穂別局舎を削り、ページがまたがりませんが、移動局、勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地、むかわ町役場、勇払郡むかわ町穂別2番地、穂別総合支所を勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地、むかわ町役場、勇払郡むかわ町穂別2番地の1、穂別総合支所に改めるものです。

また、今年度鶴川地区において個別受信機を鶴川市街地に増設するため、第3条の一部を鶴川自治区域のうち屋外拡声子局の受信できない世帯に改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、説明申し上げました。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 何か素人なんで分からないんですけども、中継局も電波デジタルで届かなくなったということだったんですけども、穂別局とは鷺川との間には中継入らないでも通信は可能なんだろうか。それとも仁和中継していかなきゃならないのか、ちょっとそこだけ。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 固定局が基地局の5つに関しましては、それぞれ光ケーブルで接続されております。その基地局からの電波を拾ってそれぞれ移動局と通信ができて、全体として移動局同士ですとか基地局と移動局が通信できるような状態となっております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） ここに個別、鷺川市街地に個別受信機を新たに一般質問でも言ったんですけども、やっと配備になるということなんですけれども、その範囲、例えば障害者とか高齢者とか前には言ったんですが、その範囲はどのような範囲に個別受信機が設置されるかということ、その予算はどこから出ているかということについてお伺いします。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 今年度につきましては、100台設置を考えておりまして、現実的には70歳以上の方で、例えば耳が不自由な方ですとかそういった方を優先して配備しようというふうに考えています。また、予算については、防災事業のほうで当初に計上しておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） まず今年100台、何年かで市街地全部をカバーするかということが1点と、あといろいろ前回もお聞きしたんですが、最近はまだ70以下の人はスマートフォンを持っている時代なので、エリアメールとかあるんですが、その他のことを利用しての、よく防災無線聞こえないという方もいるんで、例えばLINEとか利用して、防災無線聞こえなかったんですけども、そのLINEのところを開けば今、防災無線でこんな話をしていたというようなことができるのか、そういうような調査研究はしているのかどうかお伺いします。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 現在、町としましては、穂別地区、鷺川地区両方の情報の

伝達をどうしていくかということで検討をしている最中でございます。今年度の100台については、当面この100台を配備するということで、次年度以降ということは現在のところ考えておりませんが、先ほど議員がおっしゃられたSNSを使ってといたしますか、そういったことは現在でも考えておりました、現在使っているフェイスブックで言いますと、今現在でも1,000件程度の方が町の情報を見ているような状況がありますので、LINEに関しましては、かなり若い世代に関しては90%使用しているというようなデータとかもありますので、今後、そういったLINEも使って情報を流していくということは、現在検討して準備をしている最中で、北見工大さんからも協定結んだ関係もありまして、LINEを使った情報の伝達方法ということの提案を現在受けている最中ですので、そういったことを全て含めて行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 分かりました。ぜひ進めていただきたいと。

今、100台で、次は広める予定はないと言ったんですが、もし要望があれば、そういうさっき言った高齢者プラス障害者などで要望があれば設置すると方向にはあるんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 個別受信機の件についてお答えしたいと思います。

これからの申込みを受けて整備をしていくということですが、当面今年度は100台と、それ以外にやはり要望が多い場合が想定をされます。そういった場合には当然次年度以降の整備ということも考えていかなければならないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号 むかわ町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号から議案第73号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（小坂利政君） 日程第18、議案第69号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）から日程第22、議案第73号 令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題とします。

議案第69号から議案第73号までの5件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第69号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）から議案第73号 令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）まで一括して御説明申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。

議案第69号につきましては、令和2年度むかわ町一般会計補正予算(第6号)でございまして、通信速度や容量がニーズに対応できないなど、穂別地区の情報通信基盤の課題解消に併せ鶴川地区において光回線が未整備となっている区域を含み、町内全体の情報基盤を強化するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金高度無線環境整備事業分を活用して事業の推進を図る費用のほか、感染症対応地方創生臨時交付金第2次配分を活用した新たな感染症対策や影響が大きい産業に対する新たな支援、終息後に備えた新たな施策や医療、福祉、介護サービス従事者に対する慰労金の支給、感染症緊急包括支援交付金を活用し、児童福祉施設等の事業を安全で安心して継続するために必要な備品等を整備するための費用、また、国の法改正に伴い今後必要となる費用や感染症拡大の影響により収入が減少した指定管理施設に対する補填に必要な費用の追加に合わせまして、第2回定例会以降に採納のあった寄附金の意向に基づき、財源の一部を変更するものでございます。

本件の説明につきましては、説明の都合上、議案に記載の内容を御説明した後、事項別に説明をさせていただきます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ6億1,262万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ119億3,636万5,000円とするものでございます。

補正する款、項及び補正後の金額は議案書36ページから38ページまでの第1表歳入歳出予算補正となっております。この後、別冊で配付する説明書により御説明申し上げます。

第2条繰越明許費の追加につきましては、議案書39ページに記載のとおり、この後御説明申し上げます。高度無線環境整備促進事業につきましては、今定例会において予算が可決された場合、実施事業者と契約した後、補助事業申請、採択以降に事業が進められますが、道内で100近い自治体が同様の事業を進めることから、年度内に本町の事業は完了することが難しいことから、繰越明許費を設定するものでございます。

第3条の債務負担行為の追加は、議案書40ページに記載のとおり、令和元年7月に策定のむかわ町復興計画に掲げる災害に強いまちづくりの防災拠点施設の整備の推進を図るため、災害の防災拠点及び指定避難所施設の一部を省エネで高効率のLED照明器具に改修することで平常時からの環境に配慮するとともに、発災時における非常に電源の低減を図るため実施する公共施設LED化事業に係る費用負担が工事完了後10年間となることから、新たに債務負担行為を設定するものでございます。なお、実施予定施設につきましては、役場本庁舎、産業会館、穂別小学校、鶴川中学校、穂別中学校、鶴川中央小学校屋内運動場、四季の館の一部とし、電気料金の削減効果が大きいと判断される施設としているところでございます。

第4条地方債の追加、廃止、変更は、議案書41ページから記載してございますが、まず、追加につきましては、高度無線環境整備事業に係る事業費5億700万円の財源を国庫補助金2億400万円を除く費用に対して過疎対策事業債の光ファイバー整備の特別枠を活用し事業をするため、情報通信基盤整備事業債を追加するものでございます。

議案書42ページにお移りいただきまして、上段の学校教育施設環境改善事業債につきましては、当初予算において国指定避難所にもなっている鶴川中央小学校屋内運動場のトイレ改修に係る財源として、国庫補助金対象枠を除く充当率75%に当たる370万円を町債として計上していたところですが、このトイレ改修費用の一部に対しまして寄附金の申出がありましたことから、町債の借入れを廃止するものでございます。

下段は、7月上旬に行われた令和2年度普通交付税の算定により償還に要する費用が全額後年度の地方交付税で措置される臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴い、実質普通交付税となる財源を発行限度額まで借入れするため、既定の1億4,490万円から503万2,000円を追加した1億4,993万2,000円に変更するものでございます。

続きまして、補正する歳入歳出の事項別の内容につきまして、別冊配付しております令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書及び議案説明資料により御説明申し上げます。なお、今回配付の議案説明資料17ページには、本予算、本補正予算までに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して本町が取り込む事業の一覧を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それでは、補正に関する説明書、5ページ、歳出から御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、30番総務一般事務の寄附金10万円の追加につきましては、7月上旬の熊本県南部を中心にした豪雨水害に被災した人吉市や球磨郡球磨村に対する支援としてコロナ禍の中、現状、人的支援は難しいことから、タイムライン防災・北海道ネットワークを通して見舞金を送るため追加するものでございます。

6目財産管理費、225番-1、本庁分、地域情報施設管理運営事務の627万円の追加につきましては、現在進められております国営かんがい排水路整備事業の整備区域内である新鷗川地区田浦第1幹線排水路及び田浦第2幹線排水路で支障となる光ケーブルを移設するために必要な費用を追加するものでございます。なお、財源は減耗分を除いた7割相当の438万9,000円が控除補償として見込まれることから、歳入4ページ中段、雑入で追加するものでございます。

225番-2、総合支所分の地域情報施設管理運営事務の5億700万円の追加につきましては、議案説明資料12ページにより御説明申し上げます。

8月4日開催の全員協議会において担当課から詳細を御説明申し上げていることから、重複する内容となりますが、本事業は、本年6月地方創生臨時交付金に関連して追加された高度無線環境整備推進事業を活用し、脆弱となっている穂別地区のインターネット通信機能を現在の1芯3波方式から分離し、新たに整備することでの解消に合わせ、鷗川地区で未整備となっている区域において光回線を整備するもので、整備区域はむかわ町全域となるものでございます。

整備方式はNTT東日本が実施事業者となり、その後運営を行う民設民営方式で、その一部の費用を本町が負担するものでございます。

事業に係る本町の負担額は、総事業費10億1,000万円のうち追加する予算と同額の5億700万円で、資料6に記載のとおりこれまでの配分枠とは別枠となります地方創生臨時交付金2億400万円、過疎対策事業債3億300万円となっており、説明書、歳入3ページ、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億4,355万9,000円の内数及び4ペー

ジ下段、町債、情報通信基盤整備事業債で追加するものでございます。なお、総事業費10億1,000万円の負担区分それぞれの財源は資料5の内訳に記載してございます。

予算説明書の5ページにお戻りいただきたいと思えます。

13目自治活動推進費、400番、町民会館等管理運営事務の19万円の追加につきましては、7月上旬に仁和会館に設置の冷蔵庫の故障が発覚したことから、利用に当たって会館使用料を徴収している会館であることを踏まえ、年度の途中でございますが、装備等利用でも不便のない容量の冷蔵庫を整備するものでございます。

14目四季の館管理運営事務、410番、四季の館管理運営事務の1,982万1,000円の追加につきましては、1つ目は町が負担する緊急な修繕費用につきましては、当初予算で500万円を計上し執行しているところですが、今年度はホテルの温泉配管や消防設備など比較的費用の高い修繕が重なり、今後年度内の修繕箇所が発生した場合の備えがない状況となったことから、修繕料を400万円追加するものでございます。

2つ目は、四季の館の施設管理委託料は4月から3月までの通年ベースの支出により算出していることから、最終的な金額の算出はできていないものの、これまでのコロナウイルス感染症拡大による収入減少分が高額となっていることから、6月までの一時的な精算分といたしまして施設等管理委託料を1,390万2,000円追加するものでございます。なお、7月以降分は今後の入館、施設の利用の推移により判断することとし、必要な場合は今後の補正において予算を追加する予定でございます。

3つ目は、利用者からの感染拡大を防止するため、必要な備品を整備するものでございます。その内容は、消耗品51万9,000円で自動手指消毒器及び設置台を8台、23か所のトイレに便座クリーナーの設置、製作加工等委託料97万4,000円でカウンターパーティションの設置、施設用備品費42万6,000円で検温システムを整備するもので、合計191万9,000円、この財源は全額地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

6ページ、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、460番、戸籍等一般事務の26万7,000円の追加につきましては、当初予算で計上しております戸籍法改正に伴う戸籍情報システムの改修、デジタル手続法対応に係る住民基本台帳及び戸籍附票システムの改修に係る費用が確定したことに伴い、予算の不足額をシステム協議会負担金として追加するものでございます。なお、財源の補正につきましては、それぞれの改修費用の合計額669万円に対し、歳入3ページにあります国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金665万円の割当てがありましたことから、財源の振替を行うものでございます。

説明書 6 ページの下段、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、590 番、社会福祉一般事務の110万円の追加につきましては、高齢者等冬の生活支援といたしまして例年実施している低所得者の申請に対し、冬の暖房に係る費用のうち1万円分を給付するもので、予算は110世帯分を追加するものでございます。なお、給付事業に係る財源につきましては、歳入 3 ページ、下段の道補助金、事業交付金基本額100万円に対する交付割合 2 分の 1 で算出した地域づくり総合交付金50万円を活用するものでございます。

6 ページの下段から 7 ページの上段にかかります640番、障害者福祉事業の643万5,000円の追加につきましては、1 つ目は、令和 3 年度の報酬改定及びその他制度改正に伴って年度内に必要となるシステム改修に係るシステム協議会の負担金が確定したことから178万7,000円を追加するものでございます。システム改修費用に対し国庫補助金、障害者地域生活支援事業等補助金が77万6,000円が割当てされ、活用するものでございます。

2 つ目は、令和元年度における障害者医療費に係る国及び道負担金、障害者自立支援給付に係る道負担金の実績により既交付額に返還が必要となったことから、359万8,000円を追加するものでございます。

3 つ目は、新型コロナ対策補助金105万円の追加でございます。こちらは議案説明資料13 ページ、むかわ町新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の概要により、歳出の 7 ページの670番、老人福祉一般事務の補助金294万円、説明書 9 ページになります、990番、地域保健医療対策事業補助金157万5,000円と併せ御説明申し上げます。

従事者慰労金交付事業につきましては、重症者リスクが高い方々と接触を伴う医療・福祉・介護サービスに従事する方のうち、北海道で感染症が発生した令和 2 年 1 月28日から 6 月30日の間で延べ10日以上勤務した方で、北海道が実施する緊急包括支援事業慰労金支給事業の対象者を基準とし、この間にむかわ町内にある事業者で従事し、北海道から5万円支給される方に対しむかわ町も独自で1万円を上乗せする形で支給するものでございます。

その対象者は資料中段に記載のとおり、合計530名を見込んでおり、各事業所区分ごとに予算を追加するもので、事業所が申請者となり個人に支給する場合に発生する費用を含め、合計で556万5,000円を追加するもので、財源は全額地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

説明書の 7 ページにお戻りいただきまして、670番、老人福祉一般事務の296万2,000円の追加につきましては、こちら現在の説明した補助金のほか22万円につきましては令和元年度介護保険料低所得者保険軽減負担金の実績に基づきまして返還する必要があるため、償還金を

追加するものでございます。

815番、後期高齢者医療特別会計繰出金、こちら63万5,000円の減額につきましては、特別会計で執行する広域連合に対する事務負担金において、令和元年度に負担した額の精算が令和2年度第3期分により調整が行われ、変更となることから、その財源となる繰出金を減額するものでございます。

905番、後期高齢者医療事務178万5,000円の追加につきましては、後期高齢者医療広域連合で実施する療養給付費事業に係る令和元年度における事業確定及び負担金の精算に伴い、本町は令和元年度負担金に対し不足した額を令和2年度中に負担する必要があるため、追加するものでございます。

5目医療助成費、895番、未熟児医療費給付事業の2万6,000円の追加につきましては、令和元年度における療育医療給付費事業の実績に基づき、負担金を道に返還する必要があるため、追加するものでございます。

説明書8ページ、2項児童福祉費、1款児童福祉総務費、910番、児童福祉一般事務の409万2,000円の追加のうち、償還金79万2,000円の追加につきましては、令和元年度における障害入所給付費及び入所医療費、また子ども・子育て支援事業の実績に基づき負担金等を国及び道に返還する必要があるため、追加するものでございます。

残る330万円につきましては、議案説明資料の11ページになります。

11ページ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の概要により、説明書、歳入の国庫補助金、包括支援交付金950万円の対象事業として御説明申し上げます。

この包括支援事業交付金につきましては、令和2年度の国の補正予算（第2号）において、児童福祉施設等における感染拡大防止対策に係る支援として、適切な感染防止対策を行った上で事業継続が求められ、感染対応力の底上げをしつつ継続的なサービス提供が可能となるよう予算措置されたもので、本町は説明書の資料2に記載する各事業のうち19の事業区分単位において活用するものでございます。

補助基準額は説明書1のとおり1節及び1事業単位当たり50万円となっているところですが、一般財源等を用いて歳入歳出予算は1節事業当たり55万円を追加するものでございます。

議案説明資料と併せ予算説明資料の歳出8ページをお開き願います。

910番、児童福祉一般事務につきましては、説明書の資料の14番から19番、6区分、330万円分を追加するもので、両地区の医療者支援、訪問事業に係る消耗品220万円、2つの児童遊園地に係る施設用備品費に110万円を追加するものでございます。

920番、こども園管理運営事務につきましては、説明資料の1から3番までの3区分における消耗品を165万円追加するものでございます。

925番、こども園運営支援事業につきましては、説明資料5番から8番までの4区分における必要な物品等の整備に係る費用といたしまして、運営及び事業を実施するひかり認定こども園に対する負担金として220万円を追加するものでございます。

930番、地域保育所管理運営事務につきましては、こちら説明資料の9番と10番、花岡、田浦各施設に係る消耗品を110万円追加するものでございます。

940番、子育て支援センター事業につきましては、こちら説明資料の4番の1区分における消耗品を55万円追加するものでございます。

予算説明資料1つ飛ばしまして、13ページをお開き願います。

交付金関連ですので、9款となりますが、説明したいと思います。

9款教育費、4項社会教育費、5目放課後児童対策費、970番-1、鶴川地区放課後子どもセンター管理運営事務につきましては、こちらは説明書12、13の2区分における消耗品110万円、また970番-2、穂別地区放課後子どもセンター管理運営事務につきましては、説明資料の11の1区分における消耗品55万円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、1日の通園数がおおむね40名で1単位と換算されることから、鶴川地区の放課後子どもセンターにつきましては2単位となるものでございます。

次に、説明書、歳出9ページにお戻りいただきまして、3款民生費、3項災害救助費、1目災害救助費、975番、被災者支援事業の725万3,000円の追加につきましては、現在、新たな鶴川高校生徒寮は最適提案者により整備をされており、12月中旬に本町が取得した後、生徒が移転することとなります。その後、応急仮設につきましては撤去することとなりますが、その費用として687万2,000円を追加するもので、また、新たな生徒寮取得後、生徒がスムーズに移転し生活できるよう進めることとなりますが、町が整備した備品等を含めた移動に時間を要することから、1か月程度の延長を見込み、その期間に対する災害救助国庫負担金の返還金が発生しますので、38万1,000円を追加するものでございます。

なお、撤去費用に係る費用の一部は国庫負担金災害救助費負担金で435万6,000円が交付される見込みでありますことから活用することとし、返還金に係る38万1,000円につきましては一般財源となります。

説明書の9ページです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、980番、保健衛生一般事務236万

4,000円の追加、2目予防費、1020番、健康づくり事業の27万5,000円の追加につきまして、本年度より北海道後期高齢者医療広域連合から委託を受け実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る必要な費用の追加でありまして、980番においては地域で業務を行う専門員として保健師の任用にめどがついたことから、職員給等を追加するもので、財源は当初予算で給与費に充当しております委託金を振り替えるものです。1020番においては、今年度の具体的な取組に係る資材として血圧手帳やリーフレットなどの購入に係る消耗品を22万4,000円、研修会に参加するための旅費負担金を5万1,000円追加するものでございます。

なお、本年度の取組に係る費用の財源は、広域連合からの保健事業、介護予防一体実施委託金として、歳入4ページに記載しております委託金を活用するものでございます。

事業を戻りまして、9ページの990番、地域保健医療対策事業につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

説明書の10ページ、1040番、予防接種事業の98万3,000円の追加につきましては、令和2年10月1日の予防接種法施行令改正により定期接種化とされるロタウイルスワクチンの年度内に接種するための必要な費用で、接種対象者は令和2年8月1日以降に出生した生後6週から24週までのお子さんが2回接種する内容で、1回当たりの接種費用1万2,100円としまして、鶴川地区25名分、60万5,000円を委託料、穂別地区15名分、36万3,000円を負担金にそれぞれ追加、また、令和元年度における緊急風疹抗体検査等事業の実績において補助金を国に返還する必要があるため、償還金に1万5,000円を追加するものでございます。

なお、本予算で追加する費用の財源は一般財源となり、説明書の記載の特定財源につきましては、後ほど歳入のほうで御説明したいと思います。

2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、1070番、環境衛生一般事務55万円の追加につきましては、当初予算で約80件程度を想定し計上していたスズメバチ駆除費用につきまして、今年度は発生件数が増加し、8月末時点で100件近くとなったことから、現在不足分は予備費を充用し対応しているところでございますが、今後も気温が暖かい期間が続くことが予想されることから、約40件程度の費用について追加するものでございます。なお、財源は一般財源となります。

説明書10ページ下段から11ページになります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、1200番、農業振興対策事業の600万円の追加につきましては、議案説明資料14ページのエゾシカ捕獲技術検証事業の概要により御説明申し上げます。

本事業は感染症により販売が激減した農産物の収穫量確保の取組の一つとして、エゾシカによる農作物被害を受けているものの、侵入防止柵の設置や銃器による駆除活動が困難な地区での対策各種技術を実証することで農作物被害の軽減を図ることを目的とし、田浦、宮戸、稲里、茂別地区によって捕獲効率を向上させるためのセンサーカメラの活用、くくりわな、捕獲箱わな、爆竹による追い払いや電子止刺しなど、各地区に適した駆除の試みを行うために必要な費用をむかわ町鳥獣被害防止対策協議会へ補助するための費用を追加するものでございます。なお、財源は感染症対策のステージを踏まえながらの取組となることから、全額地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

説明書11ページ、6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費の816万7,000円の追加につきましては、議案説明資料の15ページ、16ページにより概要を説明申し上げます。

1つ目は、説明資料15ページ、産品販売サイト販売促進等支援事業になります。事業費は366万7,000円として感染症拡大の影響により多くのイベントが中止となり、今後も道内を含む遠方からの来町が減少すると見込まれる中、インターネットのショッピングサイトを活用している事業者が販売促進に新たな取組やウェブ広告等に係る費用に対し補助するもので、対象者は町内の商工業を営み、現在ECサイトを運営する事業者でウェブ型ECサイトへの出品やバナー広告などによる新たな販売促進のために要する費用や現在自社のECサイトの改修に要する費用を対象に、対象事業のどちらかを行う場合は補助対象経費の総額、または基本額50万円のいずれか低いほうの3分の2、上限33万3,000円、両方を行う場合は総額または基本額75万円のいずれか低いほうの3分の2、上限50万円を補助するものでございます。

説明資料16ページにお進みいただきまして、2つ目の水産業支援事業になります。

事業費は450万円とするものでございまして、感染症拡大の影響に単価が下落している水産物でも主に主要な魚種であるホッキガイの単価は7月、8月の実績で年間の半数以上に当たる量を捕獲する単価が前年度同期と比較しても8割程度となっているところでございます。

ホッキ漁業は鵜川漁業組合の全員が従事しており、単価の下落は漁業者の収入減に直結し、経営状況の悪化につながることから、その緩和措置といたしまして事業期間中に捕獲したホッキガイの漁獲量に1キロ当たり20円、または期間中の平均単価の前年度同期から単価を差し引いた低い額を乗じた額を補助するものでございます。1480番事業で追加する合計816万7,000円の財源は地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

説明書11ページ、2目観光振興費、1540番、キャンプ場管理運営事務の98万7,000円の追加につきましては、感染症拡大防止対策として閉鎖した期間における利用料等の減少分を補

填するため、管理委託料に追加するものでございます。なお、管理委託料につきましては、開設期間ベースの収入、支出により算出していることから、四季の館同様今後の施設利用の推移により必要な場合は今後の補正において予算を追加するものでございます。

8款消防費、1項消防費、1目消防費、1770番、胆振東部消防組合運営事務の399万9,000円の追加につきましては、緊急搬送における職員の2次感染を防ぐため、既存のストレッチャー、車両を改造しなくても使用可能で殺菌酵素フィルター、紫外線殺菌灯の二重の殺菌システムを備え、様々な感染症患者から二次感染を防ぐことができる透明塩化ビニール製のカプセルを両地区消防支署に整備するため、負担金を追加するものでございます。

このカプセルにつきましては、使い捨てではなく、患者搬送後、接続ホースを除く部品交換は必要なく、消毒、除菌するだけで再利用が可能なものを整備する予定と伺っております。なお、整備に係る財源は地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

説明書12ページ、2目災害対策費、465万5,000円の追加につきましては、避難所開設に備え、持ち運び可能な飛沫感染防止用のパネル70台、透明パーティション100台を整備するための消耗品費79万円、2種類の非接触型熱探知機及び待合時間がある において飛沫感染防止等対策として使用可能なボードパネル15枚を整備するため、施設用備品費386万5,000円を追加するものでございます。

非接触型熱探知機は、1種類目として避難所開設などの感染拡大防止はもちろん、終息後におけるイベント再開時の利用を考慮し、行き交う人の流れを止めることなくスクリーニング可能な装置を2台、2種類目としまして顔の表面温度を探知して体温が高い可能性がある人を発見するための装置を12台、避難所開設時は優先となりますが、選挙、確定申告を含む人が集まる各事業で利用可能とするため整備する予定でございます。なお、財源につきましては地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

9款教育費、小学校費、1目学校管理費、1970番、小学校施設整備事業の財源の振替につきましては、先ほど議案のほうの第4条で御説明申し上げましたとおり、トイレ改修に係る財源につきまして、寄附者の意向に基づき活用させていただくため、町債の借入れを取りやめるためでございます。

1980番、小学校保健・安全対策事務の600万円の追加、説明書13ページになります。

3項中学校費、1目学校管理費、2060番、中学校保健・安全対策事務400万円の追加につきましては、こちら2つの事業の追加につきましては、令和2年度国の補正予算（第2号）の成立を受け策定されました学校再開に伴う感染症対策、学校保障等に係る支援事業により、

町内小中学校 1 校当たり補助対象額の上限が200万円となる学校保健特別対策事業補助金を活用し、感染症対策、学習保障支援用の消耗品、備品の整備、学校施設の修繕を行うもので、小学校費では3校分600万円、中学校費では2校分400万円を追加するものでございます。

財源は教育費の国庫補助金で、こちらは補助率が対象経費の2分の1となることから、500万円計上しているものですが、残る地方負担分につきましては、地方創生臨時交付金の第3次配分に該当となることから、決定後、振替を予定しているものでございます。

なお、この事業の目的が感染症対策等を徹底した児童及び生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校活動を支援する経費が対象となっていることから、本予算計上に当たっては、十分のヒアリング、学校間との調整を図り、計上していることを申し添えます。

説明書13ページ、4項社会教育費、放課後子どもセンター管理運営事務につきましては、先ほど御説明しましたので、続きまして、6項博物館費、2270番、博物館管理運営事務の814万4,000円の追加につきまして御説明します。

1つ目は、常設展示室内に送風機を1台設置することで効率的に換気を行うため、備品購入費に9万7,000円を追加するものでございます。

2つ目は、本町の大切な観光資源ともなっている穂別博物館内に展示する化石の開設につきまして、感染の終息後の外国人の来町を見据え、日本語原稿を基に英語、韓国語、2つの中国語に翻訳し、QRコード表示パネルを設置、それを読み取ることで観覧中の密を避ける仕組みを構築するため、委託料に804万7,000円を追加するものでございます。なお、財源は、委託料、備品購入費とも地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

説明書の14ページ、5項保健体育費、3目学校給食費、2487番、学校給食施設管理運営事務の111万円の追加につきましては、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で町内の小中学校では夏休みの短縮に伴い、学校給食現場では食中毒が発生しやすくなる時期まで給食準備を余儀なくされたところでございます。給食センター内は調理の熱によりふだんから学校や外気より暑く、真夏の調理中はさらに高温となることから、児童生徒の活力となる給食を安全に提供するため、現場はコロナ対策に加え、様々な知恵を絞り対応してきたところでございます。

今後も国内、道内において感染症が拡大した場合は、来年度以降もこのような状況になることに備え、学校給食食品衛生管理の観点から、鶴川給食センターに2台、穂別給食センターに3台の冷房機器を整備するものでございます。なお、財源は地方創生臨時交付金を活用

するものでございます。

13款給与費につきましては、4款で御説明しました高齢者の保健事業、介護予防の一体実施に係る専門職員の任用に伴い、当初予算で給与費に充当している委託金の財源を振り替えるものでございます。

続きまして、説明書の2ページから3ページまでの歳入のうち、歳出で触れておりません項目について御説明申し上げます。

まず2ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、疾病予防対策事業費補助金29万8,000円の追加につきましては、当初予算に計上しております特定感染症検査等の事業、緊急風疹抗体検査等事業に係る所要額から算出された補助見込額につきまして新たに追加するものでございます。この歳入で追加する国庫補助金につきましては、歳出の1040番、予防接種事業に対する特定財源として充当するものでございます。

4ページ、17款寄附金、一般寄附510万円の追加につきましては、前回、第2回定例会以降2件の新たな寄附金の申出がありましたので計上するもので、活用方法も含め御報告申し上げます。

1件目は、本年7月17日、新型コロナウイルス対策のためといたしまして、札幌市北区新川四条3丁目3の7、株式会社昭和プラント代表取締役、山田力也様より10万円の寄附がありましたことから、本予算における感染症緊急包括支援金を活用して実施する児童福祉施設等の対策に係る費用の一般財源分として活用させていただきたく計上するものです。

2件目は、本年7月31日、指定避難所である鶴川中央小学校屋体運動場のトイレ改修工事費用の一部といたしまして、札幌市中央区大通西11丁目4、国際ロータリー第2510地区ガバナー、福井敬悟様より500万円の寄附の申出がありましたことから、本予算において町債を財源としていた改修工事の財源として振り替えさせていただいております。

次に、19款繰越金につきましては、本補正予算における歳入予算の調整額といたしまして2,789万円を追加するものでございます。

最後に、説明書3ページにお戻りいただき、14款国庫支出金、2項国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2億4,355万9,000円の追加につきまして御説明申し上げます。

これまでの歳出により活用する事業を御説明申し上げたところですが、改めての説明となります。

追加する2億4,355万9,000円のうち2億400万円につきましては、これまでの第1次、第

2次配分とは別枠となります高度無線環境整備推進事業分となっております、本町に配分された限度額に係る今回の補正の追加額につきましては3,955万9,000円でございます。

冒頭申し上げましたとおり、本予算までの計上を活用する事業につきましては、議案説明資料17ページに記載のとおりでございます、第2次配分分の残額につきましては、1億3,793万6,000円となっているところでございます。

以上で議案第69号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第70号について御説明申し上げます。

議案書の43ページをお開き願います。

議案第70号につきましては、令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）でございます、北海道クラウド利用に係る経費及び令和元年度の事業費確定に伴い償還に必要となる経費を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額にそれぞれ899万4,000円を追加し、12億7,708万9,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ歳出により3ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、国保一般事務31万1,000円の追加につきましては、現在の資格取得喪失日の情報確認が難しい事象を解消するため、歳入、国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用し、オンラインで資格確認を可能とするシステム改修に要する6万1,000円、運用基盤ポータルの実装や北海道クラウド利用体制の整備などに対するクラウド機能を強化するために、道の負担金、保険給付費等特別交付金を活用し、国保連合会に対する負担金25万円を追加するものでございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金の負担金と償還金の868万3,000円の追加につきましては、令和元年度事業で交付を受けた北海道国民健康保険保険給付費負担金のうち、普通交付金で824万5,000円、特定健診保健指導事業分で43万8,000円の返還が必要となったことから、前年度繰越金を財源に追加するものでございます。

以上で議案第70号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第71号について御説明します。

議案書の45ページをお開き願います。

議案第71号につきましては、令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号) でございます、広域連合電算処理システム業務に係る経費の追加及び令和元年度の事業費確定に伴う令和2年度の負担金に変更があることから補正するものでございます。

第1条でございます、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ55万2,000円を減額し、1億4,240万1,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付しております令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ歳出により3ページ歳入を併せて御説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、後期高齢者医療事務8万3,000円の追加につきましては、平成30年度の税制改正に伴い令和3年度以降に実施する確定賦課及び移動賦課に向け、国庫補助金、高齢者医療制度円滑運営事業補助金を活用し、システム改修に係る経費を負担金で追加するものでございます。

2款分担金及び負担金、広域連合負担金、広域連合分賦金負担金、後期高齢者広域連合負担金63万5,000円の減額につきましては、先ほど一般会計でも御説明しました令和元年度において広域連合事務費として負担した負担金の精算を令和2年度事務費負担金第3期分により調整が行われ、変更があることから、減額するものでございます。なお、事務費負担金に係る財源は全額一般会計からの繰入金となっており、歳入の2款繰入金を同額減額するものでございます。

以上で議案第71号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第72号について御説明申し上げます。

議案書の47ページをお開き願います。

議案第72号につきましては、令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第3号)でございます、令和元年度の事業費確定に伴い、介護給付費等負担金及び地域支援事業交付金の償還に必要な経費を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,287万7,000円を追加し、9億4,782万9,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付でございます令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第3号)に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ歳出により3ページ歳入を併せて御説明申し上げます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金、介護負担金等精算返納金2,287万7,000円の追加につきましては、介護保険特別会計では例年給付実績等を勘案しながら、新

規の要介護、要支援認定者を考慮し、新たなサービス利用及び急激なサービス費の負担増に対応するため、年度末まで歳出予算を留保しているところでございますが、その予算額に対し国庫、道及び支払基金から概算で受けている負担金及び交付金に係る令和元年度の事業費が確定したことに伴い、返還が必要になったことから、前年度繰越金を財源に追加するものでございます。

以上で議案第72号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第73号について御説明申し上げます。

議案書の49ページをお開き願います。

議案第73号につきましては、令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、給水の水圧が低下している利用者の状況を解消するため、必要な経費を追加するものでございます。

説明の都合上、別冊配付しております令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書により説明申し上げます。

資本的支出ですが、1款水道事業資本的支出、1項建設改良費に新たに施設整備費を新設し、宮戸、米原地区に送水を送っている川東増圧ポンプ室の送水ポンプを更新するものでございます。この既存のポンプにつきましては、平成13年度に設置し、既に19年が経過していることから、部品製造を終え交換が終えないことから、新たな増圧ポンプに更新するため、352万円を追加するものでございます。なお、財源は留保財源を活用するもので、その内容は議案書49ページにより御説明申し上げます。

第2条でございまして、令和2年度むかわ町上水事業における資本的収入が資本的支出に対し不足する額、既定の1億2,061万3,000円から352万円を追加し、1億2,413万3,000円とし、その内訳は当該年度損益勘定留保資金を既定の4,891万7,000円から320万円追加の5,211万7,000円、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額の既定を1,698万6,000円から1,730万6,000円に改めるものでございます。

以上で議案第69号から議案第73号までの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

しばらく休憩します。

再開は午後2時35分とします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時35分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときはページ及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第69号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書、別冊事項別明細書、3歳出、5ページから10ページまでの2款総務費から4款衛生費までについて質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 6ページの640の障害者福祉事業とちょっと関わるんですけども、670の老人福祉一般事務とそれから10ページ、990の地域保健医療対策事業の中の新型コロナ対策補助金として道が5万円支給する支援金に上乗せを、町として1万円上乗せをすると、これ今、私が言いました3つの事業、全て道の慰労金交付事業に関わっているのかなと思うんですけども、ここの予算に計上されているのは町の上乗せ分だけということと思うんですけども、この道の5万円支給されるというのは、手続上としてはどんなふうにするのかなというふうに思うんですけども、全てこれ5万円という金額で間違いないのか、3つの今、事業の、それでむかわ町としては1万円を上乗せて支援しますよという、その辺やっぱりきちんとはっきり上乗せされるのは児童手当と同じ1万円ということで、もうちょっと上乗せできなかったのかなというのもあるんですけども、その辺も含めてちょっと教えてください。

それと、920から940、介護、医療の方々に対する道の支援金というものと、それから町の上乗せ分というの出ているんですけども、一般質問などでも申し上げていましたけれども、子どもたちを見ている方々とか学校、教育関係の方々への支援金も支給すべきじゃないかということは申し上げてきたと思うんですけども、この辺のところにはこの支援金というものも出ていないんですけども、これらについての考え方があれば伺います。10ページ。

以上です。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 新型コロナウイルス感染症の対応従事者慰労金交付事業についてお答えいたします。

こちらのほうの対象事業所につきましては、道のほうの基準と全く同じ基準で設けておりますので、全て同じ事業所が対象になっていく形になります。

それで、道のほうの事務につきましては、国保連合会に委託されているという形がありますので、各事業所のほうから国保連合会のほうに申請の名簿のほうを提出をして、審査をして決定して、お金が交付されるというような流れになっております。同じ名簿のほうを町のほうに提出していただいて、町のほうで決定して、町のほうの1万円につきましては、町のほうから各事業所のほうにお渡しする形になっていきます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今回は国のほうの制度として、重症化リスクの高い人方に接する機会が多い、そういう職場といいますか、そういう職種の方について、国のほうでの制度として5万円、10万とか20万もあるんですけども、該当するのは5万円ということになります。これは道が窓口となって国の補助金を活用して、今いくということ説明しましたが、そこに本町も同様の制度で上乗せをするということでもあります。

先ほど御質問のありました保育園というか保育士等の職場についてでありますけれども、現行の国の制度としては重症化リスクが高い方に接するところをまずメインにということで進んでいる事業でございまして、今回上乗せ補助ということで考えていますので、町単独での別の事業では取りあえず今は考えていないところであります。

ただ、実態としてそういった保育、教育まで行くかは分かりませんが、保育の関係については、そういった支援金といいますか慰労金ですか、慰労金を出すべきではないかというような御意見もありまして、今ちょっと道のほうでもそちらの取りまとめをどうしていくかとちょっと動きもあるようですから、そうしたところをにらみながら、今後ちょっと町のほうも検討していきたいと思っていますので御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 5ページの410番の四季の館の管理運営事務1,982万、これについてお伺いをしたいと思います。

まず1点、自分の勉強不足なのか、ここには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という、こういう名目になっているんですけども、何か中身を見ると、直接コロナウイルスに関係のないような状況もあるから、何か使い道が自由なのかなというそんな印象あったもんですから、指定交付金ではないのかなという、そんな感じ持っていたもんですから、その辺ちょっと1点教えていただきたいのと、それと、修繕で先ほど400万ぐらいの修繕という説明だったんですけども、この中身をちょっと教えていただきたいのと、あとコロナ関係でもってその補填をするという、約1,400万ですか、これらの何か基準というか、そういったものがあるのか、1日何人だったらどういう、何か計算方式がもしあるのであれば、ちょっと教えてください。

○議長（小坂利政君） 藤田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから質問に対してお答えいたします。

まず1点目なんですけれども、今後コロナ禍が長期化することが予想されますので、今後、観光事業だとかサービス業なども大変厳しい状況になることから、この状況に対応するためにも四季の館、施設としてもサービスの質の向上と感染防止の衛生対策の部分ではコロナ禍対応するため必要かということで認識しております。

2点目についてなんですけど、すみません、まず3点目ですね。3点目のほうなんですけれども、補填のほうの部分についてなんですけれども、今年度の損失額に対してなんですけど、過去3年分の平均額との差額を算出しまして、その部分、温泉委託の部分がございます、あとホテルの分も合算しまして、その過去3年分の差額部分を算出しまして、今回、補填の分を出している状況でございます。

2点目の部分について修繕なんですけど、今後の修繕についても過去3年分の今後見込まれる部分も出しております、過去3年分で今後見込まれる部分として、今回400万ということを見込んで計上しております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） コロナ補填ということで、この辺は問題ないかと思うんですけども、むかわ町、結構指定管理者制度を取っていますよね、それでグループホーム、そういったところも指定管理ですけども、そこから入所者が減らない限りはコロナに関係なくそういった補填というのはむかわ町起きないと思うんですけども、はくあだとかいろいろありますよね、こういった場合、宿泊施設のあるところの指定管理と入浴だけの指定管理とのその違いというのがあるのか。先ほどはキャンプ場の関係についても、もし状況によっては補正も

あり得るという説明していたんですけれども、今後そういった指定管理者制度の施設の中で補填というのが起きる可能性というはあるのか、それとももう既に済んでいるという状況なのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 指定管理の関係についてお答えをしたいと思います。

今の四季の館の損失補填ということで1,300万円ほど出す予定ということになっておりますけれども、この指定管理の中でコロナウイルス感染症拡大に伴い影響があるというような施設が出てくる場合は、当然委託管理をしているところで影響があるというふうなことになるのであれば、そこは随時協議をさせていただきながら補填も必要だろうというふうを考えておりますので、今の段階出てきているのは、この2か所ということでございますから、そういう中で補填をさせていただくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） その場合には、指定管理者からの自主申告を待っているのか、それともこちらのほうから状況どうですかというような数字等それぞれ上がってきますよね、それらも把握しながら相互の関係でもってやろうとしているのか、その辺の確認だけお願いします。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 当然、指定管理をしているということでございますので、全く会話がなかったということではなくて、ふだんからの連絡連携というものもしっかり取っているというふうに思います。そういう中で影響があるということがあれば、速やかに対応したいということでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 6ページ、コードが410番で四季の館の委託料なんですけれども、ここに2つ項目が上がってしまっていて、施設管理委託料と製作加工委託料、これが合わせては1,397万4,000円、これ違いはどこなのかということと、それからもう一つは、消耗品51万ほど上がっています。これの具体的な何を指しているのか、1品か2品でいいんですけれども、そこ分かれば教えていただきたい。

それから、修繕料400万、これの内訳もどういうことで修繕するのかということをお尋ね

します。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） それでは四季の館の委託料、今回2項目について提案をさせていただきます。1つにつきましては、先ほど申し上げました指定管理者の今回コロナ等に係る損失分の補填の委託の追加でございます。もう一点については、もう一つ、このコロナの感染予防対策としてのつい立てと申しますか、パーティション、そういったものを利用者さんの安全、それから従業員の安全を確保するための造作ということで、製造委託という科目で計上させていただいているところでございます。

なお、修繕費に関する御質問でございますけれども、例年、町のほうで一環的な部分の修繕、1年間の中で突発的な修繕が発生した場合に毎年500万ほど予算を計上させていただいておりますが、今年前半この9月の議会を迎える前までに比較的大きな修繕が発生したことに伴いまして、今後、残り半年間のそういった緊急対応の修繕というものがすぐに対応できるように追加をさせていただくところでございます。

その間の500万円の当初つけさせていただいた予算の執行の状況につきましては、地下ピットの部分の、これ温泉長く休館と御迷惑かけたところなんですけれども、そちらの地下回りのほうの配管ですとかそういったところの修繕、あとキュービクル関係の修繕ですとかそういったもの、あるいはホールのところにも身障者のトイレがございますけれども、そちらのほうの更新ですとか、そういったもの、緊急に対応すべきものにこの間執行してきたという状況でございます。

○議長（小坂利政君） 藤田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから消耗品について御説明いたします。

消耗品については、まず館内の自動アルコール手指の消毒器と設置用台でございます、それはまだ8台ということでございます。あと便座クリーナーが施設内のということ、23か所ございますので、そのディスペンサーですね、その部分でございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、10ページから14ページまでの5款農林水産業費から13款給与費までについて質疑あ

りませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 事業番号が1480番、商工振興対策事業の物品販売サイト販売促進等支援事業の概要、説明資料の15ページですけれども、まず1点目は、製品ということで書いてありますけれども、これは製品というのはどういうものを指しているのかです。

それと2つ目ですけれども、これと全く同じ国の政策の中で持続化補助金と同じものを委嘱したのかなというふうに見ているんですけれども、国の持続化補助金を二重に給付することは可能なのか、これも受ける、それから、国も受けるというようなことは可能なのか。

3つ目ですけれども、これは誰がどのようにというか、どこが実施していくのか、特に判定するのは、対象事業かどうかということを判定するのは誰がするのか。

それと4つ目ですけれども、一番下のところに新規のECサイト開設予定、ここで起業力、既存事業の起業力耕上促進事業で対応となっているけれども、起業力耕上促進事業はたしか町内での生産品だったと思ったんですけれども、ということは、新規で製品に当たるものを販売しようと思う人は対象にならないのか。

それと6つ目ですけれども、対象事業（2）のイというところでECサイトの改修についてなんですけれども、これは改修はECサイトの改修のためにかかったハードは対象になるんですか。

それと7つ目ですけれども、これ予算が366万7,000円と、1件50万円の仮にしたとして7件から8件くらい、全員が50万になるとは限らないですけれども、予算オーバーした場合は、オーバーしてくれるぐらいになってくれればいいんですけれども、オーバーした場合はどういような選定をしていくのか、申込みが多岐にわたった場合、その辺の考えがあればお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） まず、1点目の製品とは何かというところでございますが、こちらのむかわ町産のむかわで加工されたもの、あるいはむかわの地域資源に由来のあるようなもの、イメージした商品ですとか、むかわに関わりのある商品という形で捉えていただければというふうに考えてございます。

2点目ですけれども、国の持続化給付金、こちら私の捉え方が間違っていなければ、商工会さんのほうで申請窓口になっている、事業者さんが取り組むいろんな販路拡大ですとかの

取組をする支援かと思えますけれども、そちらの事業との併用は可能となっておりますと考えてございます。

それから、もう一つのこの事業、誰が申請を受け付け、採択するのか、これは町の事業でございまして。事業者さんからこういった取組をしたいという方、町のほうで受付をし、書類等、今後要項ですとか必要な様式というものも公表していく、PRと併せてしていく考えですけれども、そういったものを出していただいた中で審査をして採択をしていくという中身に考えております。

それからもう一つ、起業力耕上との関係でございまして。

起業力耕上、実は去年の事業より町の方針としての関係人口の拡大というところを踏まえまして、販路の拡大、開拓ということでむかわの町外に住まわれる方がむかわの特産品を愛着を持って利用していただくということについても関係人口の一つだと捉えまして、販路拡大の実は枠というものを設けさせていただいたところでもございまして、これにつきまして、これまでインターネットの販売等そういった通販事業に取り組んでこられた方、事業者さんがそういったものが新たに取り組むということも販路拡大事業の一つでもございまして、新規に取り組む方はこちらのほうが補助の割合も高く、100万円まで上限で使えるということですし、補助率というものも定められておりませんので、こういった枠の中で新たに積極的に取り組んでいただければということで、こちらの今回、対策との差別化というか既存事業の見直しの部分と新規ということで使い分けをさせていただいているところでございまして。

それと、もう一点、御質問があったかと思えますが……

〔「予算のオーバー」と言う人あり〕

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 予算のオーバーですね、予算の考え方につきましては、ここで50万円、両方改修等行った場合の方、大体50万2件とその他8件分で33万3,000円ということで予算を見込んでいるところでございまして。合計、大きいもので10件と、どちらか片方取り組んだ方が8件というような、実は積算をしているところでございまして。

一旦、この予算の中で採択ということで検討させていただきまして、そういった多く出てきた場合につきましては、その際に改めてちょっと検討させていただくというところで、今後の取扱いについては、ちょっと発言を控えさせていただきたいというふうに思っております。

それと、改修経費のところのハードでございまして。こちらのハードというのは、既存のサイト、既に実施されているということで、おおむね整備を済まされているかと思っておりますので、

こちらのほうでハードというのは、今回想定をしておりましたが、今日そういったところの中でいろいろスペックの問題ですとか、いろんなものの中でそういったものがどうしても必要になってくるというのものもあるやも思いますので、そのあたりは実施要項整備するまでに精査をして発表していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 一番心配というか、これから読むと産品というのがのことについて何も書いていないのですけれども、むかわ町産に関するということで全く関係ないものも売らんでも、町内にいる人だったらオーケーというふうに読み取れますよね。恐らくというよりもどこにも書いていないです、実は。やっぱりそこをちゃんとするのであれば、そこをちゃんと書かないと、これ勘違いして、私も勘違いして読んでいましたけれども、産品というものであれば、何でもいいのかなというふうに読み始めました。やるのであれば、思い切っただうですか、むかわ町内に住んでいる方であって、ECサイトを開設してみたいと思う人がいればというふうなところまで幅を広げるといふ考えはありませんか。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 今回の一次産品等も含め、そしてもう一つ、委託生産等で町外で製造された、その企画立案ですとか、むかわ町のイメージですとか、特徴を使った商品を積極的に取り扱われている事業者さんというものを一つ対象にするという考えで、現在考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） コロナウイルスの関係がなければ、今、商工業者、非常に大変な時代を迎えております。そういうことから考えると、今から産品を一定程度集めて、例えば創業者が新たに、生産している人はいいですけれども、生産していない普通の商業者にとっては、今から何かを作って、このぐらいの規模で何かするという事は非常に難しいということもあるから、創業者を何でもいいよと言ったら悪いけれども、町内に住んでいるECに対してやってみたいなと思っている人たちはやっぱりいるんですよ、実は。僕も仕事上そういうことで他町村の方のお手伝いをしたりしていますので、やはりそういうことに挑戦してみたいと思うときに、若干のリスクをしょいながら、大変なときにリスクをしょわなきゃならないということがあって、やはりこの程度で1回リスク軽くしておいて、創業者がこれを使えるようにしてみるというのちょっとどうですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 初めての取組でもございます。まずこれを需要というんでしょうか、町内の実態把握を図りながら、段階的に進めていきたいと考えます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） まず1つ目は、農林水産業費のところ、この1200、いわゆる鳥獣被害防止のやつで、この説明資料のエゾシカ捕獲技術、これだと思うんで、ここで1つは質問させていただきます。

1つは、エゾシカ対策ということで急がれている事業だというふうに思います。このやり方なんですけれども、これで行くとエゾシカ、鉄砲が使えないところということ、銃等が使えないところだということで、この箱わな、それからくりわなという形になっているんですね。これは捕ることが目的なのか、それとも調査をするということが目的なのか、その辺のところ重点というのはどうなっているのかということが第1点です。

それから、この事業をやるのが個人ではなくて、この対策協議会という形になって、ここがやるということなのか、だとすれば、ここと協議というのはどんなふうになっているのかということは教えていただきたいのが2つ目です。

それから、これらが協議会だということになれば、そうなんですけれども、くりわななんかは個々でもできないわけではないんで、例えばそうなると、このわなで捕った後、その処理については誰がどうするのかということもあろうかと思うんですが、そこらを含めて御説明を願いたいというのが1つであります。

それから、2つ目には、水産業のホッキガイのやつであります、これも説明資料の中にあるやつですが、3月までの漁期の間ということになっています。今、確かに落ち込んでいるわけなんですけれども、3月まで大体ホッキ漁の場合には夏場の一時期と、それから2月前後の時期とこうなっているかと思うんですが、その場合にかなり長いスパンでありますから、価格変動等もあろうと思うんですが、そこら辺同じように考えてやっていくというふうに捉えていいかどうか、これを一つお聞かせ願いたい。

それから、3つ目には、あと最後までだよ、あれがね、それで8款消防費のところでもいいんだよ。1つ伺っておきたいんですが、ここでこの399万9,000円、職員の二次感染等の防止というようなことはちょっと聞かれました。具体的にどんなふうな形で感染予防ということで、その防具を全部そろえるということなのか、それら含めてもう一回説明お願い

したいです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 高木産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（高木龍一郎君） 事業番号1280のエゾシカ捕獲実証事業につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目の捕獲なのか調査なのかという点でございますが、これにつきましては、実証事業と名を打っておりますが、概要説明書の中でいわゆるくくりわなと大型箱わなを併用した形の中で捕獲も含めて設置をする。さらに、センサーカメラを用いましてシカの動向、いわゆるどの場所にどの時間帯に出没する、しかも季節、例えば大豆のこの季節だとか、そういう農作物の作柄でどういうふうな動きをするのかということ、これまで地元の方たちからいろいろと聞き取りだとか情報等得てはいたんですが、実際にやはりカメラを持って現状を把握していこう。

そこで、もう一つ、消耗品の中で追い払い用の爆竹、いわゆる茂みの中に爆竹を投げ込んで追い払いをしよう、ただ、そこにシカが潜んでいなければやっても無駄だということで、実はセンサーカメラなどを用いまして、この時間帯ならシカがいるだろうというところを目的に爆竹追い払い、いわゆる捕獲と調査を併せ持った内容となっております。

それから2点目、事業につきましては、むかわ町鳥獣被害防止対策協議会といいますのは、町が事務局をしまして、その構成員の中にJA、それから地区の営農区、それから農事組合、関係機関としまして、農協、猟友会などなどで構成されてございます。ですので、今後、事業を取り進めるに当たっては、この構成団体の中で取り進めることになるということになっております。

それから3つ目、くくりわななどでシカの処理の点でございますが、これにつきましては、構成員であります、または地元の協力の猟友会のハンターの協力をいただきながら処理をしていくということで現在進めていく予定でございます。御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 水産業支援事業、単価対策について私のほうからお答えいたします。

ホッキの単価につきましては、資料の5番の補助金額に書いてありますが、事業期間の平均単価を前年度同時期の単価から引いた額、いわゆる同じ額の去年との平均の比較となりま

す。現在の状況からまいりますと、キロ当たり20円をかなり下回りそうな勢いですので、補助事業の計算については、この20円が生きてくるのかなといったところでございます。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 御質問ですけれども、ポータブルアイソレーターといいまして、救急車のストレッチャーにコロナウイルス感染の疑いがある患者を運ぶときに、ビニール製のものをストレッチャーの上にかぶせるような形で患者をその中に入れていただき、職員はそこから二次感染しないようなものになっておりまして、そういったもので二次感染を防ぐというものになっています。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） くくりわなのほうは分かりましたけれども、このエゾシカ対策では、特に川東、宮戸、汐見、米原等々は大型の捕獲もできない、あるいはこの銃を使うこともできないという状況の中で、それぞれ個々が電気柵をして対応しているんですが、そこまで大がかりにやれないという方々が大変な被害で苦労しているというのもあるんですよ。

だから、早くこれらをやって、この成果を上げるというふうにしていきたいというふうに思っているんですけれども、そういうことを本当に急いで目指すという形で取り組むということなのか、それとも、改めて聞きますけれども、今、こういうセンサーを、電気カメラを使ったりして、動向を調査することによってどうなんだということが主になるのか、その辺併せてもう一回お伺いしたいというのが1つです。

それから、水産の関係で、ホッキガイの関係ですが、僕が聞いたのは、現状、夏、今は状況はおっしゃられるとおり何度も説明を聞いていますから分かるんですが、これ3月までという事業になっていますよね、そうすると、冬場にもう一回ホッキ漁の場合は大きな山が来るはずなの。ここがまた、なかなかおいしいものも取れるという状況もある。そうすると、また価格とか何かが変わってきちゃったりするんですけれども、そういう場合でもこれは3月まで続けていっていただけると、そういうことを確認していいのかというのが1つでございます。

それから、消防のやつについては分かりました。だけれども、それストレッチャーだけでいいのか、そのほかにやっぱり防具とかそういうものもあろうかと思うんですけれども、その辺は十分な体制になっているのでしょうか。改めてそこを伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 私からエゾシカの事業の関係についてお答えさせていただき

ます。

こちらについて、今回実証をセンサーカメラ等を用いて動向を探りながら捕獲につなげていくというところがございます。今までいろいろ現地からの聞き取りや猟友会さんの経験値に基づいてわなを設置し捕獲をしていたところがございます。実は昨年、秋ぐらいに猟友会さんの御協力いただきながら、川東、宮戸地区の目撃情報を頼りに試験的に実は餌をまいてくくりわなを設置したというちょっと実験を試してみたところがございます。

その中では、実際に小規模な取組だったということで、3頭程度の実績ということでございましたけれども、今度その目撃情報に頼るだけじゃなくて、そういったところにカメラなども設置した中で実際にこれはこういった動きをしているというようなところに、もうちょっとくくりわなの、規制もございますけれども、規制の範囲内の中でくくりわなですとかわなを設置し、有効な捕獲の方策を探りながら捕獲を行っていくというような流れになってございます。

初年度から、初めからこういった効果が出るというところは、ちょっとなかなか実証も踏まえた中の取組ですので、申し上げにくいところではございますけれども、これまでより限られた人員の中でも動いて、猟友会さんの体制とかも限られた中で動いているところもございますし、また、農家の方、その繁忙期の中でのいろいろ御協力というところをいただきながら進めることとなってございますので、そこは可能な中で効率的にそういった捕獲が実施できるような取組として進めていきたいと考えてございますので、何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） ホッキにつきましては、禁漁明けの7月、8月が盛漁期、そしてホッキ漁業者がししゃもに着業をする時期を一旦休みとなりまして、また冬から再開となるかと思えます。

この補助事業の考え方としましては、もし、ししゃもの後の漁業で単価が回復したとしても、この事業期間トータルの平均で見ると、単価が下がっている場合は合わせて補助の対象とするという形になります。こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 救急車の人員に関しては、常日頃からそういった感染予防という対策はしておりますので、今回の新型コロナウイルスだけじゃなくて、常日頃そういった対応をしていますので、今回このストレッチャーにつける分は、より感染をしないよう

にということで要望がありまして整備するものですので、そういった服装だとかそういったものに関しては問題ないかと思えます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 12ページの1980と13ページの2060の校具備品費のところの説明をもう一度お願いします。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 1980と2060の考え方でありますけれども、1校当たり200万円の感染症対策とコロナで臨時休校等ありましたので、その学習保障のために1校当たり200万円ということでございまして、町内5校ありますので、全部で1,000万円の備品、消耗品、修繕料という内容でございます。

こちらの内容につきましては、各学校、その備品の備蓄状況といたしまししょうか、そうした状況も違いますので、各校長の判断で感染症予防、学習の遅れなど、そういったことに関連をして備品等の内容ということになっています。

備品いろいろあるんですけれども、中身なんですけど、例えば電子黒板といったようなもの、大きなものですね、電子黒板や65型のテレビモニター、あと小型プロジェクターだとか、そういったもので大きく画面を取って、密集を避けた中で学習を行うだとか、リモート学習用として使うもの、これが約400万円程度というような内容です、1,000万のうち。そのほかに感染予防のための空気清浄のための空気清浄機などが228万円程度というような内容になっています。

そのほか消耗品で自動で手をかざすと消毒液が出るもの、これが約25万円程度、5校でということになっております。そのほか、内容といたしましては、修繕料がありますけれども、こちらにつきましては、水道のレバーが手をかざすと自動で水が出るですとか、あと換気のための網戸の修繕というようなもの内容になっております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 校長先生の判断を尊重するということになるというのは、一番最初におっしゃったんですけれども、やはりその各学校のその実態というか、そういうものはどうなっているのかということきちんと教育委員会としても見定めながら、やはり適切なお金の使い方というものが大事になってくるんだと思うんですよね。

確かに、その例えばスクリーンにしても電子黒板にしても、必ず子どもたちのそういう学

校生活に有意義なものになっていくんだろうと思うんですけども、やはりその感染対策として明確な理由というのか、こういうことのために、実態がこうだからこういうものを用意することで、子どもたちの学習環境がこのように改善するんだというものもあったほうがより大きなお金を使うときには説得力があるのではないかなというふうに感じたものですから、お聞きしたんですけども、その辺の例えば校長先生の判断で、学校のこと一番知っているのは校長先生ですから、もちろん校長先生は職員の皆さんからいろんな意見をお聞きした上でどんなものを用意するかということを決めていくんだと思うんですけども、その辺はどのようにしているのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 1校当たり200万円ということで、今回その基準というものが300人までの学校ですと全て200万ということになっています。300人を超えて500人までは300万円、501人以上は400万ということになっておりまして、各校200万円ということで、当然議員言われましたとおり、学校の現場のほうから先生たちの意見を管理職、校長先生、教頭先生が吸い取って、これを教育委員会のほうでヒアリングをして内容を精査してきたというところであります。

1つ例を挙げまして、電子黒板というところありましたけれども、クラスによっては人数が多くて1クラス40人とかもありますので、今のものですと画面が小さくて、どうしてもちょっと前に寄せなきゃならないという部分があります。なので、大きい画面にして少しでも密を避けるというようなことと、また、学習保障といった観点では、既にもうタブレットの購入を決めております。これとリンクさせる中で、さらに質の高い授業が提供できるということでもありますので、今後のそのGIGAスクール構想とも連携させながら、より質の高い学習保障といったものを目指す観点からこれを購入するというものであります。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今、文科省のほうでは、このコロナ禍の中で少人数学級がやっぱり必要だというふうなことの議論も行っていますよね。ですから、こういう備品、機材とか資材を買うということももちろん大事ですけども、やはり、例えばこの間ずっと3月、6月議会も含めて、確かにむかわは少人数学級のほうが多くて、40人ぎりぎり学級になっているのは1つか2つぐらいしかありませんよね。ですけども、やはりその辺も含めて、どうすればこういうお金をそういう少人数で授業を受けられるような環境づくりに使っていくのかということも私はとても大事だと思うんですけども、それがあがる意味、安心、保健の安

全対策につながるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことへの使い方というのは、この国のお金は使えないんですか。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 少人数の授業を行うということで、そのことでこの備品を使って少人数学級を実現するという事は、ちょっとなかなか難しい面もあるのかなというふうに思っておりますが、リモート学習ですので、場所を2つに分けて1人の先生が授業をすると、ただ1人の先生が授業をして、その画面を見ながら授業を受けるんですが、それぞれのグループにいわゆるティーム・ティーチングという形でT2の補助の先生をつけるというようなことで、きめの細かいと言いましょか、少人数で目の行き届く、そういった授業というものは可能ではあります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから4ページまでの1総括、2歳入全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり35ページから42ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正全般について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっと確認をさせていただきたいと思ったんです。

歳入との関連はあったんですけども、特に41ページ、42ページにかけて地方債の補正等々に関わってですが、今回、地方債の補正では情報基盤整備があって、これについては業者委託との関わりもあってということもありました。

そういう中で、事業そのものは5億以上の事業なんですけど、ここでのこの地方債は3億300万、そして42ページに臨時財政対策債が1億4,400万あるんですけど、補正の中で臨時財政対策債というのは、この前あまり見なかったやりくりだなと思いつつ、でもうまいやりくりだなというふうには思っておりますが、1つは、この改めて情報基盤整備のこのやつと実際に関わる5億円を超える金のその仕組み、もう一度説明願いたいというのと、それから臨時財政対策債はそういうのと関連しているのか、あるいはこの1億4,400万というのは別の

形の支出というのがこの中でどんなふうに表れているのかということを含めて、もう一度お願いをしたいなと思います。説明をね。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） 高度無線環境整備推進事業に関わる部分ですので、私のほうから御説明を申し上げたいと思います。

この関わりの部分でございますけれども、議案説明資料の内訳の中にも書いてございますけれども、自治体負担分ということで負担金額が5億700万という形になってございます。その財源の充当につきましては、まず地方創生の臨時交付金、これが民間事業者が総務省のほうから頂く補助金の額の80%相当、ですから、今回予算のほうに上げさせていただいております2億400万が交付金充当分になります。そこから除く残りの3億300万円、これが地方債の充当額というような内訳になってございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから議案の42ページにございます地方債の変更に当たります臨時財政対策債の今回の増額503万2,000円につきまして御説明申し上げます。

例年7月上旬の普通交付税の算定に伴いまして、普通交付税の振替財源となります臨時財政対策債についても発行可能限度額というのが算定されるところでございます。実は、この臨時財政対策債の年度内の変更につきましては、例年3月の整理予算の中でさせていただいております。

実はここ数年、予算で当初予算で措置する臨時財政対策債を毎年普通交付税の算定では下回っている状況でしたので、3月に整理させていただいたところですが、今回の算定に伴いまして、当初予算で計上しました金額を超える発行可能額となりましたことから増額しているものです。その増額のタイミングがなぜこの時期になったかと申しますと、普通交付税算定後、この臨時財政対策債を今年度借入れするに当たり、協議をして届出をして、知事の同意を得る必要がございます。

その同意を得るためには、町の予算の議決が要件になっておりまして、これまでは当初予算の枠内の借入れでしたので、その枠は議決取れていますということで、最初に同意を得たから補正で減額をできたんですが、今回可能額を、大切な一般財源となりますので、これを全額借入するために、このタイミングで補正を議決いただけないと知事からの同意が得られないという現状が生まれますので、今回9月の補正で増枠させていただいたところござ

います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書（保険事業勘定補正予算 第3号）事項別明細書1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり43ページ及び44ページの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書1総括、2歳入、3歳出と議案書つづり45ページ及び46ページの予算総則第1表、歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第72号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書1総括、2歳入、3歳出と議案書つづり47ページ及び48ページの予算総則第1表歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号 令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書全般、議案書つづり49ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第73号の質疑を終わります。

これから議案第69号から議案第73号までの討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第69号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第69号の討論を終わります。

次に、議案第70号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第70号の討論を終わります。

次に、議案第71号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第71号の討論を終わります。

次に、議案第72号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第72号の討論を終わります。

次に、議案第73号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第73号の討論を終わります。

これから議案第69号から議案第73号までの5件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第69号を採決します。

お諮りします。

議案第69号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号を採決します。

お諮りします。

議案第70号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号を採決します。

お諮りします。

議案第71号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号を採決します。

お諮りします。

議案第72号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号を採決します。

お諮りします。

議案第73号 令和2年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第23、意見書案第5号 林業・木材産業の持続可能な施策の充

実・強化を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

意見書案第5号 林業・木材産業の持続可能な施策の充実・強化を求める意見書案について簡単に趣旨説明をさせていただきます。

本意見書は、基本は議員皆さんが参加いただいております林活議連の北海道段階からの要請を基にしたものでございます。本町といたしましても、大きな森林を抱える町でございまして、これらの整備が急がれている。とりわけこの胆振東部3町は地震の被害で大きくその整備が遅れているという状況でもございます。そうしたことに基づいて、この本意見書では人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を講じるなど森林資源の循環利用による林業・木材産業の持続可能な発展に向けて、施策の充実・強化を図ることが必要であるということをお願いして強く要望するものでございまして、下の1から3までの項目を具体的に意見書として要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。御審議の上、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第24、意見書案第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村修議員。

○11番（北村 修君） 意見書案第6号 国土強靱化に資する道路整備等に関する意見書案について簡単に趣旨説明させていただきます。なお、全文朗読をもってさせていただきます。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において大きな打撃を受けている。

今後は感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在能力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雨、地震、津波など自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な問題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪、寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次に掲げる事項について特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。ということで、6つの具体的な内容を述べさせていただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第25、意見書案第7号 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

事前に印刷配付をさせていただいておりますので、一部朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症との闘いは長期化することも見込まれており、検査体制・医療提供体制のさらなる充実のほか、重篤化のリスクが高い方が多く利用する社会福祉施設におけるクラスター対策等、感染症を確実に抑え込みつつ、次なる感染拡大の波に確実に対応できる準備する必要があります。

よって、国においてより一層スピード感を持った対応が必要であることから、次の1から5について早急に対策を講ずるように強く求めるものであります。

事前に印刷配付しておりますので、1から5について意見を提出させていただくものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見を提出させていただきます。御審議、御決定よろしく願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第26、意見書案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について趣旨説明をさせていただきます。

こちらに関しましても、事前に印刷配付をさせていただいておりますので、一部朗読をも

って趣旨説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要の対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実行されるように強く要望するものであります。

1番から5番まで印刷配付をさせていただいておりますので、朗読を省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。御審議、御決定よろしく願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査報告の件

○議長（小坂利政君） 日程第27、所管事務等調査報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から所管事務調査報告書、恐竜ワールド構想調査特別委員長及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員長から中間報告書が提出されております。

調査の結果と報告について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（野田省一君） 報告のとおりで、追加する事項はございません。

○議長（小坂利政君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（北村 修君） ここに、長くなりましたけれども、記載のとおりでございますが、当委員会としてコロナ対策の問題、さらに漁業対策、それから工事の管理、進捗の状況と、この間取り上げてまいりました。

特に、コロナ対策では、ここにありますように現状も大変な状況でありますから、計画を逐次推進していただきたい、特に述べておきたいというふうに思います。

それから、2つ目には漁業振興の問題で、ここに述べてありますように、このししゃもふ化場等をさらに活用しながら、一層町のアピールにもつながるような事業をとという意見もありまして、書かせていただいております。

なお、ここには書いてありませんけれども、委員の中から出たので紹介しておきたいのは、ふ化場の問題について、漁業者の間でもふ化場に対する熱が冷めたような意見もないわけではないということがありました。しかし、ししゃもというのは、漁業者だけではなくて、町全体の経済に関わることでもあります。ですから、施設を建設を進める行政といたしましても、これらのことを酌みながら、より早く、そして丁寧な説明の下で推進していただきますよう、重ねてお願いを申し上げて経済委員会としての意見とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（小坂利政君） 次に、恐竜ワールド構想調査特別委員長、報告ありませんか。

○恐竜ワールド構想調査特別委員長（野田省一君） 印刷配付したとおりで追加についてはございません。

○議長（小坂利政君） 次に、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長、報告ありませんか。

○胆振東部地震復旧復興調査特別委員長（北村 修君） 報告のとおりでございます。特に、これ以上ありません。

○議長（小坂利政君） これから、各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、恐竜ワールド構想調査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、各委員長報告に対する質疑を終わります。

各委員会の所管事務等調査報告の件については報告済みといたします。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第28、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、恐竜ワールド構想調査特別委員会、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等について閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（小坂利政君） 日程第29、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件については、胆振管内町議会議員研修の開催が予定をされております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本定例会に付された事件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第3回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時55分